

平成29年度
男女共同参画社会の形成の状況
及び
平成30年度
男女共同参画社会の形成の促進施策
(平成30年版男女共同参画白書)

概 要

内 閣 府

これは平成29年度男女共同参画社会の形成の状況・平成30年度男女共同参画社会の形成の促進施策（男女共同参画白書）の要旨を内閣府でまとめたものであり，引用等については直接白書本体によられたい。

平成29年度男女共同参画社会の形成の状況
及び
平成30年度男女共同参画社会の形成の促進施策

概 要

目 次

I	平成29年度男女共同参画社会の形成の状況	
特 集	スポーツにおける女性の活躍と男女の健康支援	1
第1節	スポーツにおける女性の活躍	1
第2節	男女の健康支援	16
第1章	政策・方針決定過程への女性の参画	30
第2章	就業分野における男女共同参画	33
第3章	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	36
第4章	地域・農山漁村，防災・復興における男女共同参画	40
第5章	教育・研究における男女共同参画	42
第6章	高齢者，ひとり親の状況	45
第7章	女性に対する暴力	47
II	男女共同参画社会の形成の促進に関する施策	
第1部	平成29年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策	51
	はじめに 平成29年度を振り返って	51
第1章	男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	52
第2章	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	52
第3章	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	53
第4章	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	54
第5章	地域・農山漁村，環境分野における男女共同参画の推進	54
第6章	科学技術・学術における男女共同参画の推進	55
第7章	生涯を通じた女性の健康支援	55
第8章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	56
第9章	貧困，高齢，障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	56
第10章	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	57
第11章	教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進	58
第12章	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	58
第13章	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	58
第2部	平成30年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策	60
第1章	男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進	60
第2章	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	60
第3章	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	61

第4章	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	61
第5章	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	62
第6章	科学技術・学術における男女共同参画の推進	62
第7章	生涯を通じた女性の健康支援	63
第8章	女性に対するあらゆる暴力の根絶	63
第9章	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	64
第10章	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	64
第11章	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	65
第12章	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	65
第13章	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	65

特集

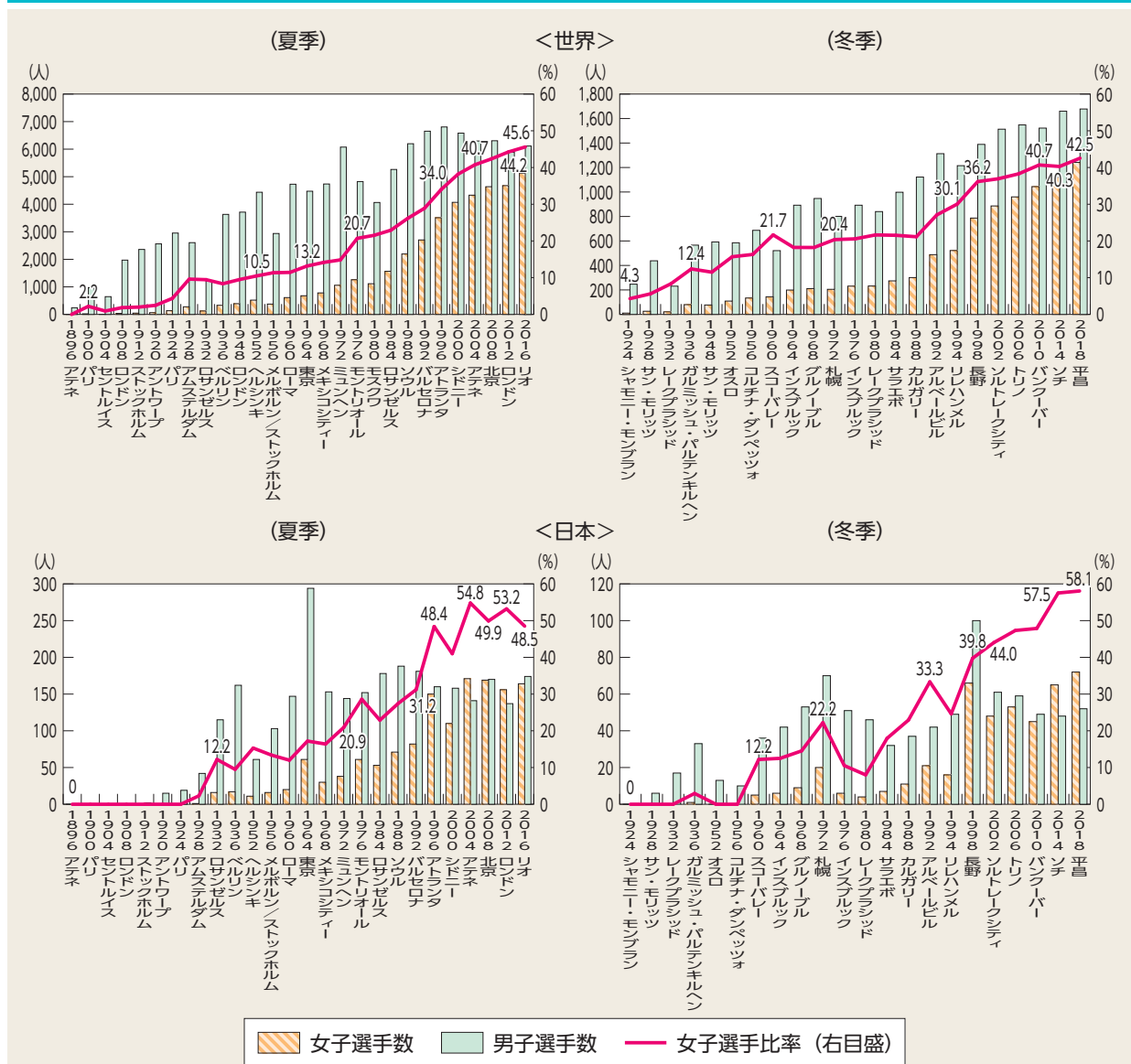
スポーツにおける女性の活躍と男女の健康支援

第1節 スポーツにおける女性の活躍

(女性アスリート活躍の軌跡～オリンピック競技大会～)

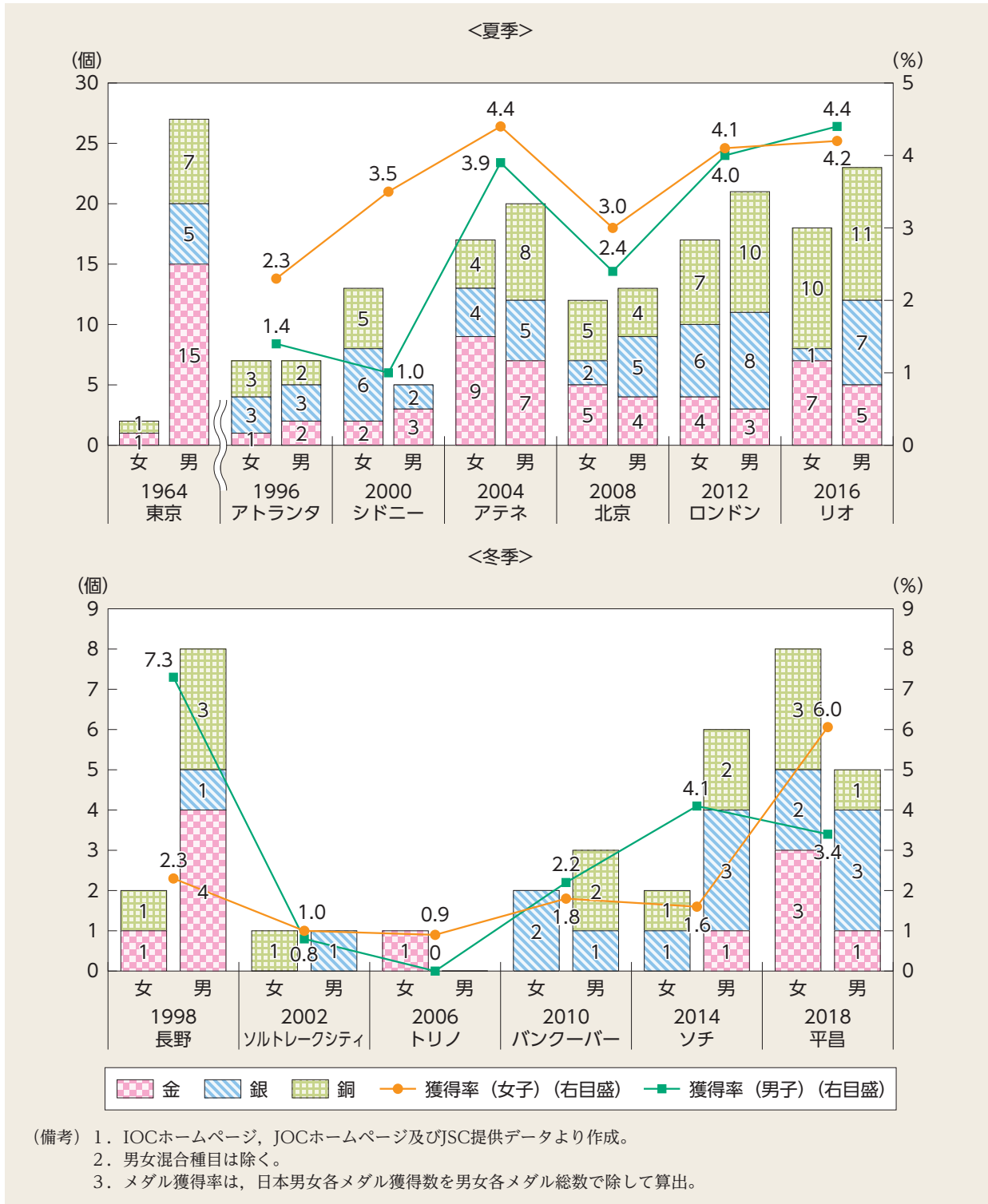
オリンピック出場選手に占める女子選手の参加割合（世界）は、夏季・冬季大会ともに増加傾向にある。また、オリンピック日本選手団に占める女子選手の割合は、夏季大会では近年おおむね半数で推移し、2016年リオ大会では48.5%であった。冬季大会では、2014年ソチ大会で初めて5割を超え、2018年平昌大会では58.1%と過去最高となった（I-特-2図）。

I-特-2図 オリンピック出場選手に占める女子選手の割合（世界と日本）



オリンピックにおける日本人選手のメダル獲得数を見ると、最近の夏季4大会では、いずれも男子選手のメダル獲得数が女子選手のメダル獲得数を上回るが、金メダルの獲得数は女子選手が男子選手を上回っている。冬季大会では、2018年平昌大会において金メダル3個を含む8個のメダルを獲得し、過去最多となった¹（I-特-3図）。

I-特-3図 オリンピックにおける日本人選手のメダル獲得数・獲得率



¹ 男女合わせたメダル獲得数も計13個で、過去最多となった。

(女性アスリート活躍の軌跡～パラリンピック競技大会～)

パラリンピック出場選手に占める女子選手の参加割合（世界）は、夏季大会では増加傾向である一方、冬季大会では2割程度にとどまっている。パラリンピック日本選手団に占める女子選手の参加割合は、夏季大会では近年3～4割程度で推移している。冬季大会では、2014年ソチ大会で過去最高の3割となったが、2018年平昌大会では13.2%に低下した（I-特-5図）。

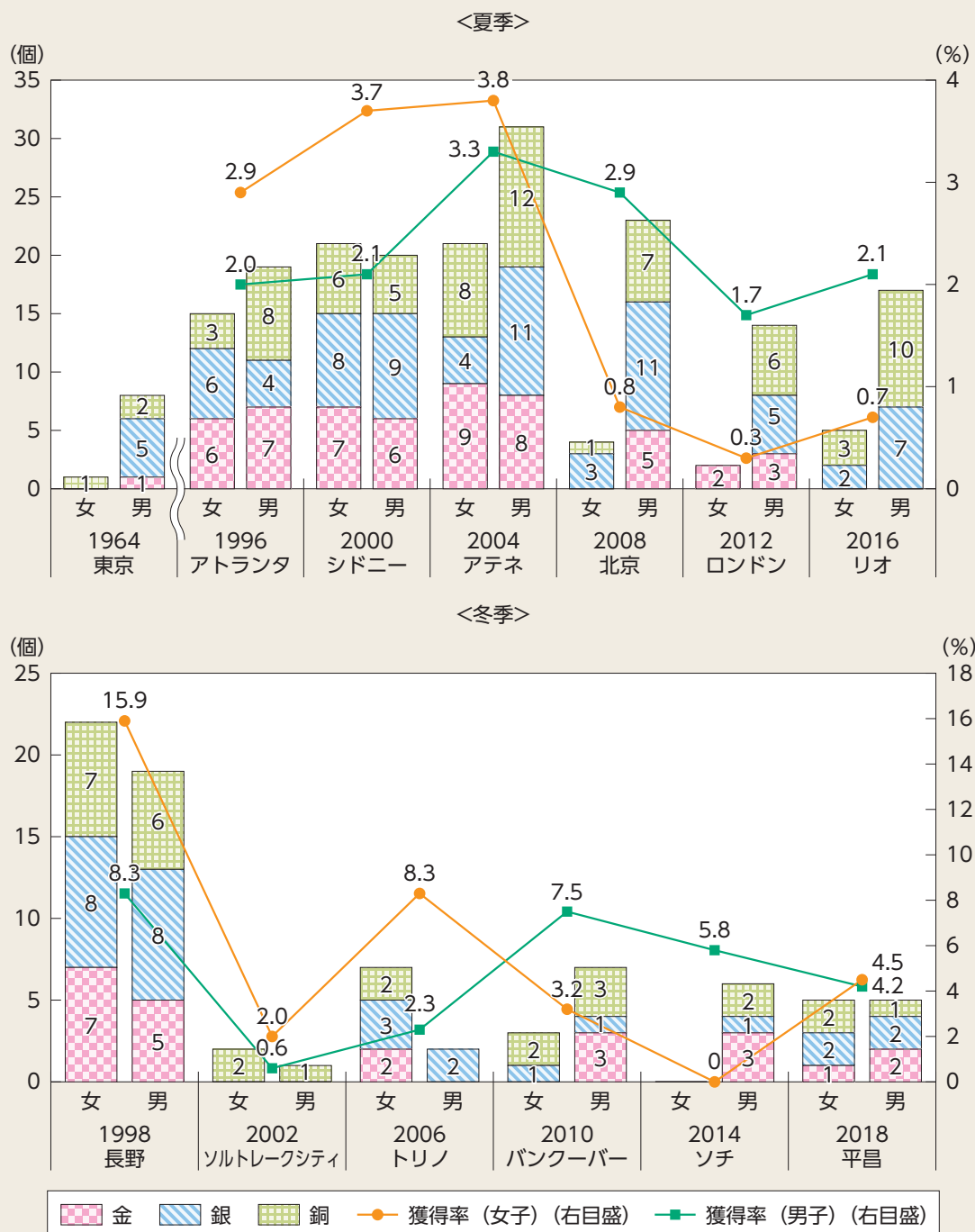
I-特-5図 パラリンピック出場選手に占める女子選手の割合（世界と日本）



(備考) 1. IPCホームページ及びJPCホームページより作成。
2. 1976年トロント大会及び1980年アーネム大会における性別不明者（1976年1名、1980年6名）については除いた上で算出。

パラリンピックにおける日本人女子選手のメダル獲得数を見ると、夏季大会では、2004年アテネ大会後、急激にメダル数が低下し伸び悩んでいる。冬季大会では、2014年ソチ大会ではメダルを獲得することができなかったが、2018年平昌大会では5個のメダルを獲得した（I-特-6図）。

I-特-6図 パラリンピックにおける日本人選手のメダル獲得数・獲得率

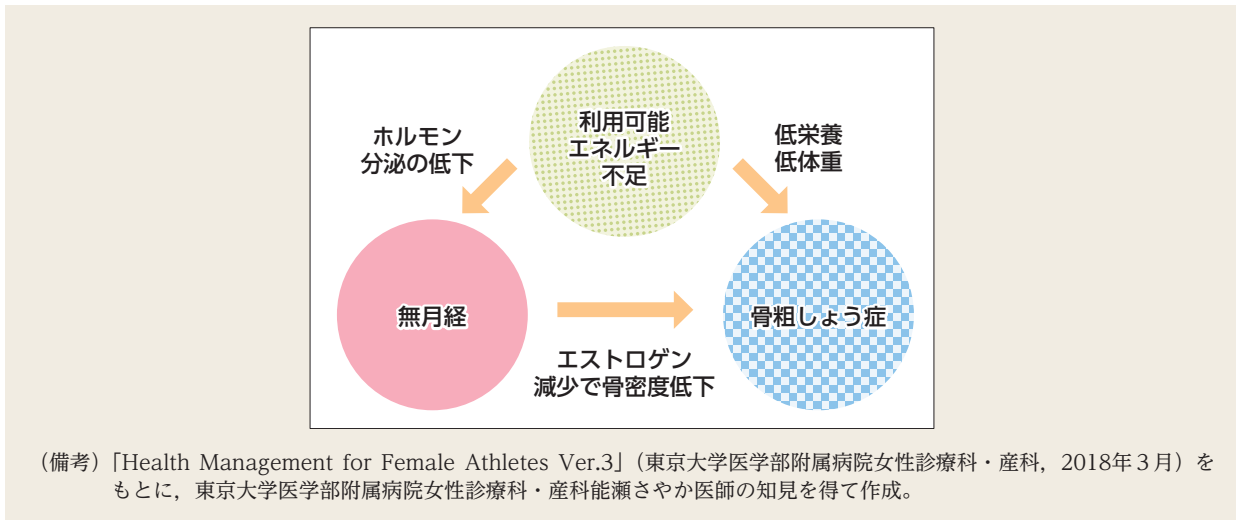


(備考) 1. JPCホームページ及びJSC提供データより作成。
 2. 男女混合種目は除く。
 3. メダル獲得率は、日本男女各メダル獲得数を男女各メダル総数で除して算出。

(女性アスリートの三主徴 (FAT) 等)

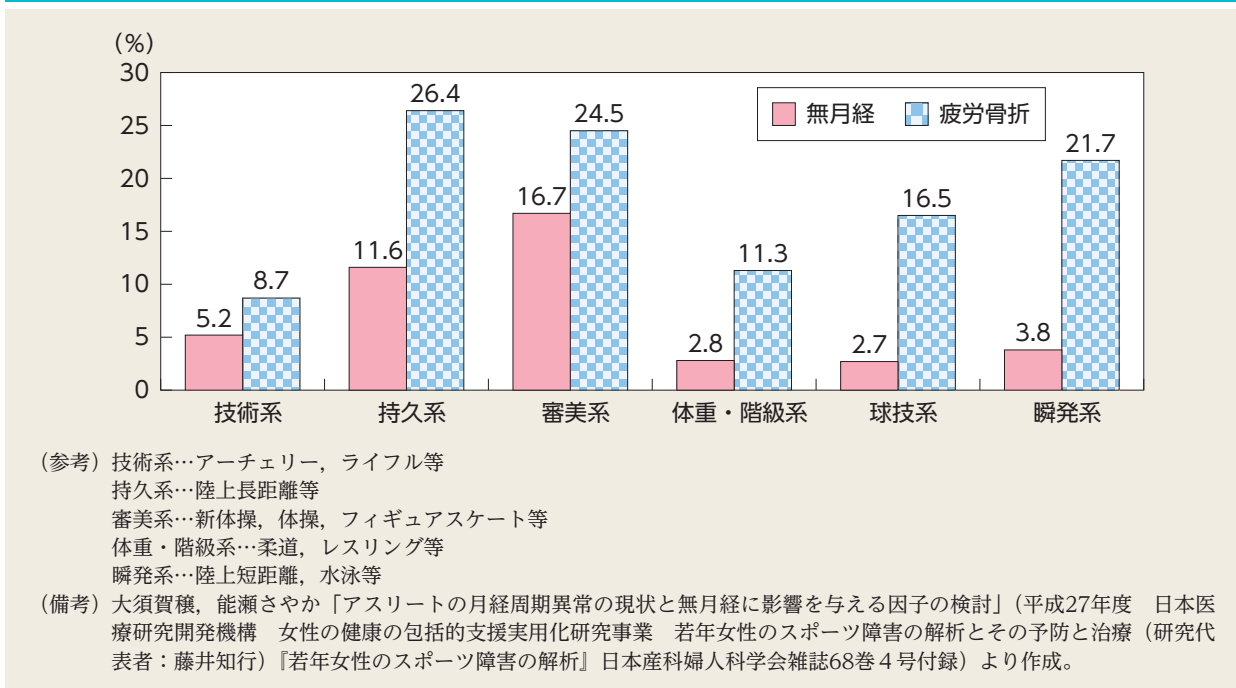
女性アスリートの活躍が進む一方で、女性アスリートの選手生命に大きな影響を及ぼす徴候として、「女性アスリートの三主徴」(摂食障害の有無によらないエネルギー不足・無月経・骨粗しょう症) (female athlete triad; FAT) が指摘されている。これらの徴候を放置した場合、疲労骨折等により競技生活の継続が困難となる恐れもある (I-特-8図)。

I-特-8図 女性アスリートの三主徴



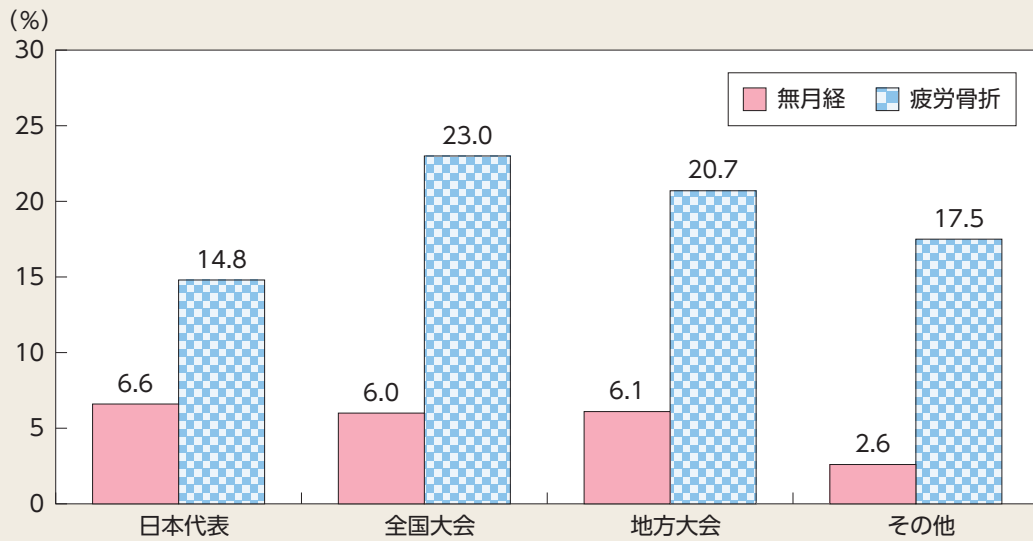
無月経や疲労骨折の既往は、新体操や体操、フィギュアスケート等の「審美系」競技など、体重管理の重要性が高い競技で多く見られる。他方、無月経の割合は、競技者のレベルで差がなく、疲労骨折経験者の割合は、日本代表レベルの選手より全国大会レベル以下の選手の方が高いなど、これらの問題がトップレベルの選手に限ったものではないことが示されている² (I-特-9, 10図)。

I-特-9図 無月経と疲労骨折の頻度 (競技別)



² 日本産科婦人科学会等の調査によると、疲労骨折の好発年齢は、競技レベルを問わず、16~17歳であることも分かっている。

I-特-10図 無月経と疲労骨折の頻度（競技者のレベル別）



（備考）大須賀穰，能瀬さやか「アスリートの月経周期異常の現状と無月経に影響を与える因子の検討」（平成27年度 日本医療研究開発機構 女性の健康の包括的支援実用化研究事業 若年女性のスポーツ障害の解析とその予防と治療（研究代表者：藤井知行）『若年女性のスポーツ障害の解析』日本産科婦人科学会雑誌68巻4号付録）より作成。

コラム

病気予防から妊娠・出産まで～鍵は正しい知識と身近な相談体制～（元サッカー女子日本代表 澤穂希さん）

米国でプレーしていた20代の頃、ほとんどのチームメイトが低用量ピルを服用し、10代の頃から婦人科で定期的な検診を受けていたのを見て、日本とは環境が大きく異なることに驚いた。

サッカーの技術は、トレーニングや試合を重ねることで向上するが、月経困難症の不安や痛みは、努力や根性では解決できない。アスリートに限らず、女性はまず、自分の体のことをよく知り、プラスになることは実践してみる姿勢が健康への第一歩だと思う。低用量ピルの情報がもっと行き渡り、重い月経痛の症状を軽減できる可能性があることを知ってほしい。そのために、まずは中学や高校、大学のスポーツ指導者がそのメリットやリスクを把握し、学生たちに正確に説明できる知識を身に付けてほしい。

私は、30歳頃に低用量ピルを服用し始めたが、その際、チームドクターにメールで相談すると、いつも24時間以内にスピーディな返信があり、非常に助かった。その後も、いつも気軽に相談できるかかりつけの医師がいたことで、37歳で引退するまで、安心して現役生活を続けることができた。また、低用量ピルについては一般的に、「使い続けると、将来、妊娠できないのでは」といった誤解もあるが、実際、私は7年間使用し、引退後に妊娠、出産することができた。

産婦人科医と気軽に話せる環境があれば、救われる女性は多い。特に10代の少女にとって、産婦人科はハードルが高いため、まずは母親同伴で受診し、親子で指導を受けることを勧めたい。また、学校の保健室で学生から相談を受けた養護教諭が近隣の産婦人科医を紹介したり、職場にもスペシャリストが常駐するなど、女性が健康について身近で気軽に相談できる環境が今以上に整ってほしいと思う。



2000年に15歳で初めて日本選手権に出場し、翌年、世界選手権に出場する機会を得た。世界の舞台に立つチャンスを得る一方で、10代後半は、月経前の体重増加や苛立ちに悩まされた時期でもあった。当時の私もそうだが、思春期の女子選手が、体の変化に悩んだり、月経に伴う心身の不調に苦しんでも、身近に相談できる相手がいなかったことが一番の問題だと思う。10代の選手が一人で婦人科に行こうと決意するのは難しい。また、選手は、体調管理ができていないと思われたくない等の気持ちで、怪我や不調をコーチに言わないことがある。



コーチと選手の間で立って、コーチに言うべきこと、言うべきでないことの線引きを守りつつ、選手の相談に乗り、必要に応じてスポーツに詳しい婦人科医や栄養士につなぐ役割を担う専門家を養成する必要があると思う。学校の部活動も同様で、教師が、コーチ、メンタルトレーナーなど多くの役割を担う。部活動で活躍する女子選手の心身の問題にきちんと対処するには、専門家が業務を分担し、連携する体制にシフトしなくてはいけないだろう。

女子選手の皆さんも、自分の体を守り、競技パフォーマンスを上げるために、心身の健康や栄養に関する正しい知識を身に付けてほしい。月経痛や無月経、月経不順などは、早く婦人科医に相談し、きちんと対処することが必要だ。また、不健康に痩せることや、思春期に体重が増えることは、単なる体質や食べ過ぎが原因ではない。

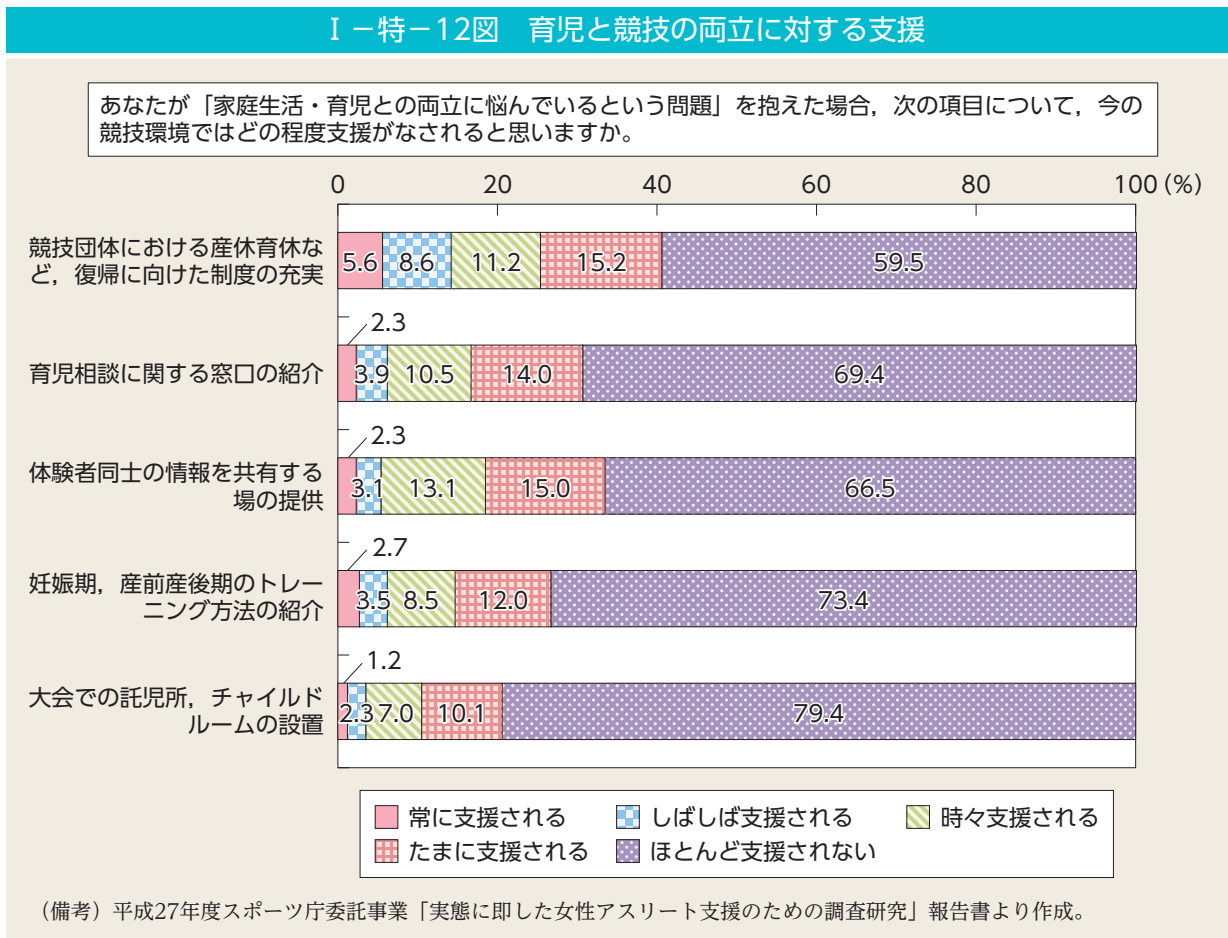
男性コーチも、誤った指導をしないために、思春期の女性の体の変化や月経について理解しておくことが大切。月経等の課題について、最近では、日本スポーツ協会（JSPO）の指導者講習会等に婦人科医を招き、広く研修を行う体制になっていると聞く。ただし、水泳で言えば、地域のスイミングクラブのコーチにまで知識が遍く浸透しているとは言えないだろう。JSPO等のホームページに情報を掲載するだけでは不十分である。地域で行われる研修会等も含めて、全ての指導者に必ず勉強してもらおう体制を作ることが大事だと思う。

(出産・育児と競技生活との両立の現状)

女性アスリートの場合、妊娠等を機に現役を引退するケースが多いが、日本でも近年、育児をしながら競技生活を続けたいと考える女性アスリートが増えている。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が、女性アスリートに、育児と競技との両立について、今の競技環境でどの程度支援を受けられると思うかを尋ねたところ、「大会での託児所、チャイルドルームの設置」は8割近くが、「妊娠期、産前産後期のトレーニング方法の紹介」は7割超が「ほとんど支援されない」と回答した（I-特-12図）。

I-特-12図 育児と競技の両立に対する支援



パラアスリートは引退年齢が比較的高く、既婚の割合や子どもがいる割合もオリンピック選手より高いため、競技生活と家庭との両立はパラアスリートにとっても喫緊の課題だと考えられる。

2009年にいったん引退、出産したが、フリースタイルスキーのハーフパイプがソチオリンピックの新種目に採用されたことから、2010年に復帰した。復帰に当たり、産後のトレーニングや子どもの預け先など疑問や不安がたくさんあったが、身近に相談できるママアスリートがおらず、とても困った。この経験から、子どもを持つ女性アスリート同士で情報共有する場が必要だと思い、「ママアスリートネットワーク (MAN)」を立ち上げた。MANでは、ワークショップを開催し、ロールモデルを紹介するなどの活動を行っている。



女性アスリートが競技と子育てを両立するには、競技団体の支援がとても重要。私は、復帰を考えたときに、国立スポーツ科学センター (JISS) に勤務する知人から、女性アスリート支援のプログラムがあることを偶々教えてもらった。競技団体が、こうした情報を選手に伝えるだけでも違う。

一方で、ママアスリート自身も、こういう点で困っているとか、こうした知識や情報がほしいということを、周囲にはっきりと伝えてほしい。言葉にすることで、本気で競技に取り組むのだという責任感も生まれるし、周囲もどのような支援が必要なのか気付くことができる。私も、ハーフパイプがソチオリンピックの新種目になると知り、復帰したいと思ったが、家族の負担を考えて言えずにいた。夫が、どうするのかと聞いてくれなければ、復帰はなかったと思う。自分の意見を言うかどうかで、環境は大きく変わる。

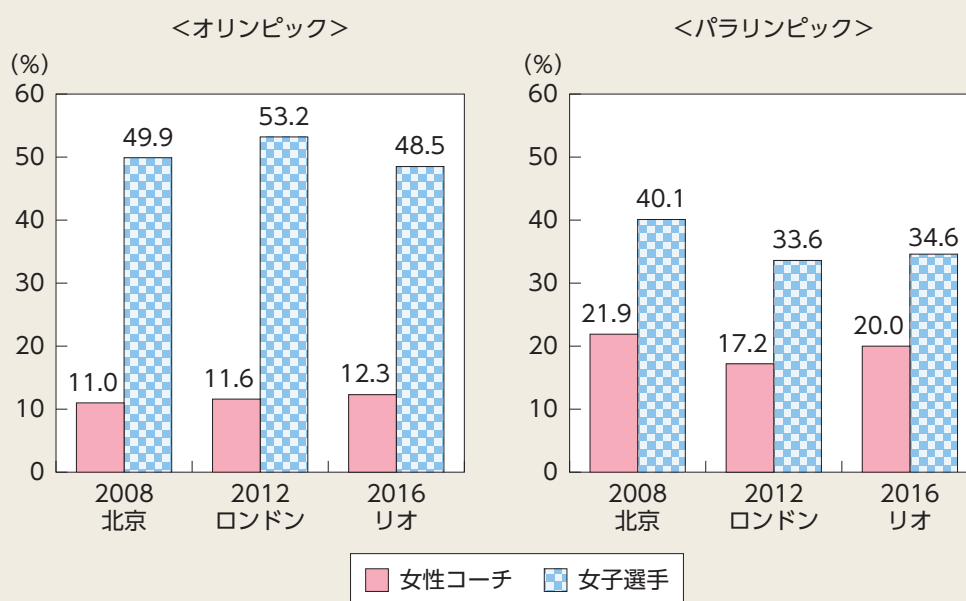
また、女性アスリートに限った話ではないが、競技活動において、費用負担の問題はとても大きい。東京オリンピックなど注目度の高い大会や競技はスポンサーを得やすいが、マイナー競技の場合、それも困難だ。金銭面で家族に負担をかけているという思いを持たざるを得ないことも、女性アスリートが競技をやめる理由の一つだと思う。

メディアでは、ママアスリートの華やかな面ばかりが取り上げられるが、実際に経験してみても、決してそうではないことがよく分かった。家族に金銭面で負担をかけること以外に、オリンピックに出たいという自分の「我が儘」で娘を預けなくてはならないという葛藤があった。夫や他の家族を犠牲にしているという気持ちもあった。SNS等で批判を受けることもあった。それでも、私がそうだったように、産後も競技を続けたいという思いを持つアスリートがいる。ママアスリートが抱える不安や困難は、企業等で働く母親と同じだと思う。MANのネットワークでは、子どもを持つ女性アスリートの不安を少しでも取り除くような活動を続けていきたいと思う。

(指導者に占める女性割合の現状と向上のための取組)

最近の夏季3大会における日本選手団のコーチに占める女性の割合は、オリンピックで10%程度、パラリンピックで20%程度となっており、いずれも選手団に占める女子選手の割合を大きく下回っている（I-特-16図）。

I-特-16図 夏季オリンピック・パラリンピック3大会における女性コーチの割合



(備考) 1. スポーツ庁資料より作成。

2. コーチ数は、スポーツ庁において、各夏季オリンピック大会の日本選手団情報 (JOC) 及び各夏季パラリンピック大会の日本選手団情報 (JPC) よりチームリーダー・監督・コーチの合計数を算出。

現役時代は、日々の練習や試合に必死で、セカンドキャリアを考える余裕がなかった。引退する時、「これからはテニスを通して恩返しをしたい。指導者になりたい。」と考えた。一方で、プロ選手やトップクラスのジュニアの選手の指導者になると、プライベートな時間が取りにくい。家族を持ちたいという思いもあったため、結婚や出産を優先し、同時に、近い将来、指導者になることを見据えて、2014年秋に大学院への進学を決めた。



現役時代にテニスで男女の待遇差を感じたことはほとんどない。40年以上前に、米国のビリー・ジーン・キング選手の働きかけで、全米オープンの賞金が男女同額になった。その後も、セリーナ・ウィリアムズ選手を始めとした女子選手が声を上げ、2007年までに4大大会(グランドスラム)¹全てで賞金が同額になった。現在も賞金額は右肩上がりで伸び、女子テニス選手がプロの職業として成り立っている。男女で待遇差のある競技も多い中、テニスは先駆的な役割を果たしており、女性コーチの働き方についてもロールモデル作りができるのではないかと考える。

大学院では、女性がコーチになるための条件や阻害要因をテーマに修士論文を執筆した。テニスの世界ランキング100位以内の選手に付く女性コーチの割合は、女子選手で10%、男子選手では3%にとどまる。コーチは年間30~40週を選手に帯同することもあり、出産・育児との両立が難しい。他方で、コーチの役割は、常に帯同しなければならないものではない。コーチが司令塔となり、他のスタッフとチームを組んで交代で帯同するやり方もある。また、近年、4大大会等では託児室も整備されている。

2017年3月に大学院を修了し、4月からはこれまでの学びを活かすべく指導者としてコートに立ち始めた。引退からコーチとして復帰するのに7年かかったが、この間に結婚や出産を経験し、大学で新たな知識を得るなど、私にとっては必要な時間だった。私自身は、選手として一つのキャリアをなし遂げたという思いもあるため、今後は、母親という立場や家族との関係も大事にしたいと考えている。家庭とのバランスを取りながら、コーチとしてどのような働き方ができるか、一つのモデルを示していきたい。

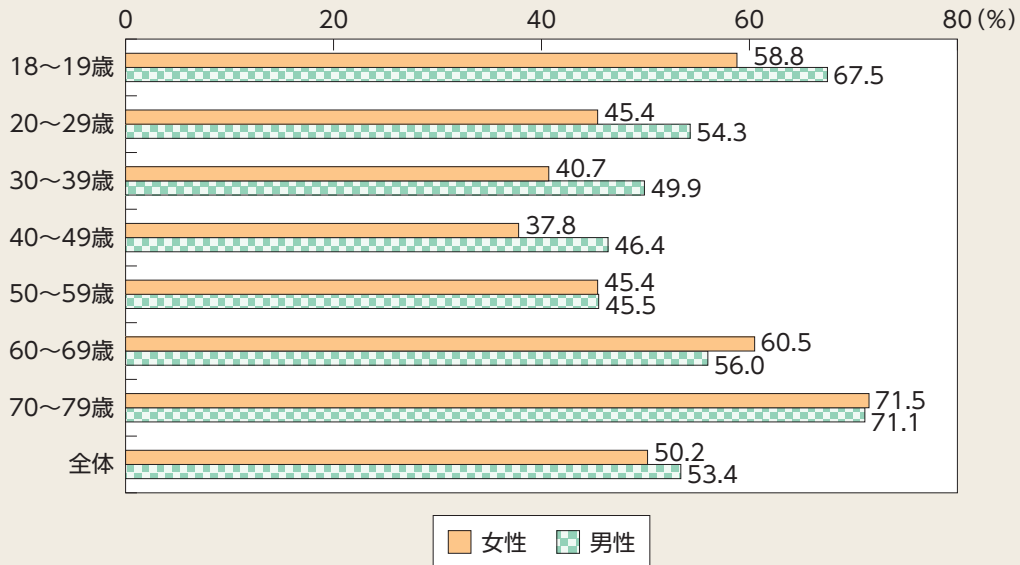
¹ 全豪オープン、全仏オープン、ウィンブルドン選手権、全米オープン

(成人女性のスポーツ実施率)

成人の週1回以上のスポーツ実施率を年齢別に見ると、男女とも30~40代で低く、また、男女別に見ると、30代、40代ともに女性は男性より10%ポイント低い(I-特-18図)。

運動・スポーツの頻度が減った又はこれ以上増やせない理由を尋ねたところ、男性に比べて女性では、「面倒くさいから」、「子どもに手がかかるから」、「運動・スポーツが嫌いだから」と回答した割合が高くなっている。

I－特－18図 年齢別・男女別 スポーツ実施率（週1回以上）

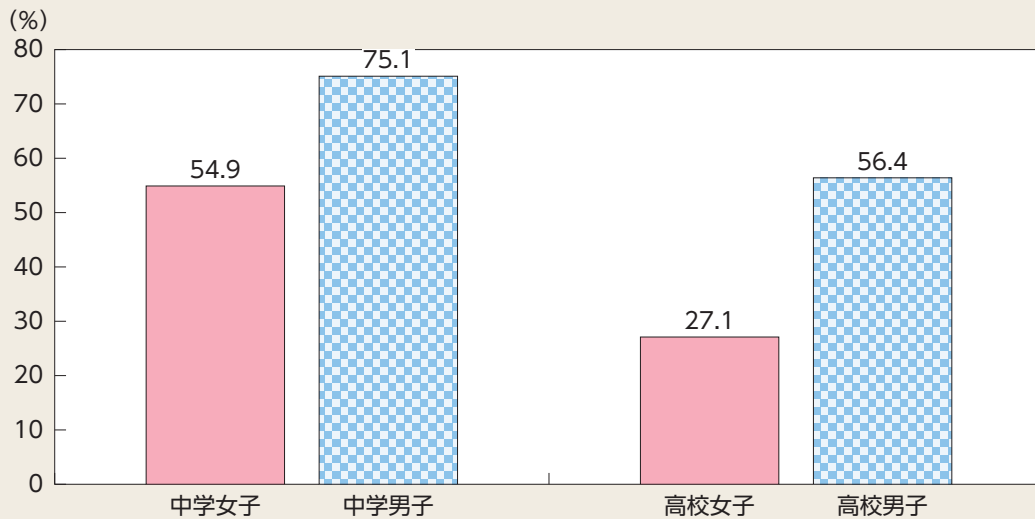


(備考) スポーツ庁「平成29年度 スポーツの実施状況等に関する世論調査」より作成。

(学生のスポーツ実施状況)

運動部活動への参加率は、中学女子では54.9%、高校女子では27.1%となっており、いずれも男子と比べて低い水準となっている（I－特－20図）。

I－特－20図 中学生・高校生の運動部活動参加率

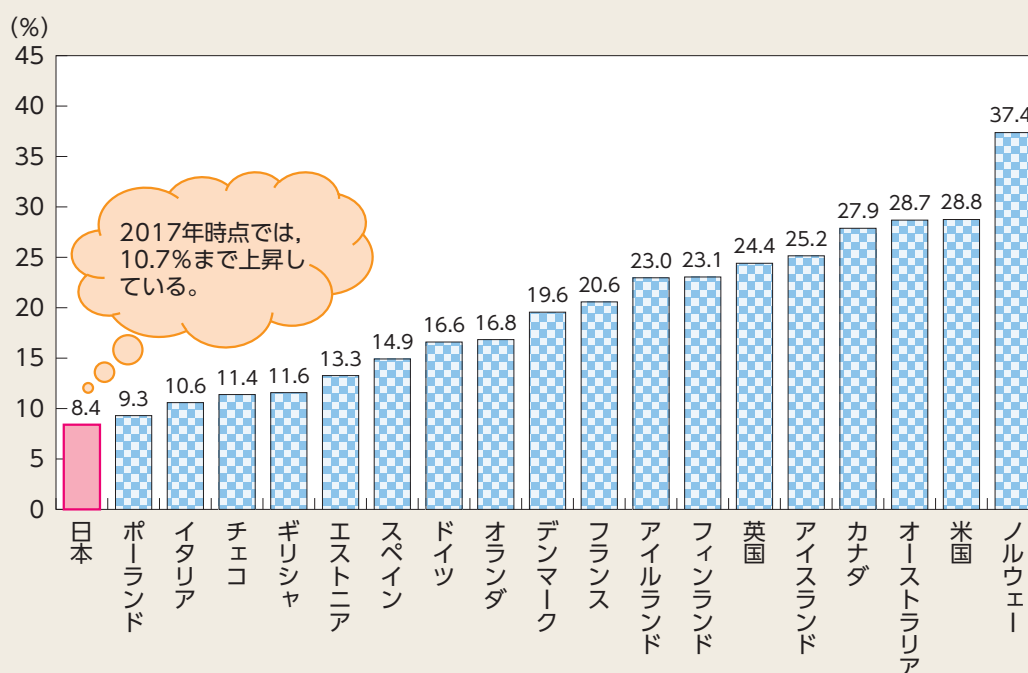


(備考) 1. スポーツ庁資料より作成。
2. 平成28年度の生徒の運動部活動への参加率。

(スポーツ団体における女性役員の育成)

日本のスポーツ団体119団体の女性役員割合の平均は10.7%³ (平成29年8月現在)。他の先進国の状況を見ると、ノルウェーが37.4%と最も高く、次いで米国、オーストラリア、カナダ、アイスランド等となっている (I-特-23図)。

I-特-23図 スポーツ団体における女性役員の割合 (国際比較)

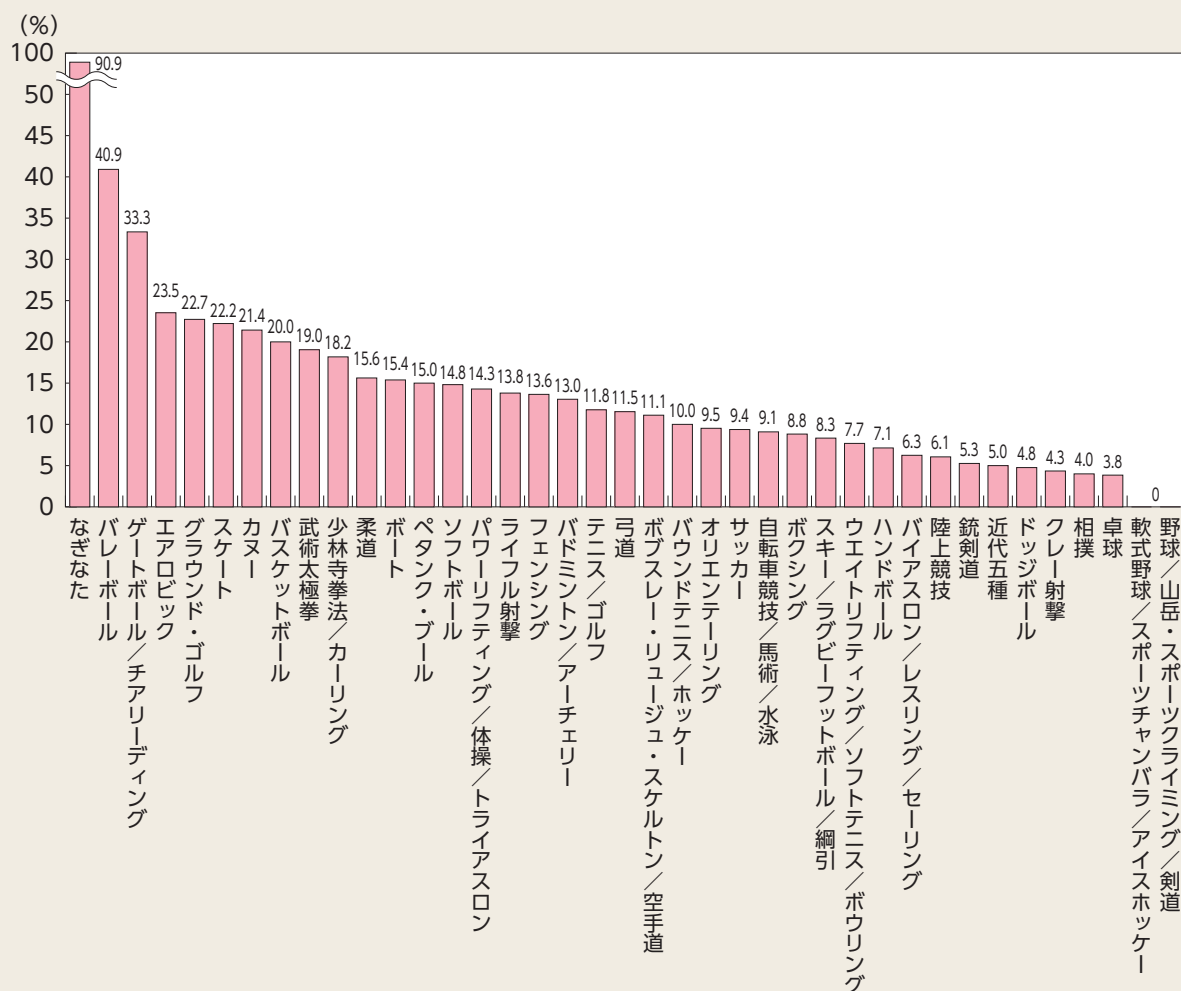


(備考) 1. 第5回世界女性スポーツ会議での合意に基づき公表された「THE SYDNEY SCOREBOARD」より作成。
2. 2013~2014年の数値。

³ JSPO及びJOCも含めた数。JSPO加盟競技団体のみの数値は10.6% (平成29年8月現在)。

公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）加盟競技団体における女性役員の割合を見ると、なぎなたが90.9%、バレーボールが40.9%、ゲートボールとチアリーディングが33.3%と3割を超えている（平成29年8月現在）（I-特-24図）。平成28年10月時点と比較すると、24団体で女性役員が増加し、女性役員がゼロであった団体のうち4団体（相撲、クレ射撃、ボブスレー・リュージュ・スケルトン、ドッジボール）が女性役員を登用した。

I-特-24図 JSPO加盟競技団体における女性役員の割合



- (備考) 1. スポーツ庁資料より作成。
 2. 数値は、平成29年8月現在。
 3. JSPO加盟団体は、グラフで図示したJSPO加盟競技団体（59団体）のほかに、JSPO加盟都道府県体育協会等（47団体・女性役員比率7.6%）、JSPO準加盟団体（ローラースポーツ、ダンススポーツ、アメリカンフットボール、フライングディスク、女性役員比率10.0%）、JSPO加盟関係スポーツ団体（7団体、女性役員比率22.8%）がある。

2012年に引退し、翌年から日本水泳連盟（以下「連盟」という。）の理事を務めている。連盟から理事にという打診があったときは、突然のことで驚いた。引退して1年足らずで、水泳以外の経験がほとんどなかったため、このような大役が私に務まるのか、引き受けてもよいものか、何度も逡巡した。最終的にやってみようと思いついたのは、同じアスリート出身で、当時連盟の理事を務めていた村山よしみさん¹が、「ハギトモが理事になってくれると私も心強い。一緒に頑張ろう」と背中を押してくれたことが大きい。その後もアスリートの先輩として、理事の仕事や求められる役割など、たくさんのことを教えてくれた。そうした後押しもあって、私も水泳界に恩返しをするために頑張ってみようと思った。



理事を引き受けたものの、当初は社会人としてのふるまい方が分からず、戸惑うことが多かった。理事の多くは、連盟の委員会委員長の職を兼務する。私は2014年4月から、新設されたアスリート委員会の初代委員長に就任することになった。帰省した折、父に辛いところを話したところ、分からないから教えてほしいと素直に言えばよいのだと、社会人の先輩としての助言をくれた。その助言に従ってみたところ、連盟の幹部が、委員長就任前に、委員長会議に参加してみてもどうかと声をかけてくれた。会議の場で、先輩方の発言を聞き、直接活動の様子を見ることは、何よりの勉強になった。また、各委員会の委員長と気軽に相談できる関係を構築できたことも、現在、委員長として活動する上で大きな財産となっている。

現役の頃から、トップ選手の経験という貴重な財産が、ジュニアの選手に共有されていないという思いを持っていた。そうした問題意識の下、役員として、オリンピックに出場したトップ選手の声を冊子にして配布する等の取組を行っている。選手だけでなく、指導者からも好意的な声が多く寄せられ嬉しかった。選手時代の経験や問題意識を活かし、若い選手の育成や水泳界の発展に貢献できることが、引退後に競技団体の役員として活動する醍醐味だと思う。他方で、私は理事就任後に出産したため、理事会や委員長会議の度に、子どもの預け先に苦労している。今後は、託児所など育児との両立支援にも取り組み、より多くの女性アスリートにとって、競技団体の役員という途が引退後のキャリアの選択肢の一つとなるよう、引き続き頑張りたい。

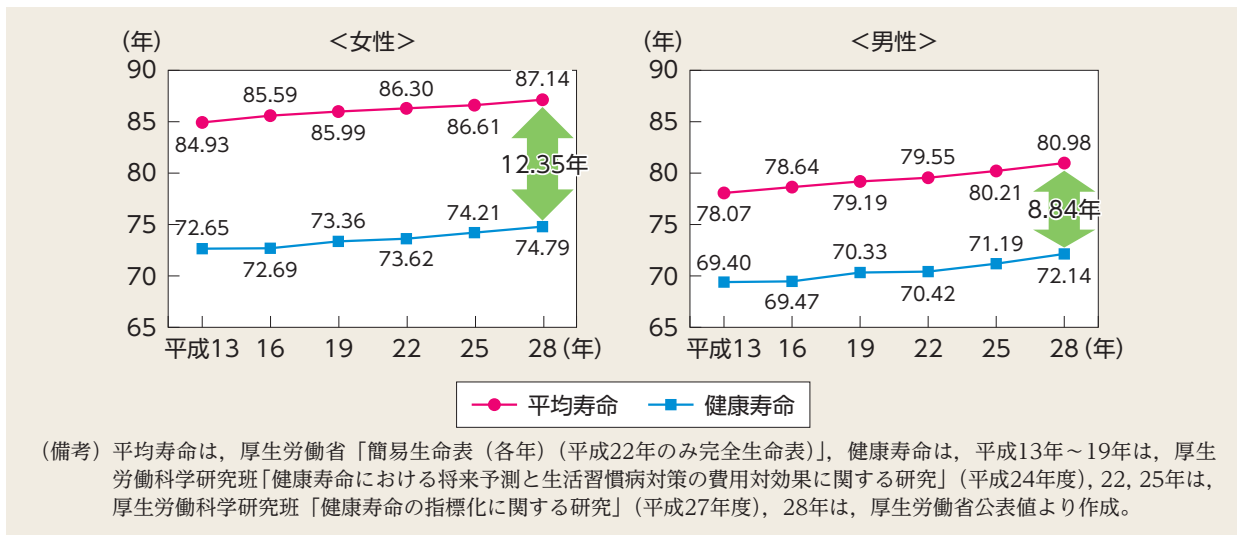
¹ 村山よしみ氏は、2018年1月1日現在、連盟常務理事。1968年のメキシコ大会、1972年のミュンヘン大会、1976年のモントリオール大会と3回のオリンピック出場経験を持つ。

第2節 男女の健康支援

(平均寿命と健康寿命)

我が国の平成28年の平均寿命は女性が87.14年，男性が80.98年と世界でも高い水準である。28年の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は女性が74.79年，男性が72.14年，平均寿命と健康寿命の差（日常生活に制限のある「不健康な期間」）は女性が12.35年，男性が8.84年となった（I-特-26図）。

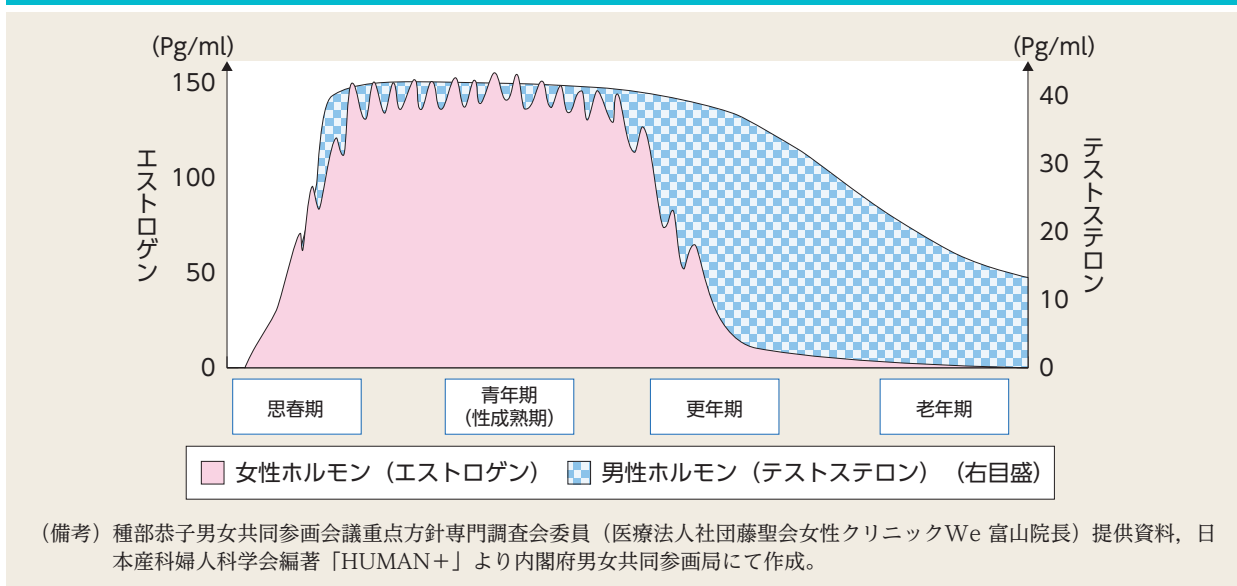
I-特-26図 平均寿命と健康寿命の推移



(ライフステージに応じた女性の健康支援)

女性は思春期，成熟期，更年期，老年期と，男性とは異なる心身の変化に直面する。理由の1つは性ホルモンの動きであり，女性は男性のように一定に分泌されず，月経，排卵，次の月経と，概ね1か月単位で変動が繰り返される。女性には卵巣の寿命があり，男性の性ホルモンが加齢によって緩やかに下降するのに対し，女性では急激な減少・喪失という，大きな性ホルモンの動きが40代後半～50代に訪れる（I-特-34図）。

I-特-34図 男性・女性ホルモンの推移



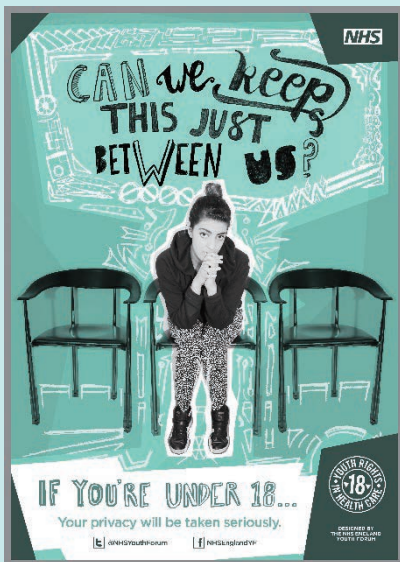
(人工妊娠中絶、若年層の予期しない妊娠の防止等)

女性人口千人当たりの人工妊娠中絶数(中絶実施率)を見ると、スウェーデンや英国、フランスの10代が高く、他の先進国も20代前半の年齢層で高い(I-特-37図)。日本の中絶実施率を見ると、年齢計は6.5であり、年代別に見ると20歳未満は5.0、20~24歳は12.9である。

コラム

予期しない妊娠の防止と性感染症の予防に向けた取組~英国とフィンランドの事例~

若年層の予期しない妊娠の防止と性感染症の予防は各国共通の課題であり、いずれの国も、現状を踏まえた啓発や相談指導の充実等の取組を進めている。英国とフィンランドの取組事例を概観する。



(相談内容は秘匿されるため、心配せずに医療機関に来よう若者に呼びかけるNHSのポスター)

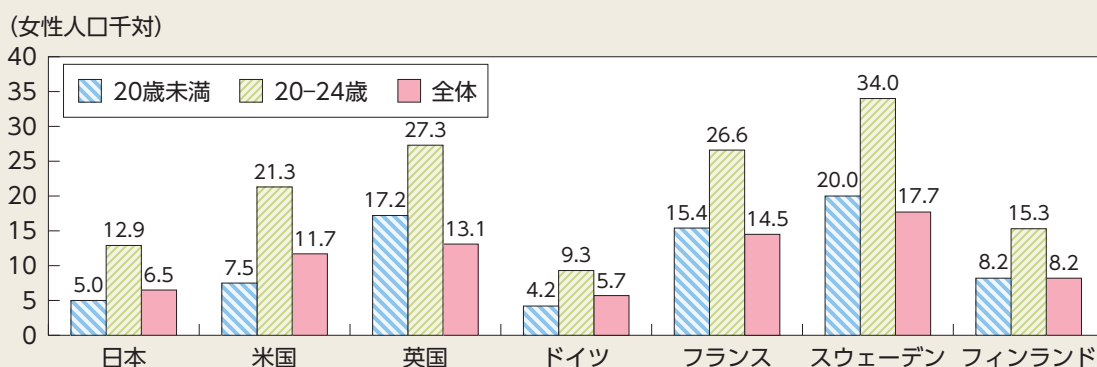
英国では、国民保健サービス(NHS)の仕組みの中で、一般家庭医(GP)の診療所や若者向けクリニック(ユース・クリニック等)、避妊クリニック等において、避妊方法や予期しない妊娠等に関する相談、性感染症の検査や治療、低用量ピルを含む避妊法の提供が行われている。NHSのサービスは、英国居住者であれば誰でも原則として無料で利用できる。NHSの医師や看護師等には、利用者が未成年か否かに関わらず、守秘義務が課されている¹。しかしながら、未成年者の場合、相談内容が親や教師に伝わるのではないかと心配し、相談や治療をためらうケースがある。NHSでは、必要な者に迅速に支援の手が届くよう、若者を対象としたブックレットやウェブサイト等において、生命や身体の安全に関わる場合等を除き、相談や治療の内容が家族や教師に伝わることはない旨、平易な言葉で周知している。

フィンランドでは、1970年から、学校教育の中で、予期しない妊娠や性感染症の予防策を含む性教育が行われてきた。また、中学校、高校、大学などの学校保健師と、ネウボラの医師・保健師等が、若者の予期しない妊娠の防止等に重要な役割を果たしている。学校保健師は、避妊や性感染症等を含めた生徒の健康や医療面の相談にのるほか、自治体によっては低用量ピルの提供等も行う。学校保健師のサービスを受けられない若者には、各自治体が運営する「青少年ネウボラ」や「家族計画ネウボラ」²において、月経や避妊、性感染症、人工妊娠中絶等に関する相談や医療サービスが提供される。フィンランドでも我が国同様、低用量ピルには医師の処方箋が必要である。ただし、未成年者でも、医師の診察や処方箋の発行に親の同意は不要であり、若者が医師の診察をためらうことがないよう、市町村のウェブサイト等でこうした情報が周知されている。人工妊娠中絶も同様である。例えば、ヘルシンキ市が運営するウェブサイトでは、「未成年者が中絶を希望する場合、一般には両親に相談することが望ましいが、ただし、(両親の)同意は不要である」、「本人の希望に反して、医師等が両親に事情を伝えることはない」旨案内されており、親に相談できない等の理由で若者が問題を一人で抱え込むことがないように取組を進めている。

(備考) 英国NHSのホームページ、infopankki.fi(ヘルシンキ市が運営するフィンランドの基本情報サイト)、フィンランド国立健康福祉センター(THL)・ヘルシンキ市・タンペレ市・エスポー市のホームページ、「Sexual and reproductive health in Finland」(THL)、「ネウボラ フィンランドの出生・子育て支援」(高橋睦子、かもがわ出版)等を参考に作成。

- 1 ただし、利用者が13歳未満の場合、医師や看護師等の判断により、ソーシャル・ワーカー等が関与する場合がある。
- 2 ネウボラには、妊娠前から就学前まで子を持つ家庭に切れ目ない支援を行う「出産ネウボラ」、「子どもネウボラ」のほか、避妊や性感染症の相談対応等を行う「青少年ネウボラ」や「家族計画ネウボラ」、虐待や精神疾患、離婚等の問題を抱える家庭への支援を行う「家族ネウボラ」等の種類がある。

I-特-37図 人工妊娠中絶率（国際比較）

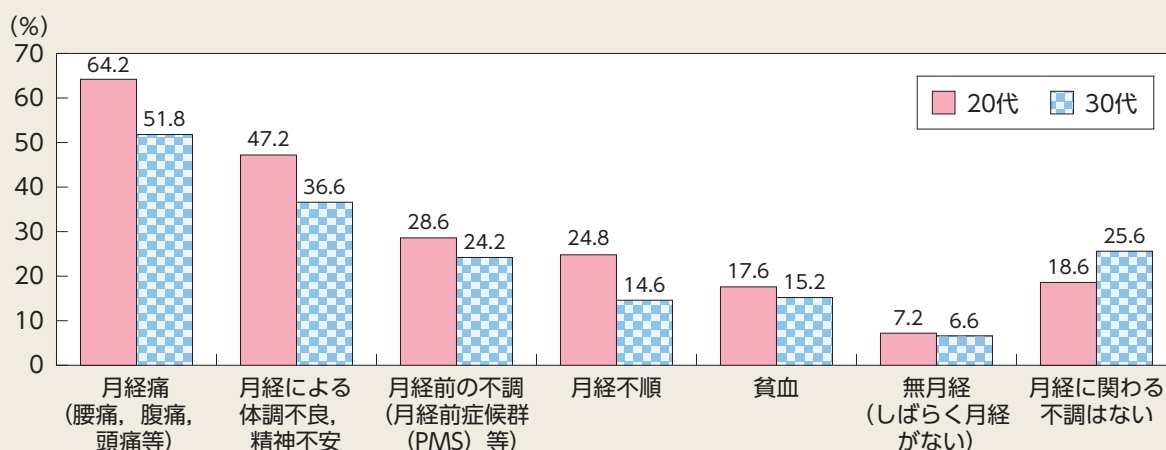


- (備考) 1. 日本は厚生労働省「衛生行政報告例」, 米国はCenters for Disease Control and Prevention “Abortion Surveillance United States, 2014”, その他はUnited Nations “United Nations Demographic Yearbook” より作成。
 2. 20歳未満は15～19歳, 全体は15～49歳の女性人口千人当たりの中絶数。
 3. 日本は2016（平成28）年, フィンランド, ドイツは2015（平成27）年, 米国は2013（平成25）年, 英国は2012（平成24）年, スウェーデンは2010（平成22）年, フランスは2009（平成21）年の数値。
 4. 米国は, カリフォルニア, フロリダ, メリーランド, ニューハンプシャー, テキサス, ワイオミングの各州を除いた数値。

（月経痛, 月経前症候群（PMS）, 月経不順など）

内閣府男女共同参画局の調査⁴によると, 月経痛, 月経による体調不良・精神不安等の月経に伴う症状を20代, 30代の相当数の女性を感じている（I-特-38図）。平成20年に低用量ピルが月経困難症治療薬として保険収載されており, 現在は, 月経に伴う症状についても, 婦人科で幅広い治療法が提供されている。

I-特-38図 月経に関する不調



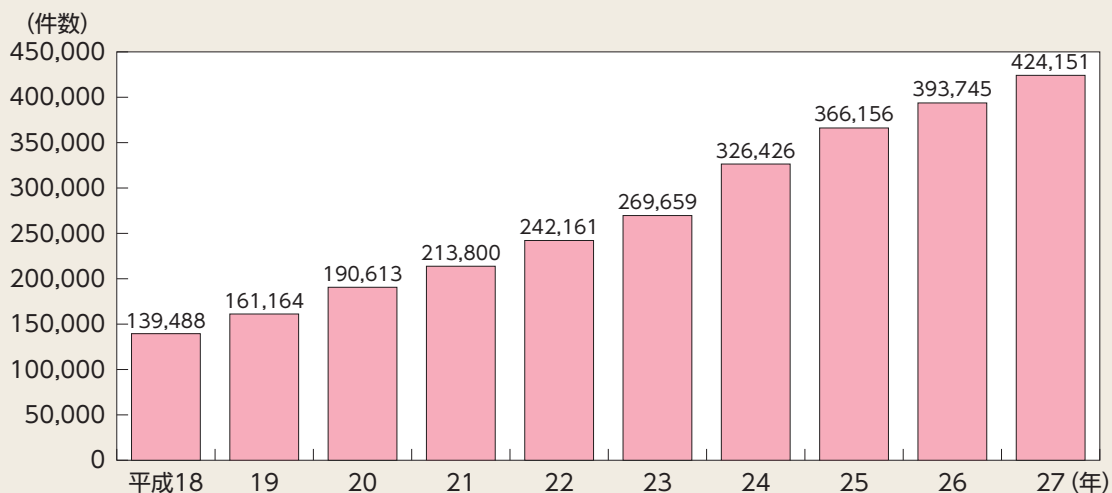
- (備考) 1. 内閣府男女共同参画局「男女の健康意識に関する調査」(平成30年)より作成。
 2. 日本産科婦人科学会/日本産婦人科医会編集・監修「産婦人科診療ガイドライン 婦人科外来編2017」によると, 無月経(続発無月経)とは, 妊娠, 産褥, 授乳もしくは閉経以後のような生理的無月経以外で, これまであった月経が3か月以上停止した状態のこと。

⁴ 内閣府男女共同参画局が, 平成29年12月にインターネットモニター5,000名を対象に実施した調査。

(不妊)

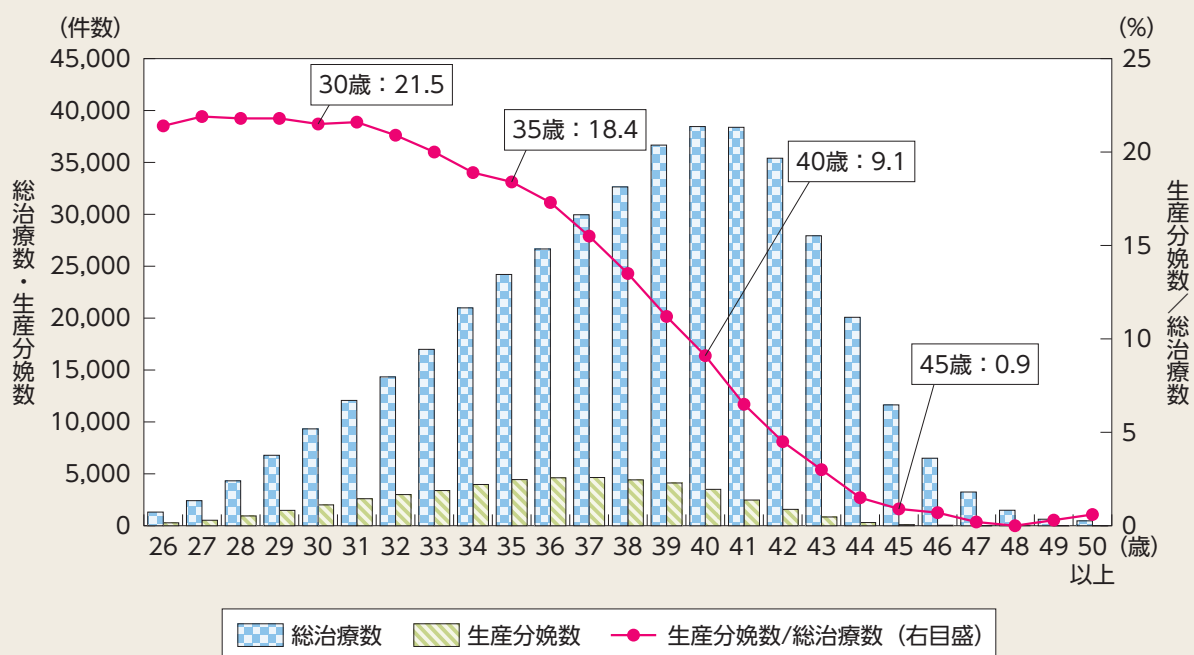
国立社会保障・人口問題研究所の平成27年調査⁵では、不妊の心配をしたことがある夫婦の割合は35%、実際に不妊の検査や治療経験のある夫婦の割合は18.2%である。不妊治療（体外受精）の治療延べ件数は、平成27年には40万件を突破し、10年前の3倍となっている（I-特-39図）。不妊治療を行った場合でも、年齢が上がると、生産分娩率が下がる傾向が見られる（I-特-40図）。

I-特-39図 体外受精の延べ件数の推移



(備考) 1. 日本産科婦人科学会「ARTデータブック（2015年）」より作成。
2. 件数は、IVF（GIFT、その他を含む）、ICSI（SPLITを含む）、凍結融解胚（卵）の合計値。

I-特-40図 体外受精における年齢と生産分娩率



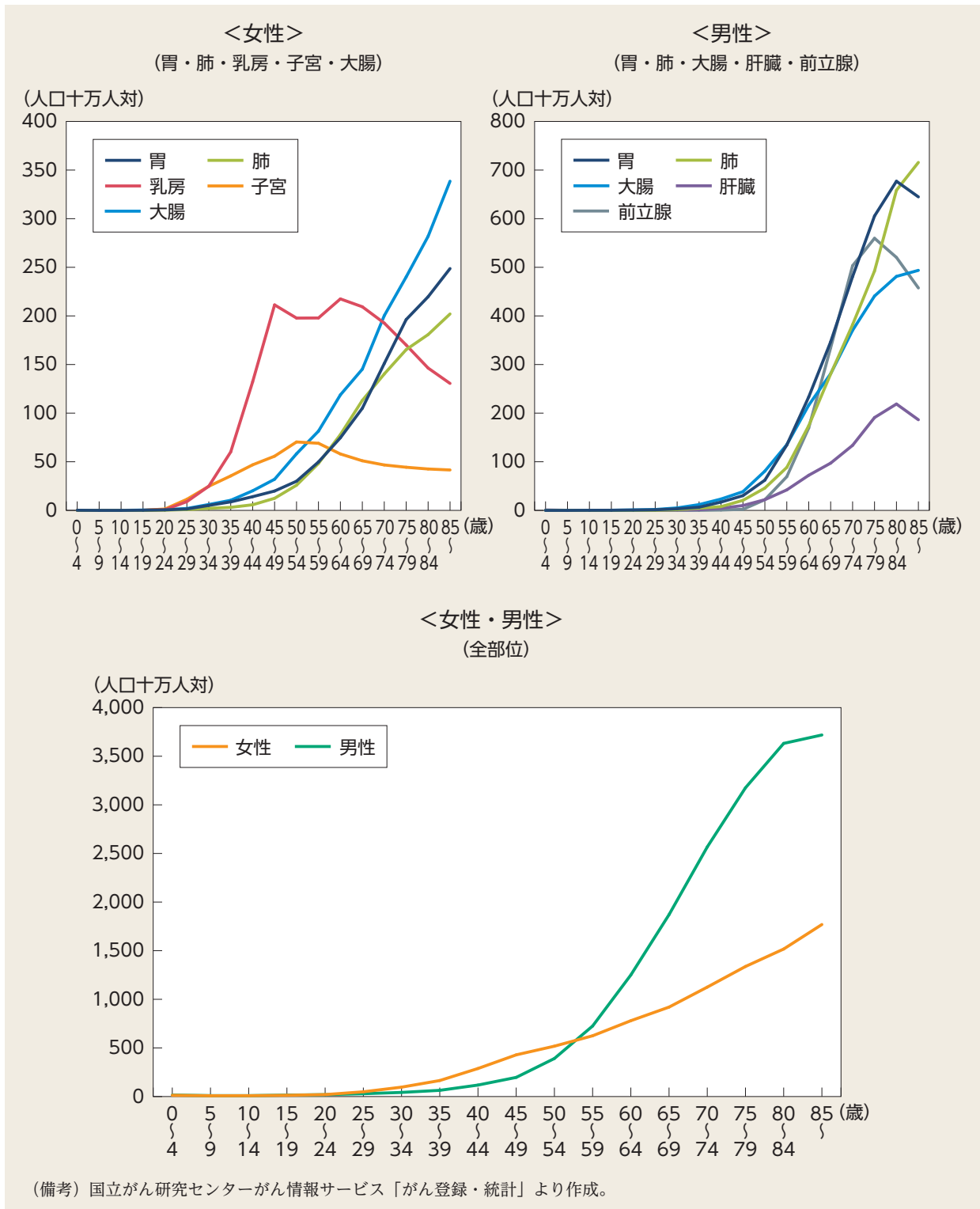
(備考) 日本産科婦人科学会「ARTデータブック（2015年）」より作成。

⁵ 「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（国立社会保障・人口問題研究所，平成29年3月31日）

(女性とがん)

女性で罹患数1位の乳がんと5位の子宮がんは、20代後半から罹患率が上昇し、40代後半～50代前半でピークになるのに対し、胃がんや大腸がん、肺がんなど男性の罹患率が高いがんは、年齢が上がるほど罹患率も上昇する。年齢階級別にがんの罹患率を見ると、20代後半から50代前半までは、女性が男性を大きく上回る（I-特-41図）。

I-特-41図 年齢階級別がん罹患率（平成25年）



古田 智子（ふるた ともこ）

NPO法人ビーシーアンドミー代表理事。

1965年生まれ。東京都出身。国・地方公共団体を事業領域としたシンクタンク等を経て、2013年2月、株式会社LGブレイクスルー設立。14年7月、乳がんと診断され、8月に温存手術、その後、放射線治療、抗がん剤治療を行い、現在はホルモン療法中。16年4月、NPO法人ビーシーアンドミーを設立し、企業研修のほか、東京都浴場組合と協力して、公衆浴場で乳がん検診を啓発する「おっぴい銭湯」等の取組を実施。



乳がん患者数は年々増加しており、平成25年現在、女性の11人に1人は一生のうちに乳がんと診断されると言われており、誰もが罹り得る病気である。また、乳がん罹患のピークには、職場でも家庭でも多くの責任を持つ40代後半の働き盛り世代が含まれる。

官公庁ビジネスソリューション事業を経営する古田智子さんも、平成26年、起業直後に40代で乳がん罹患した。自身が治療を行う中で初めて、乳がんは死に至る病でなく、治療後に日常生活を取り戻している患者が大勢いること、短期の入院や通院での治療が可能であり、罹患しても働き続けられるケースが多いことを実感したという。

古田さんは、自身の経験から、平成28年に、乳がん治療と仕事の両立ができる社会づくりを目指して、NPO法人ビーシーアンドミーを立ち上げた。古田さんのもとには、乳がん罹患した方から多数の相談が寄せられるが、なかには、乳がんだと会社に告げたところ、望まない配置転換や契約解除をされたケースの他、治療と仕事の両立は無理だと考えて、本人が自発的に辞めてしまうケースもあるという。

40～50代の最も活躍する世代の女性が乳がんによりキャリアを絶たれることは、本人のみならず、人材育成に投資してきた企業にとっても大きな損失である。古田さんは、こうした思いで、乳がん罹患した社員が働き続けられるよう、企業と協力して管理職向けの研修等の事業に取り組んでいる。

インターネット・通信関連事業を中心に、医療機関向けシステム事業、調剤薬局事業を展開する株式会社ソフィアホールディングス（東京都新宿区）は、平成29年11月、ビーシーアンドミーの企画により、「もしも上司が・部下が・同僚が乳がんになったら」と題する社員向けの研修を行った。同社の新村直樹社長によれば、医療関連の分野でビジネス展開する以上、自社においても、がん治療と仕事の両立に関するノウハウを持たなければいけないと考え、研修を実施したという。

研修への参加は任意であったにも関わらず、男性管理職も含め、社員の半数以上が参加した。参加した社員からは、仮に乳がん罹患した場合でも、治療のサイクルに併せた仕事の段取りにより十分な成果を上げられることや、コミュニケーションの取り方などががん以外の疾患で療養している社員にも応用できることに気づいた、等との声が上がった。

ソフィアホールディングスは、現在でも、療養が必要な社員がいる場合、本人の状況を踏まえて、柔軟に対応しているが、今回の研修を一つの契機に、将来的には、治療と仕事の両立に向けた制度の整備も視野に入れているという。



(更年期障害)

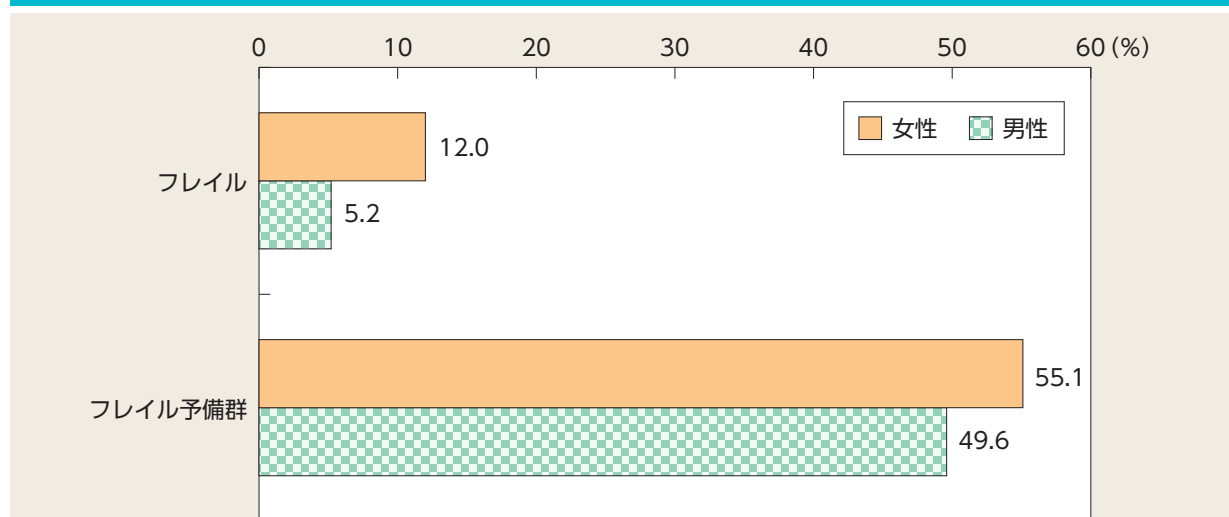
日本人女性の閉経の平均年齢は50歳であり、その前後の5年間(45~55歳頃)を更年期という。女性の場合、閉経に伴う女性ホルモン(エストロゲン)の量が急減することにより、汗、寒気、冷え症、動悸等の自律神経失調症状や、イライラ、怒りっぽい、抑うつ気分等の精神症状等、多彩な症状が発現する。内閣府男女共同参画局の調査によると、40代女性では約40%が、50代女性では約50%が更年期の症状を感じており、50代女性の場合、約10%の者が治療をしていると回答した。

(フレイル⁶と要支援・要介護)

65歳以上の高齢者を対象に、体重減少、筋力低下、疲労感など5つの観点からフレイル(虚弱)とフレイル予備群に分類した研究結果を見ると、フレイルもフレイル予備群も女性が多い(I-特-42図)。

65歳以上の要介護認定者数は、平成27年度末現在で607万人(女性422万人、男性185万人)である。各年齢階層の人口に占める認定割合を男女別に見ると、男女とも80歳以上になると認定率が急上昇するが、特に女性の上昇率が男性と比べて高い(I-特-43図)。

I-特-42図 フレイルとフレイル予備群の占める割合

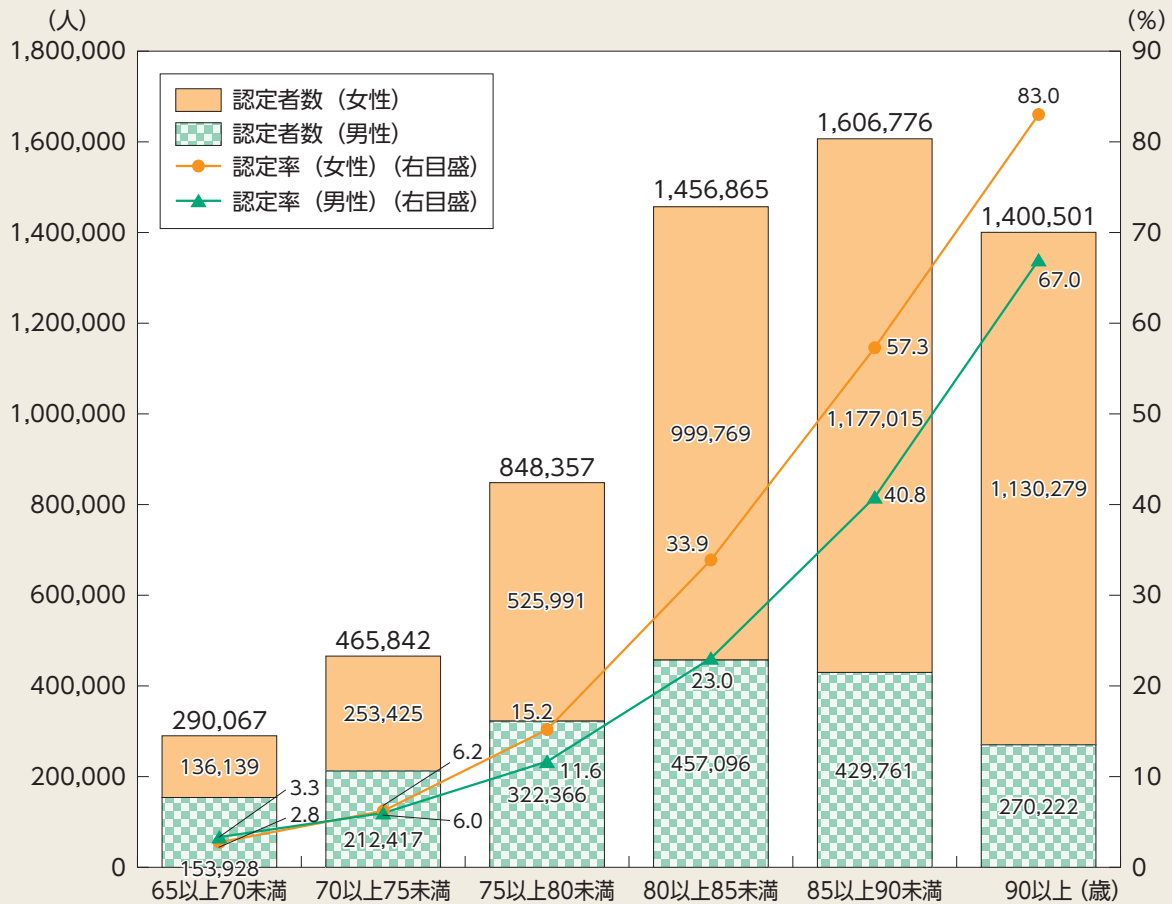


(備考) 1. 国立長寿医療研究センター「すこやかな高齢期をめざして“フレイルに気をつけて”」より作成。

2. フレイルのチェック事項5項目(体重減少、筋力低下、疲労感、歩行速度の低下、身体活動の低下)のうち、3項目以上該当をフレイル、1~2項目該当をフレイル予備群と定義。

⁶ 「フレイル」とは加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能。

I-特-43図 要介護認定者数と認定率（年齢階級別）

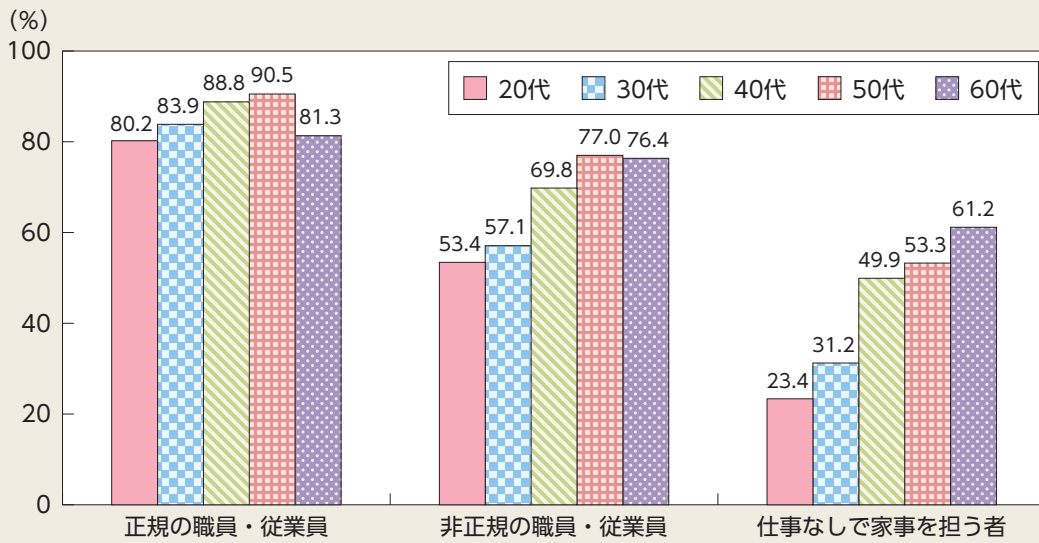


(備考) 1. 厚生労働省「平成27年度介護保険事業状況報告」、総務省「平成27年国勢調査」より作成。
 2. 認定者とは、要支援1～2、要介護1～5に認定された第1号被保険者の数。
 3. 各階層の人口に占める割合（認定率）は、日本人の人口を用いて算出。
 4. 太字は要介護認定者数の総計。

（女性の定期健診とがん検診）

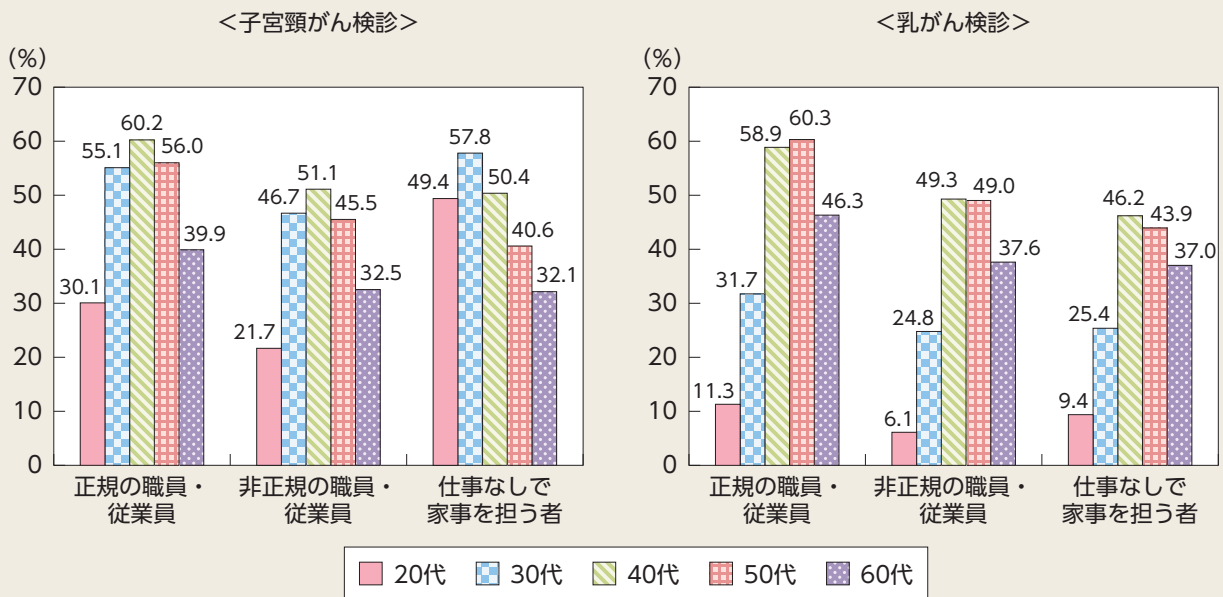
男女別・年齢別に健診等（健康診断、健康診査、人間ドック）の受診状況を見ると、いずれの年代でも男性の方が受診率が高い。女性のうち、正規職員、非正規職員、仕事なしで家事を担う者と比べると、正規職員の場合、30代で8割以上の者が健診を受けているのに対し、仕事なしで家事を担う者では3割程度と大きな開きがある（I-特-45図）。子宮頸がん検診と乳がん検診の受診率について、正規職員、非正規職員、仕事なしで家事を担う者のいずれも年代によりばらつきがみられる（I-特-48図）。

I-特-45図 女性の健診受診率



(備考) 1. 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局にて特別集計。
 2. 非正規の職員・従業員は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他の合計。
 3. 過去1年間の受診状況。

I-特-48図 女性のがん検診受診率



(備考) 1. 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より内閣府男女共同参画局にて特別集計。
 2. 非正規の職員・従業員は、パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託、その他の合計。
 3. 過去2年間の受診状況。

「バストにいちばん近い会社」ワコールの乳がん・子宮がん検診の推進等

株式会社ワコールホールディングス（以下「ワコール」という。）では、2015年11月に「ワコール健康宣言」を発表し、「社員の健康は持続的成長のための重要な資産」との基本方針の下、がん対策・生活習慣病対策・メンタルヘルス対策の3分野の取組を進めている。



（乳がん検診車「AIO」）

がん対策においては、男性社員900人に対して、女性社員が5,000人と女性が非常に多い企業であることから、乳がん検診・子宮がん検診にも注力している。具体的には、2009年10月に乳がん検診サポート事業を発足させ、乳がん検診車「AIO（アイオ）」を購入、2011年から、本社や各事業所にバスを横付けし、移動の手間なく乳がん検診・子宮がん検診を受けられるようにした。「AIO」は他社への貸し出しも行っており、各地域で働く他社の女性の乳がん検診の受診率

向上・早期発見にも寄与している。

ワコールでは、原則として、「お財布要らず（一時的でも個人の支払いなし）」、「手間要らず（会社で受診可能。定期健診のついでに受診）」、「休み要らず（就業時間内の受診を原則とする）」の3つの観点からがん検診の受診環境整備を進めている。百貨店や専門店などの店頭で働く外勤スタッフについても、勤務場所に近い契約医療機関において、定期健診のメニューにがん検診を組み込み、検診費用の立替払い等を不要とし、受診と移動に係る時間を就労扱いとすることで、受診率向上を達成したという。こうした様々な取組を通じて、検診受診率は乳がんが約80%、子宮がんが約65%と高い水準を誇る。また、がん検診を始めとした健康経営推進の結果、経済産業省と東京証券取引所が共同で実施する「健康経営銘柄」に3年連続（2016～2018）で、「健康経営優良法人（ホワイト500）」に2年連続（2017、2018）で選ばれた。

ワコールは、女性用のランジェリーを製造・販売する企業であり、「バストにいちばん近い会社の責務」という考えの下、自社の女性社員のための活動に止まらず、乳がん対策等の社会貢献にも取り組む。例えば、乳がん手術を受けた方の術後のQOL向上のために、1974年から、体への負担を軽減し、ボディラインを綺麗に見せるインナーウェアや水着などを開発・提供する「リマンマ事業」と名付けたソーシャルビジネス¹なども手掛けている。



（個室で専門のアドバイザーに相談しながら商品を選べるリマンマルーム）



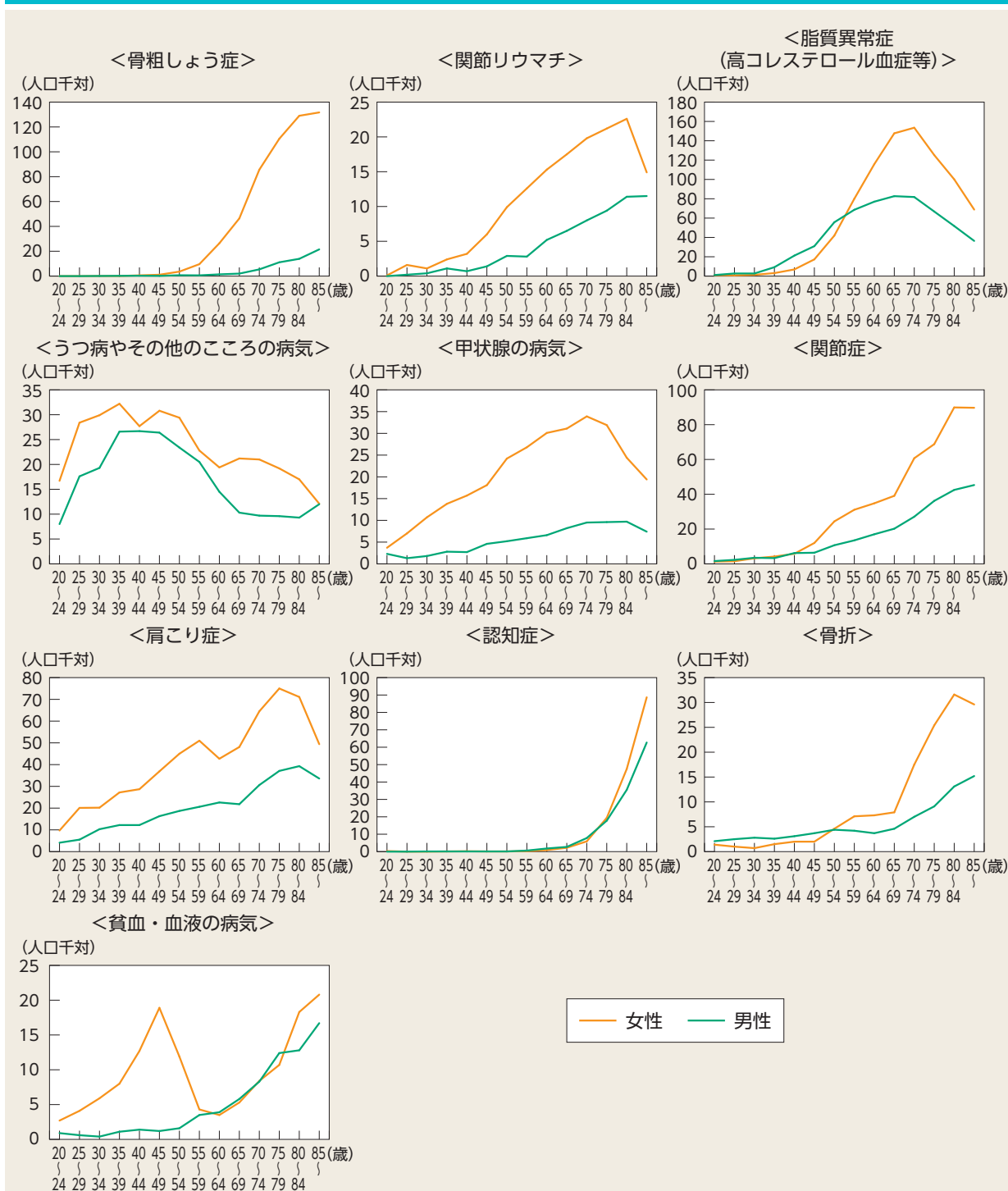
（幅広のストラップなど、体にかかる負担がかからない工夫が施されたリマンマの商品）

1 ソーシャルビジネスとは、社会的課題を解決するために、ビジネスの手法を用いて取り組むものであり、社会性・事業性・革新性が求められ、継続的に事業活動を進めていく必要がある。「リマンマ事業」は、乳房切除手術を受けた女性に寄与するため、1974年に社長直轄の「社会福祉課」を設置して始まったものであり、現在に至るまで事業が継続されている。（ワコールホームページ）

(疾患等の性差)

通院者率（人口千対）を見ると、痛風や脳卒中（脳出血，脳梗塞等）は男性に多く，骨粗しょう症や甲状腺の病気，関節リウマチ等は女性に多い。女性の通院者率が高い骨粗しょう症は，閉経前後の50代前半から女性の通院者率が大きく上昇する。脂質異常症も女性の通院者率が高い疾患だが，50代前半までは，男性の通院者率が女性より高い（I-特-54図）。

I-特-54図 男女別の通院者率（女性に多い疾患）

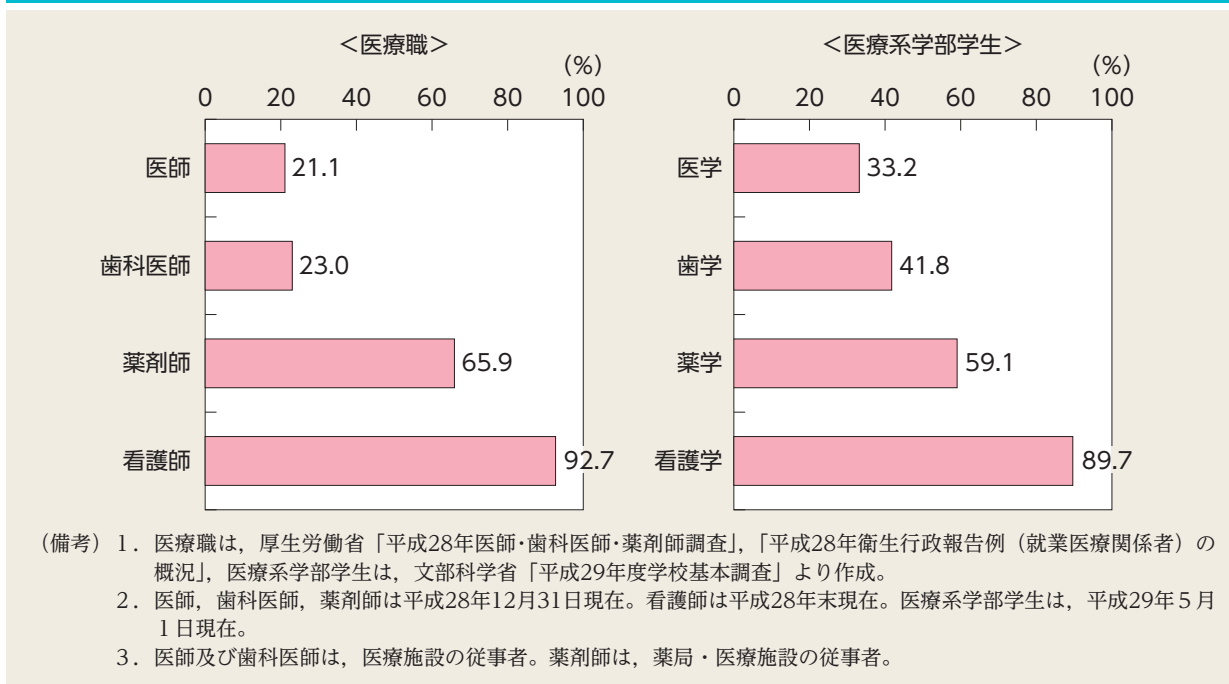


(備考) 1. 厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」より作成。
 2. 通院者には入院者は含まないが，母数となる世帯人員には入院者を含む。

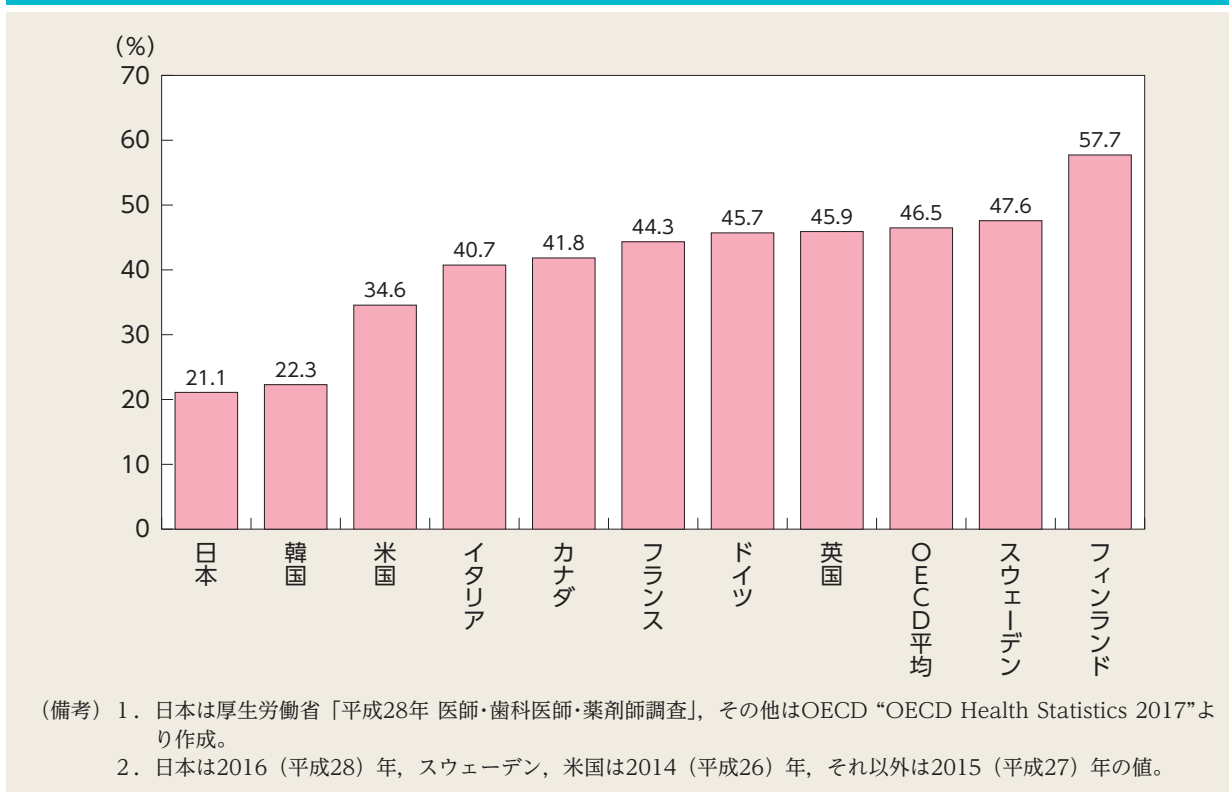
(医療分野における女性の参画)

医療分野への女性の参画状況を見ると、医師、歯科医師に占める女性の割合は増加傾向にあり、平成28年には、医師は21.1%、歯科医師は23.3%である（I-特-56図）。OECD加盟国では、女性医師の割合が4～5割を占める国が多い（I-特-58図）。

I-特-56図 医療職、医療系学部学生に占める女性の割合



I-特-58図 女性医師の占める割合（国際比較）



フィンランドの医療制度と医師の働き方

フィンランドでは、医療の約8割が公的部門で行われており、医師のおよそ3分の2が公的医療機関で働く。公的医療機関には、一次医療を提供する市町村の医療センターと専門医療を提供する公立病院がある。住民は通常、居住地域内の医療センターと主治医が決められており¹、医師の診察を希望する際は、まず医療センターに連絡し、予約を取る。医療センターの外来受付時間は平日昼間²で、フィンランドに1年以上暮らす者であれば誰でも低額³で利用可能だが、患者が多く、受診までの待ち時間が長い。民間クリニックも1次医療を提供しており、費用は高いが、医療センターに比べて待ち時間は短い。

日本と異なり、緊急時を除いて、病院に直接行くことはできない。最初に医療センターや民間クリニックで診察を受け、医師が専門的治療の必要性を認めた場合に限り、病院に診断書が送られ、診療を受けることになる。

フィンランドでは、当直医を除くと、医師も8時間労働が基本だという。フィンランド第2の都市であるタンペレ市の



(フィンランド社会保健省ホームページより)

タンペレ大学耳鼻咽喉科(30床)で勤務経験のある医師によると、同科の医師数は13名のうち女性が8名(当時)、朝8時にミーティング、その後、それぞれ外来や病棟、手術室に移動して仕事をこなし、午後4時には1人の当直医を残して帰宅するというのが1日の大まかな流れだという。

フィンランドでは、人口当たりの医師数が日本に比べて多い⁴。加えて、受診する医療機関を自由に選ぶことができないなど、医療へのアクセスに制限があるため、初診や軽症の患者で大病院が混雑し、医師が疲弊する状況が生じにくい仕組みとなっている。こうした仕組みにより、国民1人当たりの年間の医療機関受診回数は日本の約3分の1⁵、医師1人当たりの年間延べ診察数も日本の約4分の1⁶に止まる。タンペレ大学耳鼻咽喉科でも外来患者数は、1日当たり20~30人程度だという。

また、在院日数も日本に比べ極めて短い⁷。タンペレ大学耳鼻咽喉科の場合、手術件数は年間約1,500件に上るが、その半数は全身麻酔の日帰り手術である。日本では一週間程度の入院⁸となる慢性副鼻腔炎⁹の手術も、タンペレ大学では1泊2日¹⁰、止血のための鼻内ガーゼは自分で抜去し、出血が止まらない等の術後のトラブルがあれば、自宅近くの病院か、かかりつけの医療センターを受診するのが通常だという。加えて、診療科にもよるが、金曜日には大半の患者が退院し、土日の入院患者数は極めて少ない。日本の医療提供体制と比べると不便に感じるが、患者も一定の不便さを受け入れることで、医師が仕事と家庭を両立できる体制となっている。

ただし、フィンランドの医療も決して良い面ばかりではない。前述の待機時間の長さも課

題の一つだが、その他、男女の働き方についても、我が国同様、女性医師は男性医師に比べてパートタイムで働く割合が高い¹¹。フィンランドでは、市町村の責任の下で医療サービスの提供が行われるが、例えばヘルシンキ市では、医療センターの予約受付の際に、看護師が患者の症状を聴取し、医師の診察の可否を判断するなど、効果的・効率的なサービス提供に向けて、各市町村で様々な取組が進められている。

(備考) 札幌医科大学医学部耳鼻咽喉科 白崎英明准教授提供資料(「フィンランドの医師支援について」)、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」報告書(財務総合研究所,平成18年12月26日),外務省ホームページ「世界の医療事情 フィンランド」,「平成28年度千葉県市町村職員海外派遣研修報告書」(公益財団法人千葉県市町村振興協会),栗原明美「フィンランドの保健医療福祉制度及び看護事情から見る我が国の課題」(順天堂大学保健看護学部 順天堂保健看護研究第5巻,2017年),「充実した公的福祉制度(フィンランド)」(JETROユーロトレンド,2000年8月),フィンランド保健福祉省ホームページ,ヘルシンキ市ホームページ,エスポー市ホームページ等を参考に,内閣府男女共同参画局にて作成した。なお,タンペレ大学耳鼻咽喉科の医療提供体制等は,白崎准教授がタンペレ大学で勤務した2000年3月当時の状況である。2016年3月に札幌医科大学で勤務したヘルシンキ大学耳鼻咽喉科Atula准教授への白崎准教授による聞き取りによると,医師の勤務環境等は現在でも同様とのこと。

- 1 本人の希望により変更することも可能である。
- 2 医療センターの場所や連絡先,診療時間は市町村のホームページで確認できる。ヘルシンキ市の医療センターの場合,月・火・木・金:午前8時~午後4時,水:午前8時~午後6時のセンターが大半であり,一部のセンターが平日午前7時~午後8時までの診療となっている。同市に隣接するエスポー市の場合,すべてのセンターの診療時間が平日午前8時~午後4時である。(いずれも2018年3月現在,ヘルシンキ市及びエスポー市のホームページ)
- 3 18歳以下は無料。
- 4 日本の人口1,000人当たりの医師数は2.4人,フィンランドは3.2人(2014年)。(OECD Health Statistics 2017)
- 5 日本の国民1人当たりの年間医療機関受診回数は12.7回(2014年),フィンランドは4.3回(2015年)。(OECD Health Statistics 2017)
- 6 日本の医師1人当たりの年間延べ診察数は5,385回,フィンランドは1,310回(2014年)。(OECD Health Statistics 2017)
- 7 日本の平均在院日数は16.5日,フィンランドは9.4日(2015年)。(OECD Health Statistics 2017)
- 8 「平成26年患者調査」(厚生労働省)
- 9 かぜなどで副鼻腔(頬,両目の間,額の下の骨の中の粘膜で覆われた空洞)の粘膜に炎症が生じ,慢性化した状態。鼻汁が出る,匂いが分かりにくくなる,鼻汁が喉にまわって咳の原因になる等の症状が生じる。また,鼻とつながっている中耳や喉に影響を及ぼし,急性中耳炎や喉の炎症,気管支炎,時には鼻づまりによる睡眠障害を起こすこともある。(日本耳鼻咽喉科学会ホームページ「鼻の病気Q&A副鼻腔炎」)
- 10 内視鏡的副鼻腔手術の場合。
- 11 パートタイムで働く医師の割合は,男性約15%,女性約21%である。35~44歳の子育て世代の女性医師の場合,パートタイム勤務者が4人に1人となる。(札幌医科大学医学部耳鼻咽喉科 白崎英明准教授提供資料より(元データはフィンランド医師会による2016年労働市場調査))

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

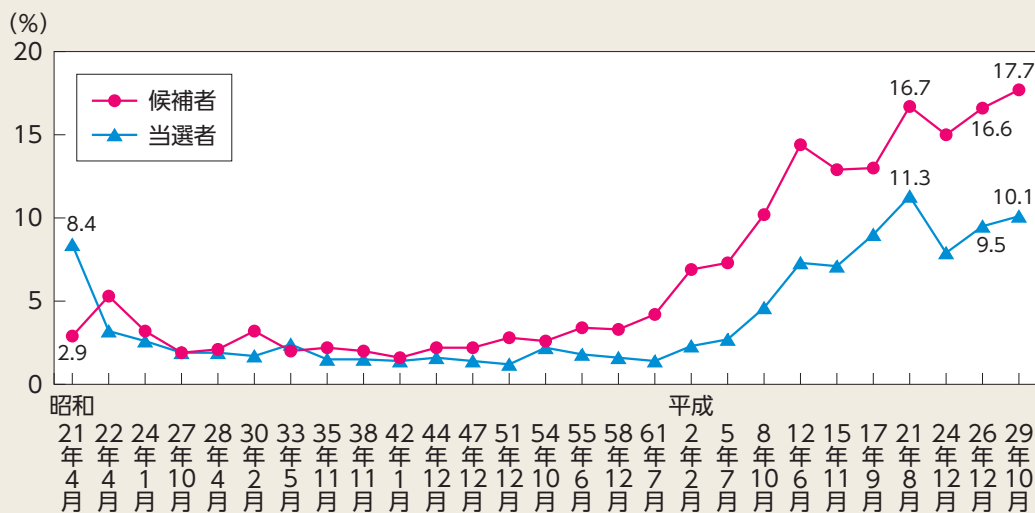
第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

(国会議員に占める女性の割合)

国会議員に占める女性の割合は、平成30年2月現在、衆議院10.1% (47人)、参議院20.7% (50人) となっている。

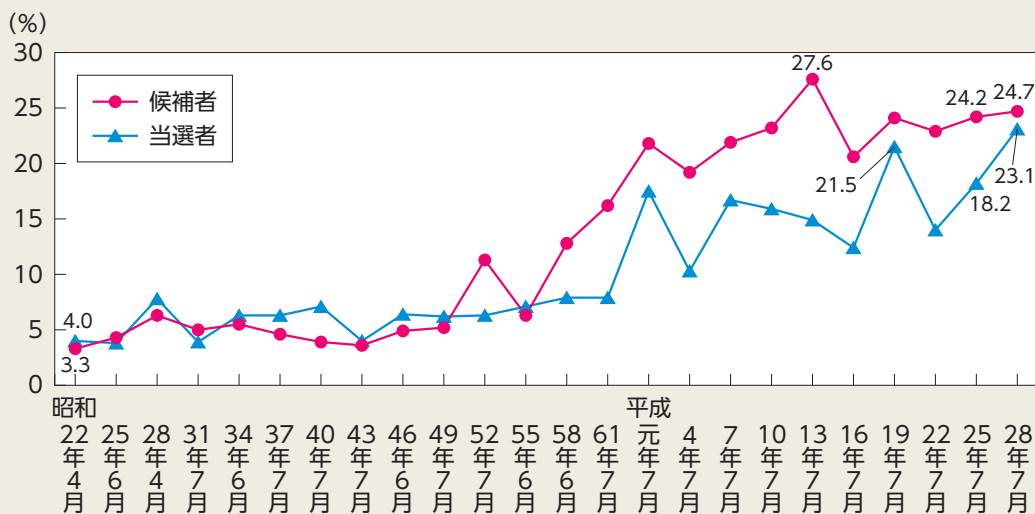
直近の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙では、いずれも、候補者及び当選者に占める女性の割合が、前回選挙に比べて増加した (I-1-1, 2図)。

I-1-1図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

I-1-2図 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移

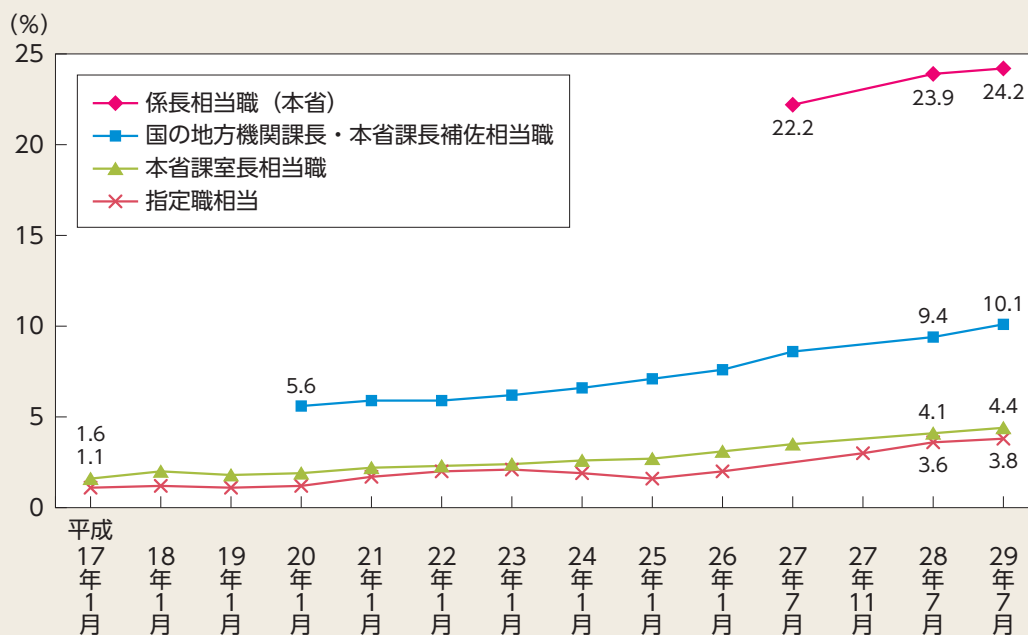


(備考) 総務省「参議院議員通常選挙結果調」より作成。

(女性国家公務員の登用状況)

国家公務員の女性の割合を役職段階別に見ると、平成29年は、係長相当職（本省）24.2%、地方機関課長・本省課長補佐相当職10.1%、本省課室長相当職4.4%、指定職相当3.8%となっている（I-1-4図）。

I-1-4図 役職段階別国家公務員の女性の割合の推移



（備考）内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」より作成。

(国の審議会等における女性委員の割合)

国の審議会等における女性委員の割合は、平成29年9月30日現在37.4%となり、調査開始以来最高値となった。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

(都市部で高い地方議会における女性議員の割合)

地方議会における女性議員の割合を見ると、平成29年12月末現在、特別区議会は27.1%、政令指定都市の市議会は17.2%、市議会全体は14.4%、都道府県議会は10.1%、町村議会は9.9%となっている。

全ての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会ではいまだに女性議員がゼロとなっている。

(女性地方公務員の登用状況)

平成29年の本庁係長相当職、本庁課長補佐相当職、本庁課長相当職、本庁部局長・次長相当職に占める女性の割合は、都道府県で22.2%、18.4%、9.8%、5.9%、市区町村で33.5%、28.1%、16.2%、8.0%（うち、政令指定都市では25.0%、21.1%、15.0%、9.3%）となっている。

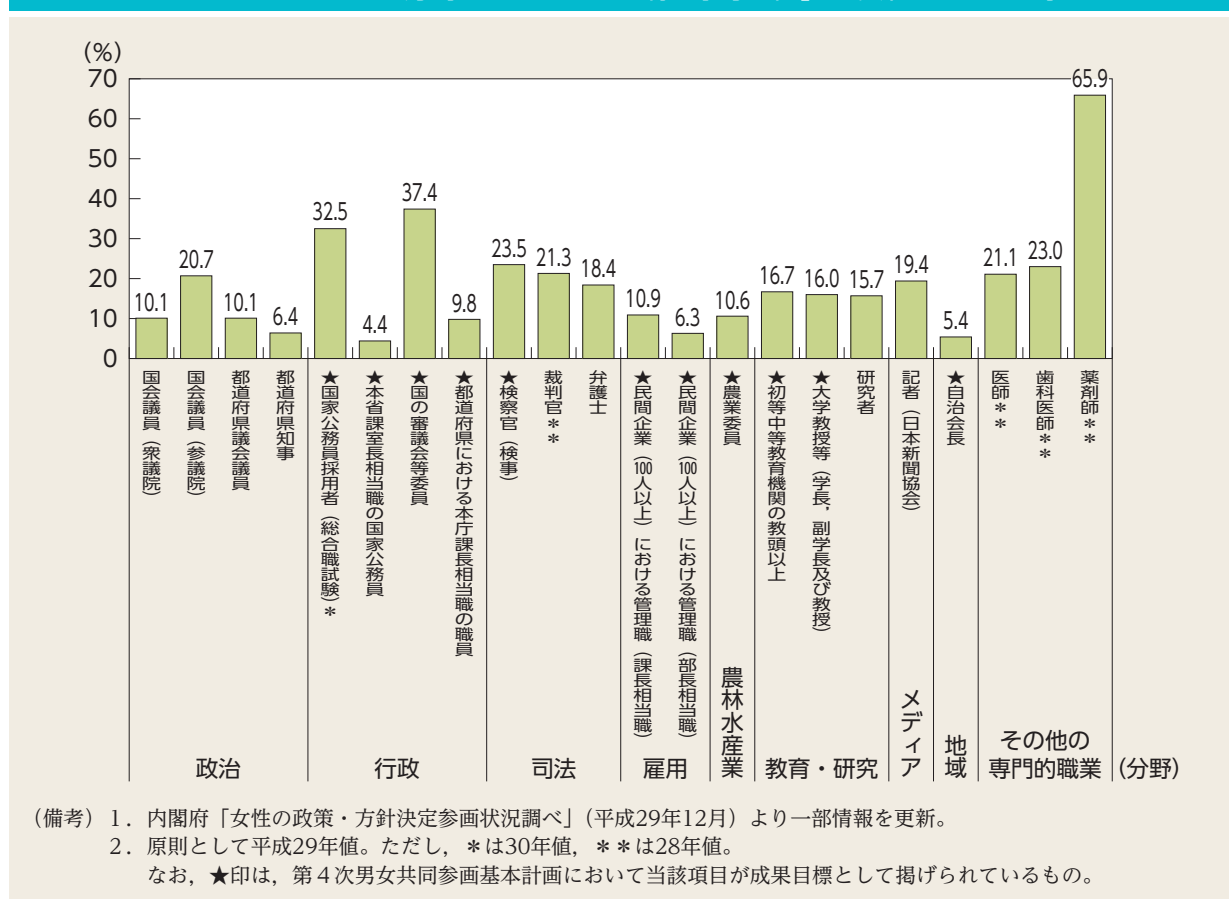
第3節 様々な分野における女性の参画

(国際的に見て低い水準にある我が国の状況)

政策・方針決定過程において「指導的地位⁷」に占める女性の割合は緩やかに上昇しており、その水準は依然として低いものの、政府が定める「2020年30%の目標」を達成している分野も出てきている（I-1-14図）。

国際的には、平成29年におけるジェンダー・ギャップ指数（GGI）の我が国の順位（144か国中114位）は、人間開発指数（HDI）の順位（188の国と地域中17位）や、ジェンダー不平等指数（GII）の順位（159か国中21位）と比べて著しく低くなっており、我が国は、人間開発の達成度では実績を上げているが、政治・経済活動や意思決定に参加する機会においては、諸外国と比べて男女間の格差が大きいと考えられる。

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



⁷ 「指導的地位」の定義：男女共同参画会議決定（平成19年2月14日）において、「①議会議員，②法人・団体等における課長相当職以上の者，③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当」とされている。
 なお、当該決定において「指導的地位」の定義に該当する者として掲げられた分野・項目は、代表例・例示という位置づけであって、それに含まれないことをもって指導的地位ではないということの意味するものではないとされている。

第2章 就業分野における男女共同参画

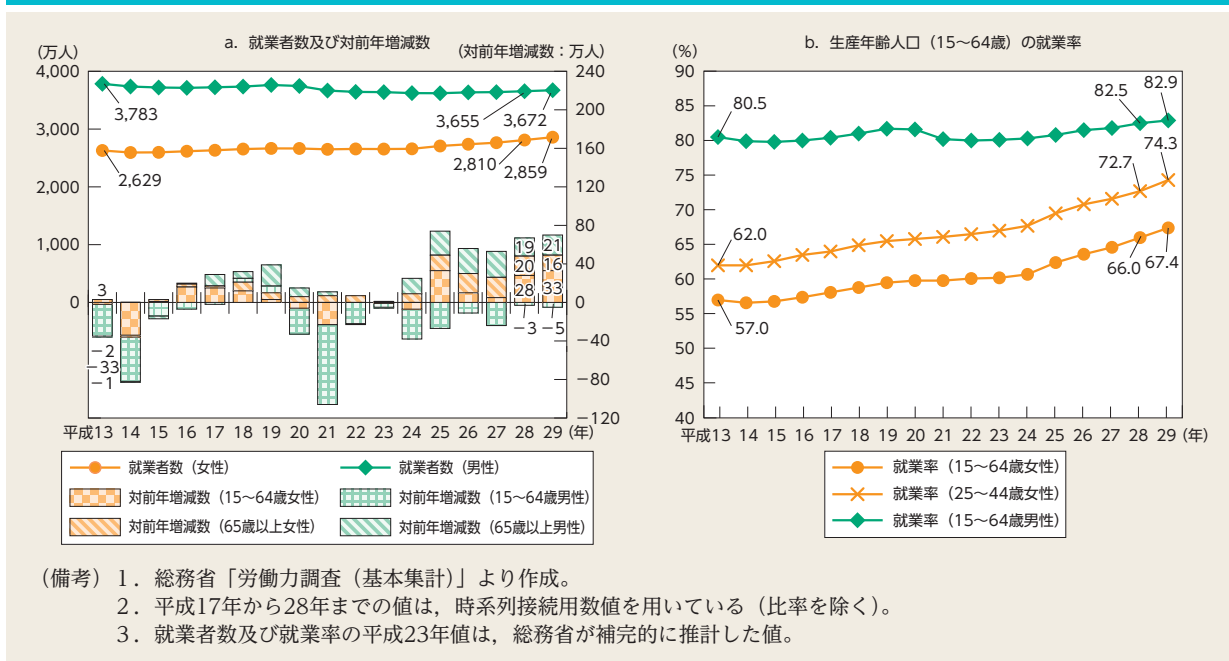
第1節 就業をめぐる状況

(男女の就業者数及び就業率)

我が国の就業者数は、平成29年には女性2,859万人、男性3,672万人となっている。男女別に就業者数の増減を見ると、生産年齢人口（15～64歳）の男性は20年以降減少が続いているが、生産年齢人口の女性は25年以降増加している。

生産年齢人口の就業率は、近年男女とも上昇しているが、特に女性の上昇が著しく、平成29年には15～64歳で67.4%、25～44歳で74.3%となった（I-2-1図）。

I-2-1図 就業者数及び就業率の推移



(女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ）の状況)

女性の年齢階級別労働力率を見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇している。

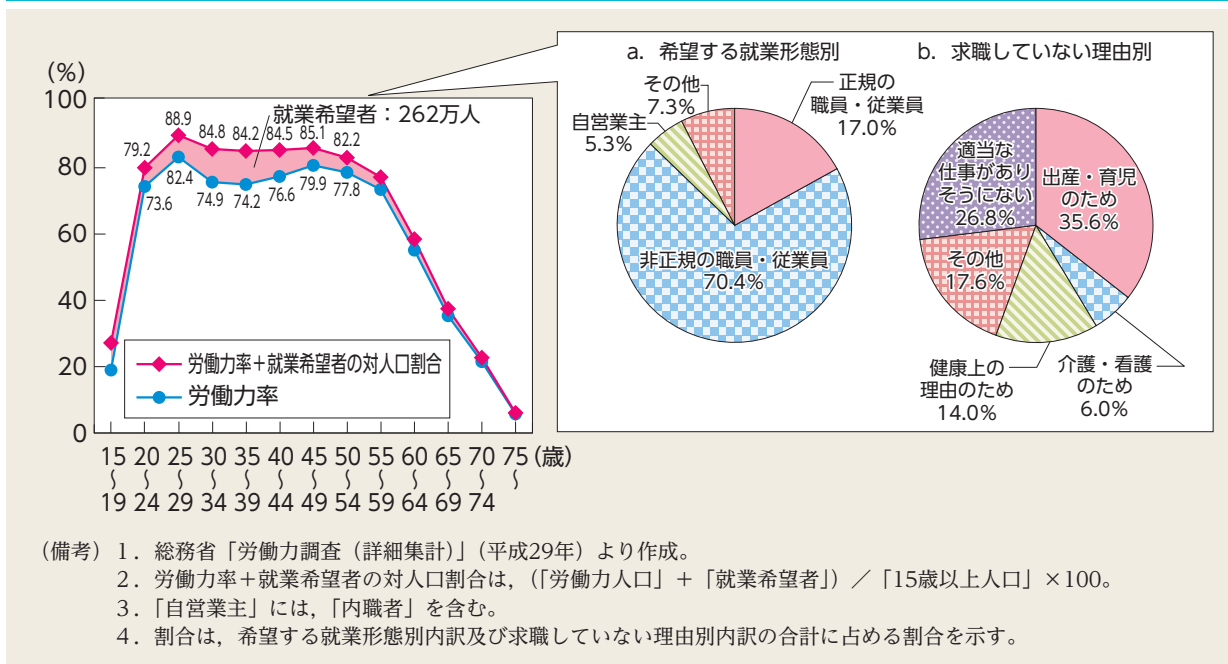
(女性の非正規雇用労働者の割合はやや低下)

平成29年における非正規雇用労働者の割合を見ると、女性は55.5%、男性は21.9%であり、いずれも前年に比べてやや低下した。

(女性の就業希望者)

平成29年における女性の非労働力人口2,803万人のうち、262万人が就業を希望している。現在求職していない理由としては「出産・育児のため」が最も多く、35.6%となっている（I-2-8図）。

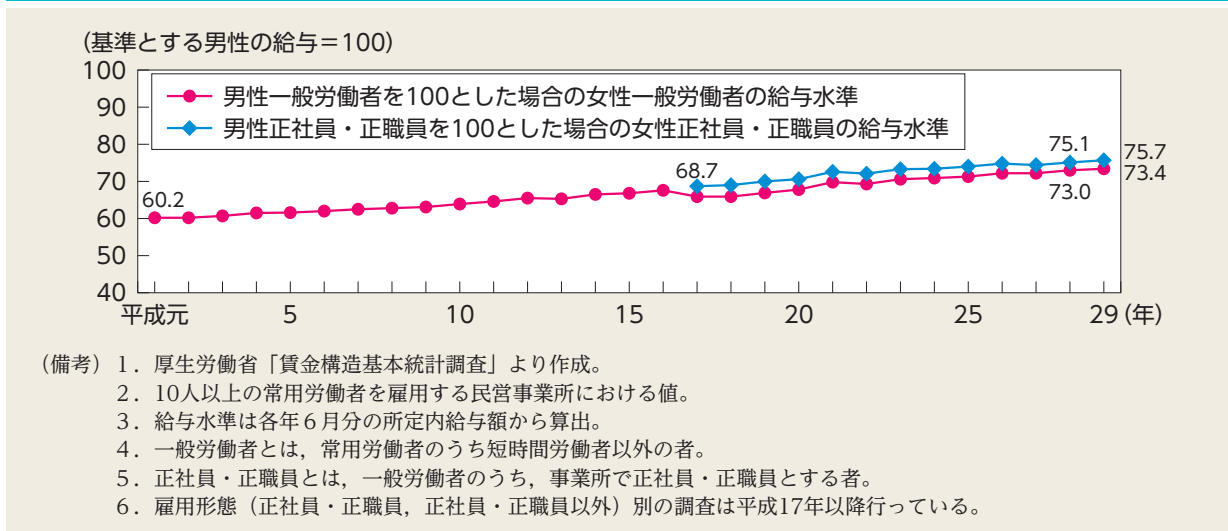
I-2-8図 女性の就業希望者の内訳（平成29年）



(所定内給与における男女間格差等の推移)

一般労働者における男女の所定内給与額の格差は、長期的に見ると縮小傾向にある。平成29年に、男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は73.4と、前年に比べ0.4ポイント縮小した。また、一般労働者のうち、正社員・正職員の男女の所定内給与額を見ると、男性の給与水準を100としたときの女性の給与水準は75.7となった（I-2-9図）。

I-2-9図 男女間所定内給与格差の推移



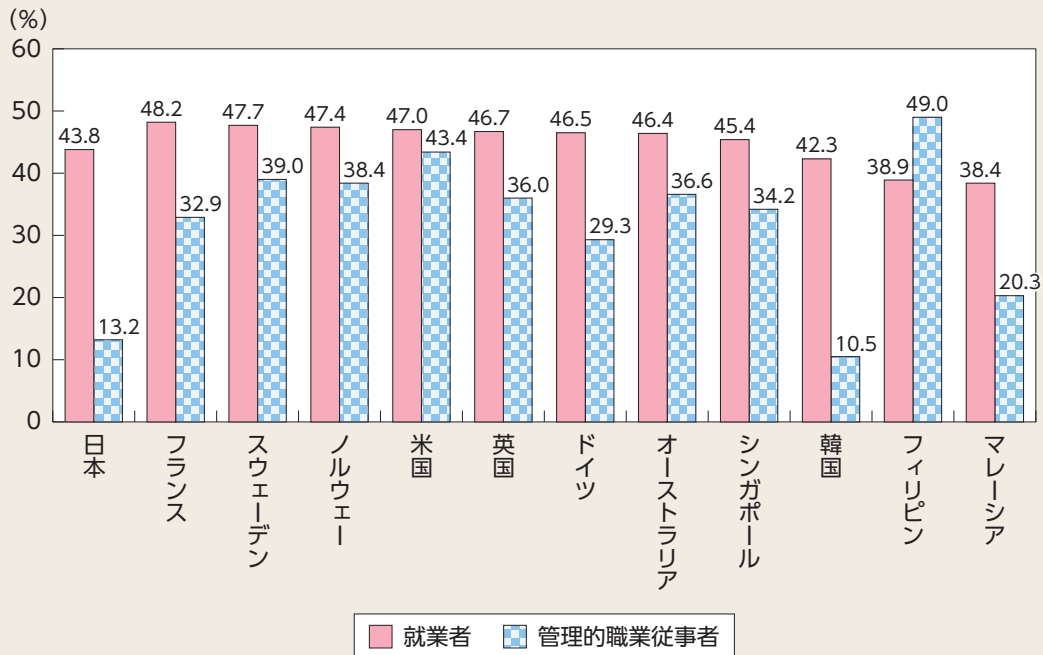
第2節 企業における女性の参画

(役員・管理職に占める女性の割合)

上場企業の役員に占める女性の割合は長期的に上昇傾向にあり、平成29年は3.7%と前年に比べ0.3%ポイント上昇した。

我が国の管理的職業従事者に占める女性の割合は、平成29年においては13.2%であり、諸外国と比べて低い水準となっている（I-2-13図）。

I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



(備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（平成29年），その他の国はILO “ILOSTAT”より作成。

2. 日本，スウェーデン及びノルウェーは2017（平成29）年，韓国及びシンガポールは2015（平成27年），米国は2013（平成25）年，その他の国は2016（平成28）年の値。

3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

第3章 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

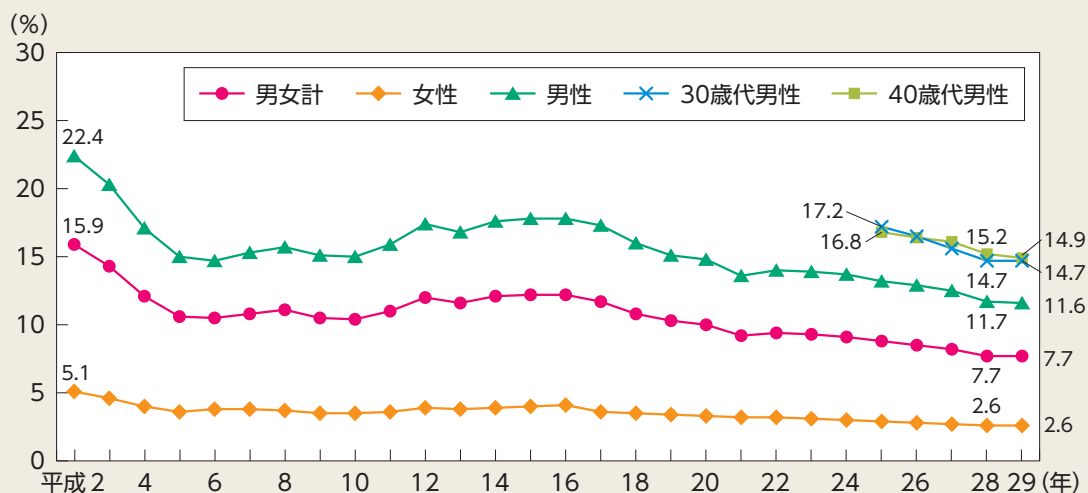
第1節 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をめぐる状況

（労働時間及び休暇取得の状況）

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合を男女別に見ると、特に、子育て期にある30歳代及び40歳代の男性において、女性や他の年代の男性と比べて高い水準となっている（I-3-1図）。また、正規の職員・非正規の職員・自営業主別に見ると、男女ともに正規の職員が非正規の職員に比べて、週間就業時間が60時間以上の割合が高い傾向にある。

パートタイム労働者を除く常用労働者の年次有給休暇の取得率は、女性より男性の方が低くなっている。

I-3-1図 週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移（男女計、男女別）

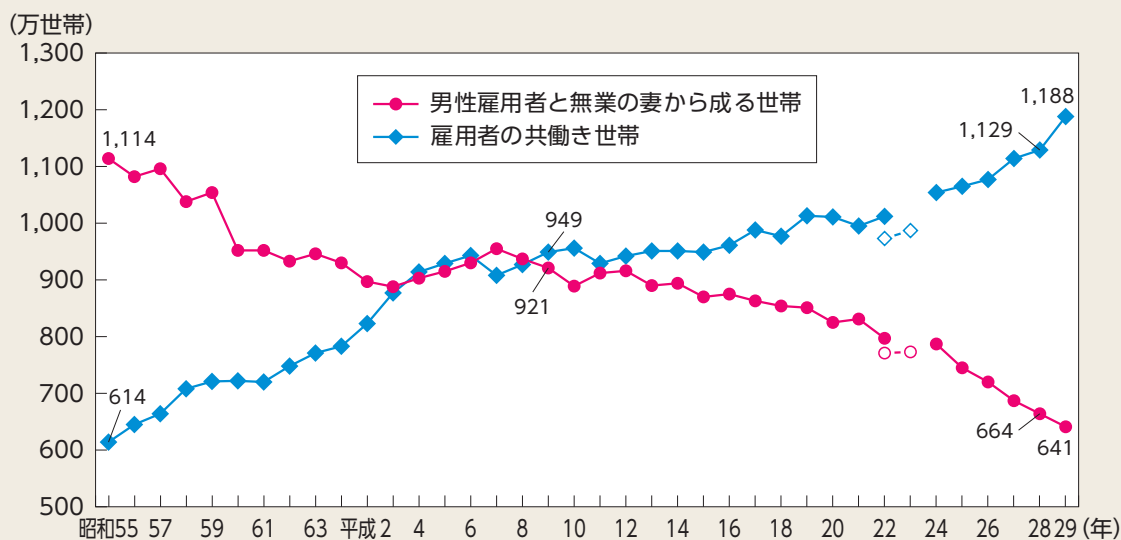


- （備考）
1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
 2. 非農林業雇用者数（休業者を除く）に占める割合。
 3. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(共働き世帯の増加)

昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っている（I-3-4図）。

I-3-4図 共働き等世帯数の推移



- (備考)
1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）の世帯。
 4. 平成22年及び23年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(性別役割分担意識の変化)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」+「どちらかといえば反対」）は、男女とも長期的に増加傾向にあり、かつ、平成28年の調査では、男女ともに反対の割合が賛成の割合（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）を上回っている。

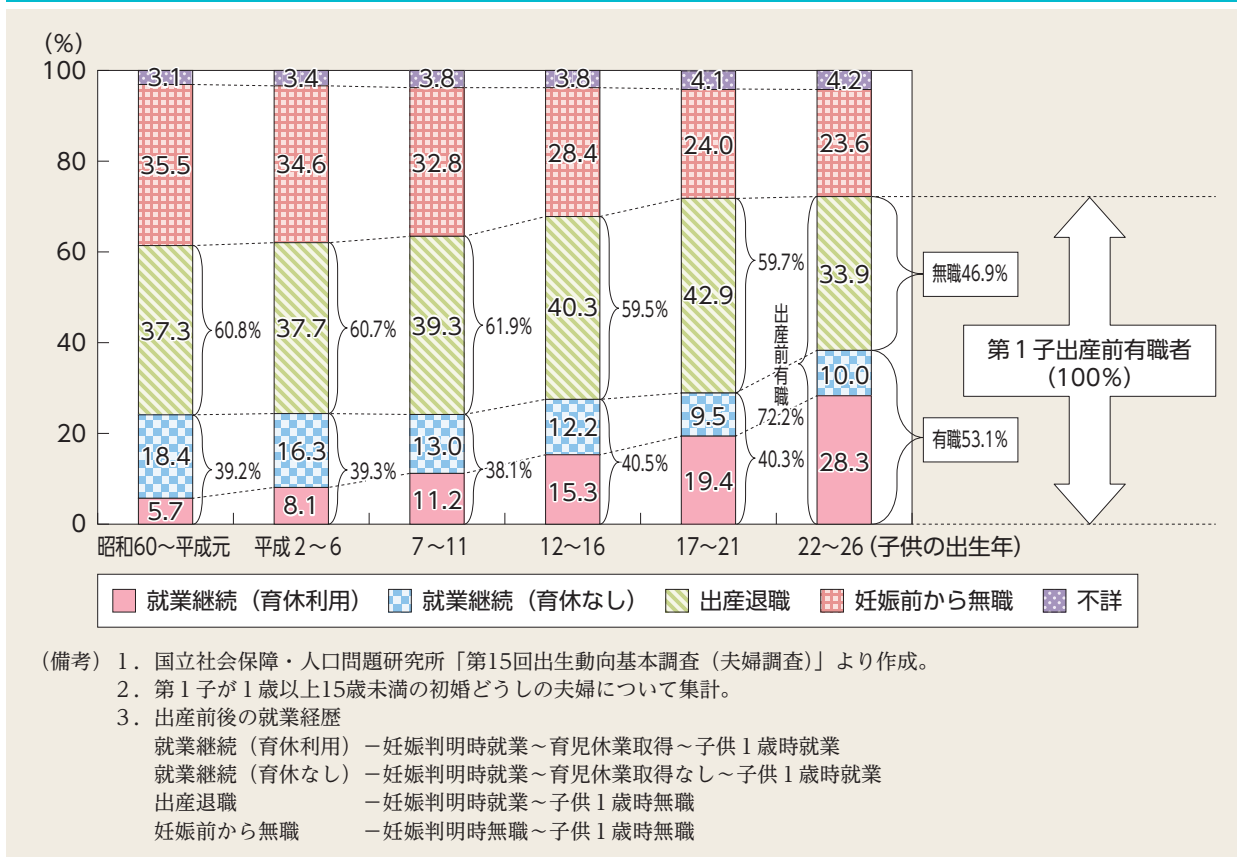
第2節 仕事と子育て・介護の両立の状況

(女性の就業継続)

第一子出産前後に女性が就業を継続する割合は、これまで4割前後で推移してきたが、最新の調査では約5割へと上昇した（I-3-7図）。

また、「正規の職員」と「パート・派遣」に分けて、平成22年から26年に第1子を出産後に就業を継続した者の割合を見ると、「正規の職員」では69.1%であるのに対し、「パート・派遣」では25.2%にとどまっている。

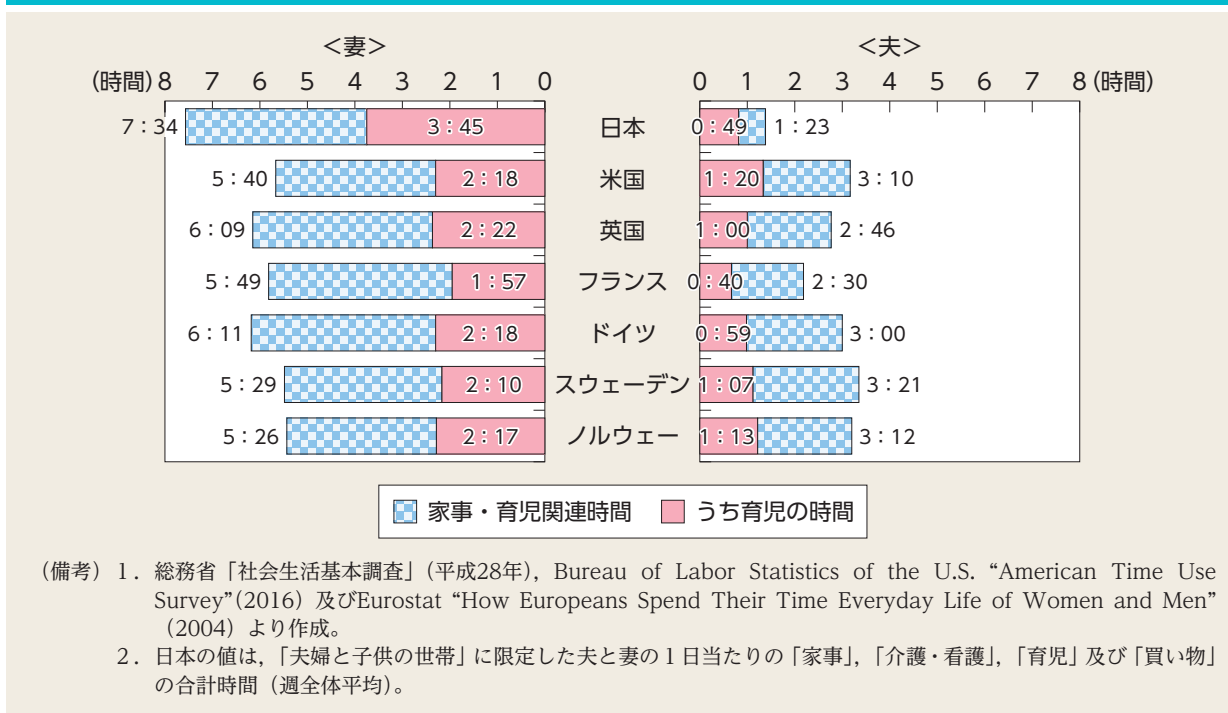
I-3-7図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴



(男性の家事・育児の実施状況)

平成28年における6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連に費やす時間(1日当たり)は83分であり、ほかの先進国と比較して低水準にとどまっている(I-3-8図)。

I-3-8図 6歳未満の子供を持つ夫婦の家事・育児関連時間(1日当たり, 国際比較)



(男性の育児休業取得率等)

平成28年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が3.16%、国家公務員が8.2%、地方公務員が3.6%で、上昇傾向にあるが、いずれも女性と比較すると、依然として低水準である。また、配偶者出産休暇取得率は、国家公務員が77.5%、地方公務員が71.6%であり、男性の育児参加のための休暇取得率は、国家公務員が56.9%、地方公務員が32.9%である。国家公務員及び地方公務員のいずれも前回調査時点より上昇した。

(待機児童数等の推移)

保育所等や放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移を見ると、年により増減はあるが、平成29年は保育所等の待機児童数は前年に比べ増加し、放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数はやや減少した。

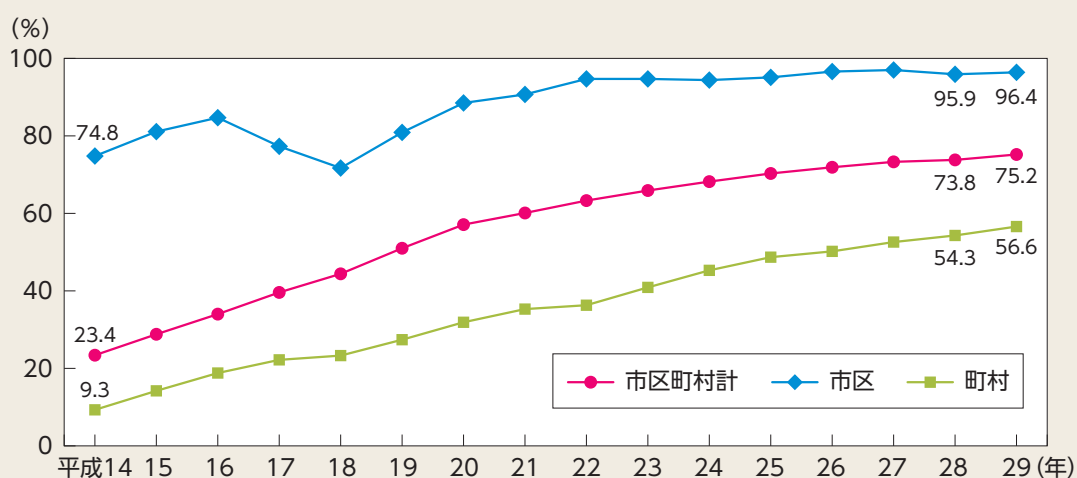
第4章 地域・農山漁村，防災・復興における男女共同参画

第1節 地域・農山漁村における男女共同参画

(地方公共団体における男女共同参画計画の策定状況)

市区町村計の男女共同参画計画策定率は、平成14年以降一貫して上昇しており、29年4月1日現在75.2%（前年比1.4%ポイント増）となっている。しかし、市区の策定率が96.4%である一方、町村の策定率は56.6%にとどまっており、いまだ半数近くが策定していない（I-4-1図）。

I-4-1図 市区町村における男女共同参画計画策定割合の推移



(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。平成15年までは各年3月31日現在、16年以降は原則として各年4月1日現在。

2. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村）がそれぞれ含まれていない。

3. 市区には、政令指定都市を含む。

(女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況)

女性活躍推進法では、地方公共団体が女性の活躍に向けての取組を計画的かつ効果的に進めるため、都道府県推進計画，市町村推進計画を策定することが望ましいとされている。都道府県別では、全ての団体で策定済みとなっており、市区町村別では、全市区町村の40.6%で策定済みとなっている（平成30年3月31日現在）。

(農山漁村における女性の参画)

農業就業人口は平成29年2月1日現在⁸で約182万人。そのうち女性の割合は46.8%で約半数を占めている。

平成29年度における農業委員会に占める女性の割合は10.6%（前年比2.5%ポイント増）、農業協同組合の役員に占める女性の割合は7.7%（同0.2%ポイント増）となっており、年々上昇している。

⁸ 東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域である、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）を除く。

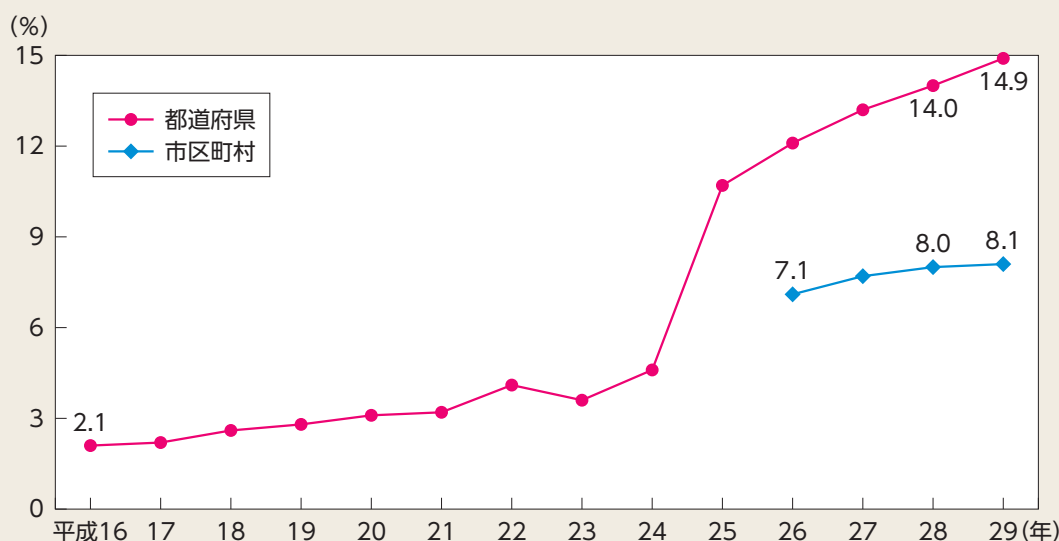
第2節 防災・復興における男女共同参画

(防災会議の委員に占める女性の割合)

地方公共団体の防災会議の委員に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在、都道府県防災会議が14.9%（前年比0.9%ポイント増）、市区町村防災会議が8.1%（同0.1%ポイント増）といずれも上昇傾向にある（I-4-5図）。

市区町村防災会議のうち女性委員のいない会議数は、25.6%であり、そのうち町村の防災会議が約9割を占めている。

I-4-5図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合（平成29年）>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合							女性の割合 の平均 (%)
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満	40% 以上	
都道府県 (会議数) (%)	47 100.0	0 0.0	3 6.4	12 25.5	26 55.3	3 6.4	0 0.0	3 6.4	14.9
市区町村 (会議数) (%)	1,641 100.0	420 25.6	242 14.7	484 29.5	418 25.5	58 3.5	13 0.8	6 0.4	8.1
市 区 (会議数) (%)	789 100.0	50 6.3	112 14.2	289 36.6	279 35.4	42 5.3	12 1.5	5 0.6	-
町 村 (会議数) (%)	852 100.0	370 43.4	130 15.3	195 22.9	139 16.3	16 1.9	1 0.1	1 0.1	-

- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。
 2. 原則として各年4月1日現在。
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、24年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。
 4. 「市区」には特別区を含む。

(防災の現場における男女共同参画)

消防吏員に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在で2.6%、女性消防吏員のいない消防本部数は、同日現在で245となっている。

消防団員に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在で2.9%であり、消防団員総数が減少する中で、女性の割合は一貫して上昇傾向にある。

第5章 教育・研究における男女共同参画

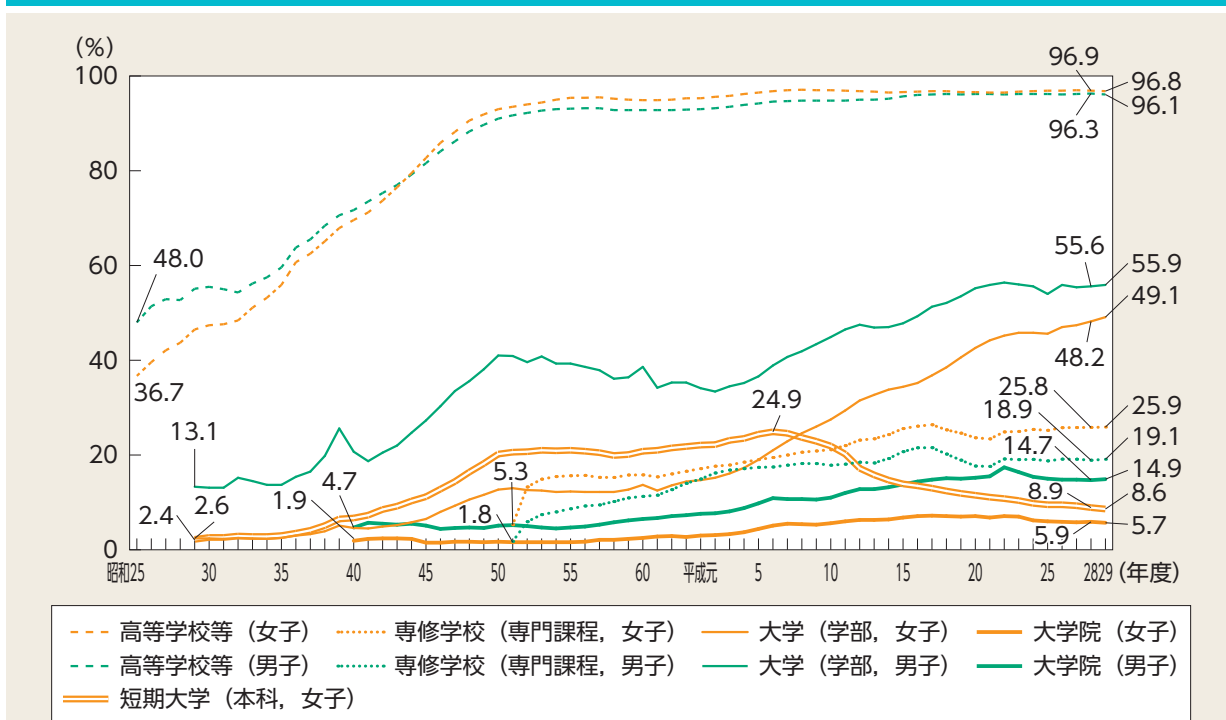
第1節 教育をめぐる状況

(女子の大学進学率は長期的に上昇傾向)

平成29年度の学校種類別の男女の進学率を見ると、高等学校等及び専修学校（専門課程）への進学率は、女子の方が高くなっているが、大学（学部）への進学率は、女子49.1%、男子55.9%と男子の方が6.8%ポイント高い。女子は全体の8.6%が短期大学（本科）へ進学しており、これを合わせると、女子の大学等進学率は57.7%となる（I-5-1図）。

また、平成29年度における高等教育段階の女子学生の割合は、大学（学部）44.8%、大学院（修士課程）31.0%、大学院（博士課程）33.4%となっている。

I-5-1図 学校種類別進学率の推移



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校，中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み，過年度中卒者等は含まない。）」／「中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし，進学者には，高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない。
 3. 専修学校（専門課程）進学率は，「専修学校（専門課程）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。
 4. 大学（学部）及び短期大学（本科）進学率は，「大学学部（短期大学本科）入学者数（過年度高卒者等を含む。）」／「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数」×100により算出。ただし，入学者には，大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。
 5. 大学院進学率は，「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」／「大学学部卒業後数」×100により算出（医学部，歯学部は博士課程への進学者。）。ただし，進学者には，大学院の通信制への進学者を含まない。

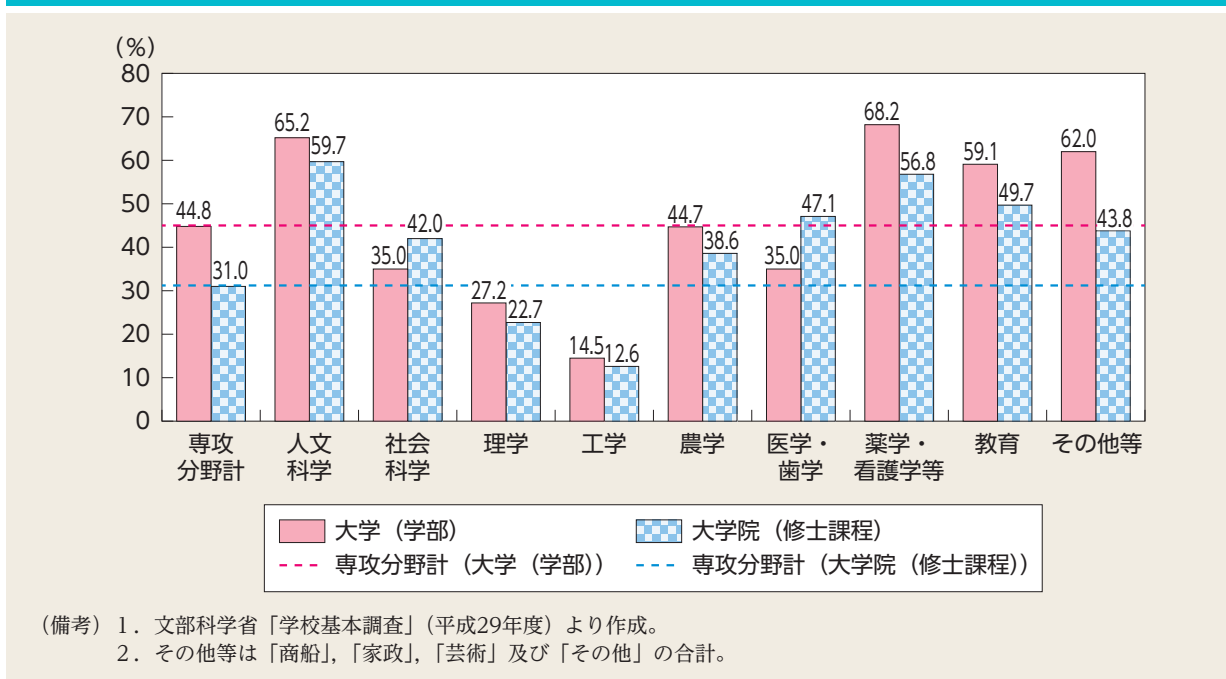
(修士課程及び専門職学位課程における社会人の学び直しの状況)

修士課程の社会人入学者に占める女子学生の割合を見ると、平成29年度は半数近い47.9%を占める。一方、専門職学位課程への社会人入学者に占める女子学生の割合は、修士課程への社会人入学者に占める割合に比べて低く、29年度は29.1%であるが、3年連続で上昇している。

(専攻分野別に見た男女の偏り)

平成29年度における専攻分野計での大学(学部)及び大学院(修士課程)における女子学生の割合は、それぞれ44.8%、31.0%となっている。専攻分野別に見ると、人文科学、薬学・看護学等及び教育等では女子学生の割合が高い一方、理学及び工学分野等では女子学生の割合が低く、専攻分野によって男女の偏りが見られる(Ⅰ-5-4図)。

Ⅰ-5-4図 大学(学部)及び大学院(修士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別,平成29年度)



(教育機関における女性教員の割合)

初等中等教育について、平成29年度における女性教員の割合を見ると、小学校では6割以上となっているが、中学校、高等学校と教育段階が上がるにつれてその割合は低くなっている。

また、平成29年度における大学及び大学院、短期大学の全教員に占める女性の割合を見ると、短期大学では52.1%であるが、大学及び大学院では24.2%にとどまっており、特に教授等に占める女性の割合が低い。

第2節 研究分野における男女共同参画

(女性研究者の割合)

我が国における研究者に占める女性の割合は、緩やかな上昇傾向にあるが、平成29年3月31日現在で15.7%にとどまっており、諸外国と比べて低くなっている（I-5-7図）。

I-5-7図 研究者に占める女性の割合の国際比較



- (備考) 1. 総務省「科学技術研究調査」(平成29年)、OECD “Main Science and Technology Indicators”, 米国国立科学財団 (National Science Foundation : NSF) “Science and Engineering Indicators 2018” より作成。
2. 日本の数値は、2017 (平成29) 年3月31日現在の値。チリ、アイスランド、韓国は2016 (平成28) 年値、その他の国は、2015 (平成27) 年値。推定値及び暫定値を含む。
3. 米国の数値は、雇用されている科学者 (Scientists) における女性の割合 (人文科学の一部及び社会科学を含む)。技術者 (Engineers) を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者の割合は28.4%。

(女性研究者の専門分野)

専門分野別に大学等の研究本務者に占める女性の割合を見ると、平成29年は、薬学・看護学等の分野では女性が半数以上を占める一方、工学分野は10.6%、理学分野は14.2%にとどまっている。

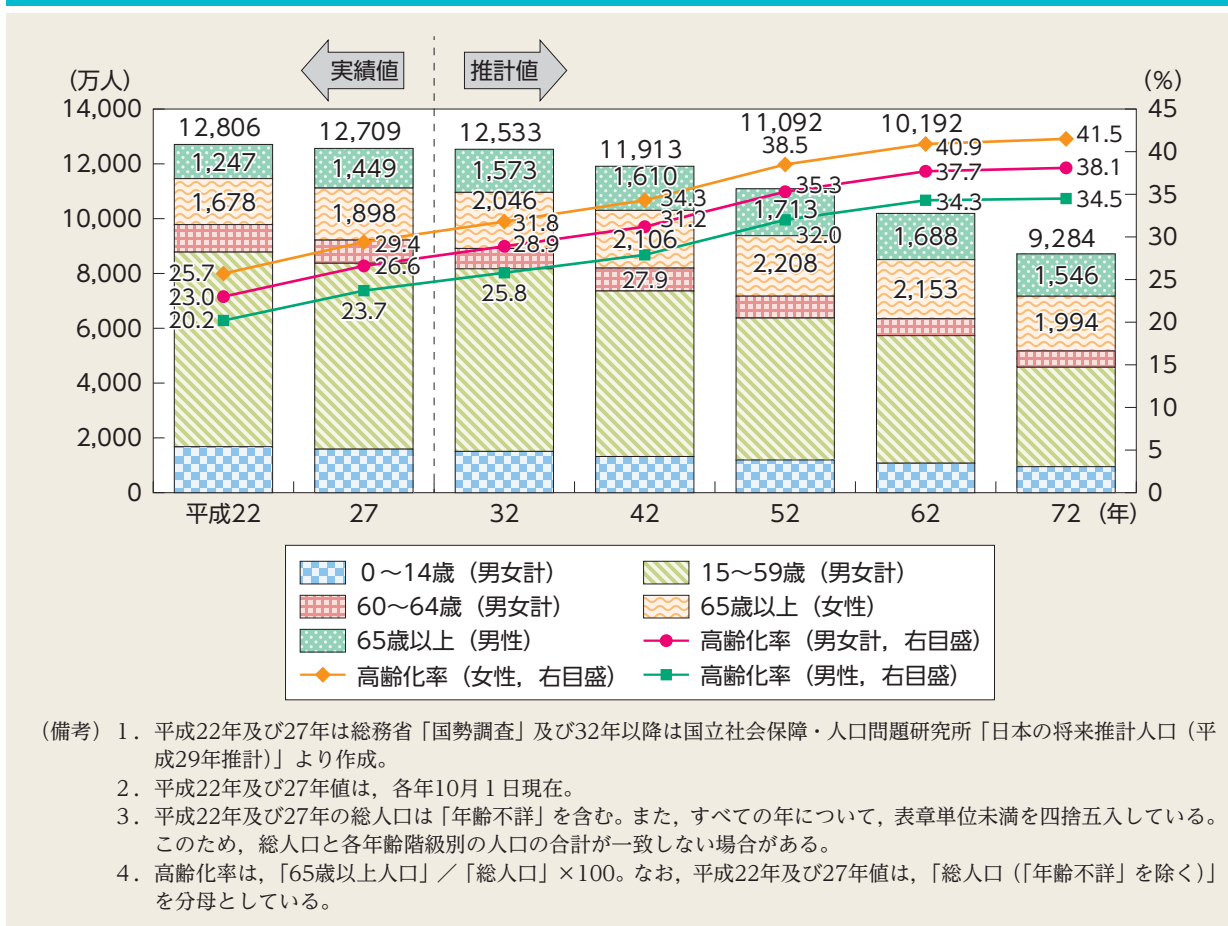
第6章 高齢者，ひとり親の状況

第1節 高齢者，ひとり親の状況

(高齢化の現状)

平成27年10月1日現在，日本の総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は26.6%に達し，男性では人口の2割以上（23.7%），女性では3割近く（29.4%）が65歳以上となっている（I-6-1図）。

I-6-1図 年齢階級別人口の変化と高齢化率の推移（男女別）



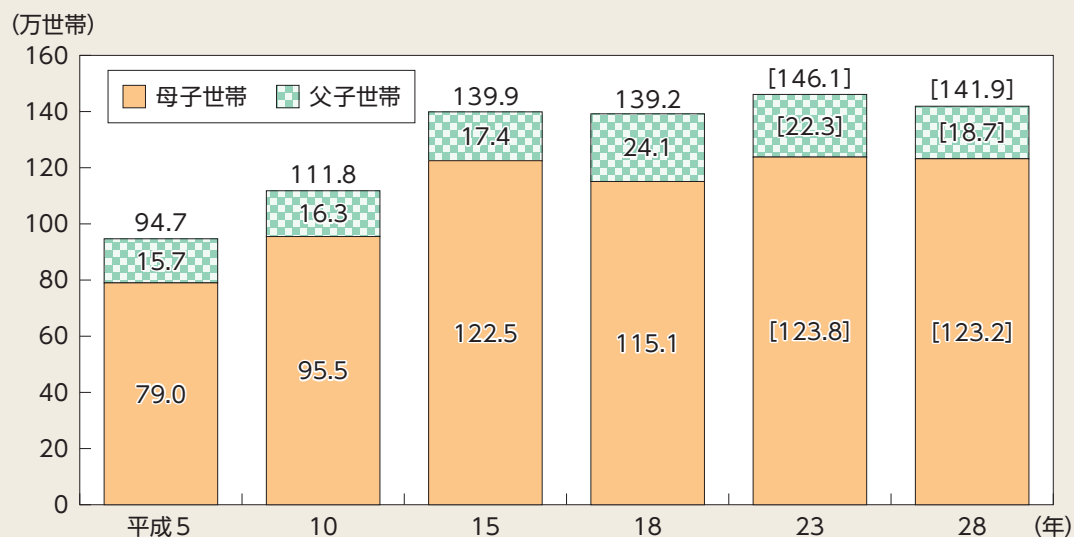
(高齢男女の就業)

年齢5歳階級刻みで，平成19年と29年の就業率を比べると，55歳から69歳までの高齢男女の就業率は，男女とも各年齢階級で上昇している。特に60～64歳の就業率は，男女とも15歳以上の各年齢階級の中で最も上昇幅が大きい。

(ひとり親世帯の状況)

ひとり親世帯はこの10年間同水準で推移しており、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」によると、平成28年は、母子世帯数が123.2万世帯、父子世帯数が18.7万世帯である。また、ひとり親世帯の9割程度が母子世帯である（I-6-2図）。

I-6-2図 母子世帯数及び父子世帯数の推移



- (備考) 1. 平成23年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、28年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 各年11月1日現在。
3. 母子(父子)世帯は、父(又は母)のいない児童(満20歳未満の子供であって、未婚のもの)がその母(又は父)によって養育されている世帯。母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含む。
4. 平成23年値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く。28年値は、熊本県を除く。

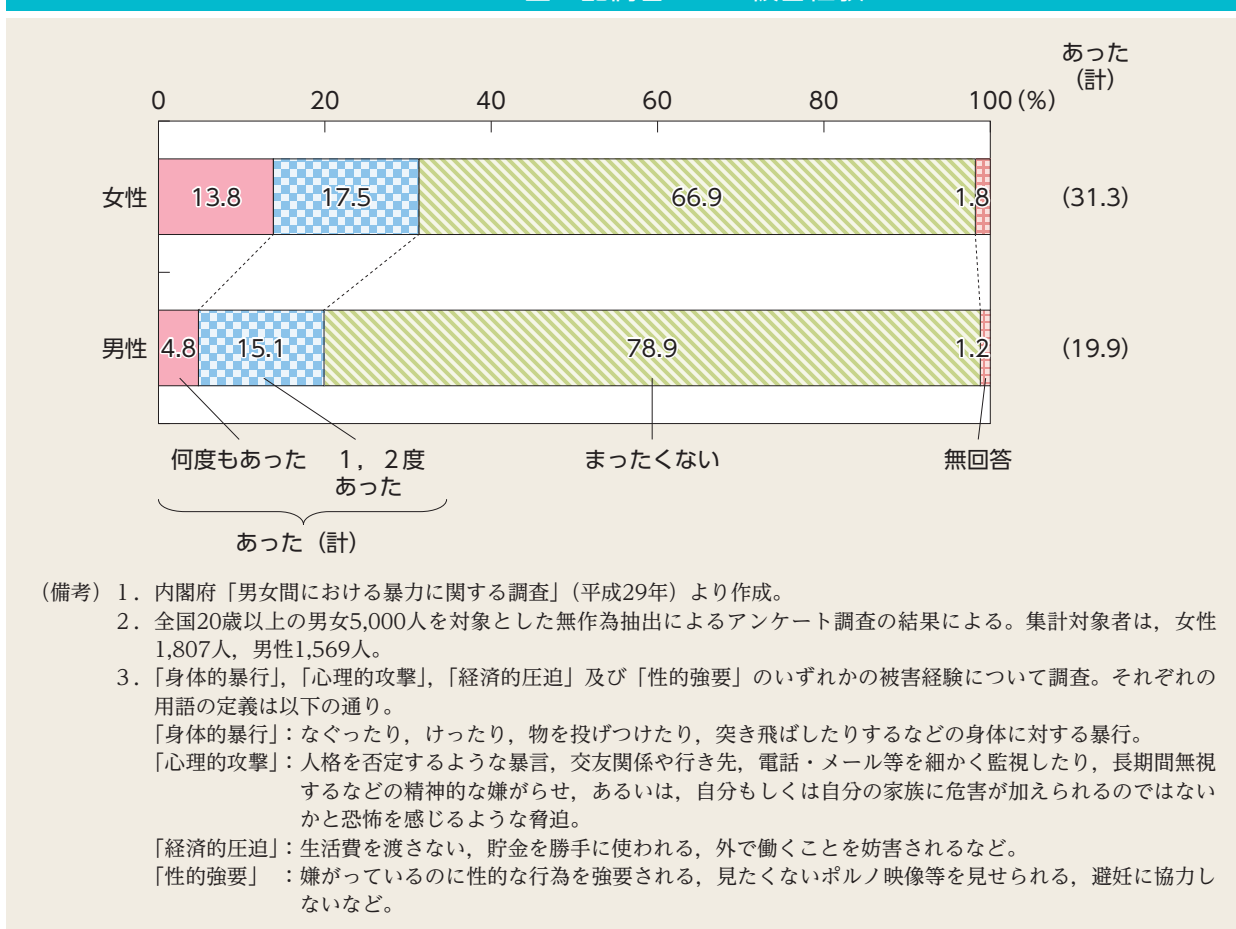
第7章 女性に対する暴力

第1節 配偶者等からの暴力の実態

(配偶者からの暴力についての被害経験)

これまでに結婚したことのある者のうち、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかについて「何度もあった」とする者の割合は、女性13.8%、男性4.8%となっている（I-7-1図）。

I-7-1図 配偶者からの被害経験



(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察における配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、平成29年は7万2,455件であり、配偶者暴力防止法施行（13年10月）後最多となっている。検挙件数は、保護命令違反の検挙は80件と27年以降減少している一方、配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は8,342件であり、継続して増加している。

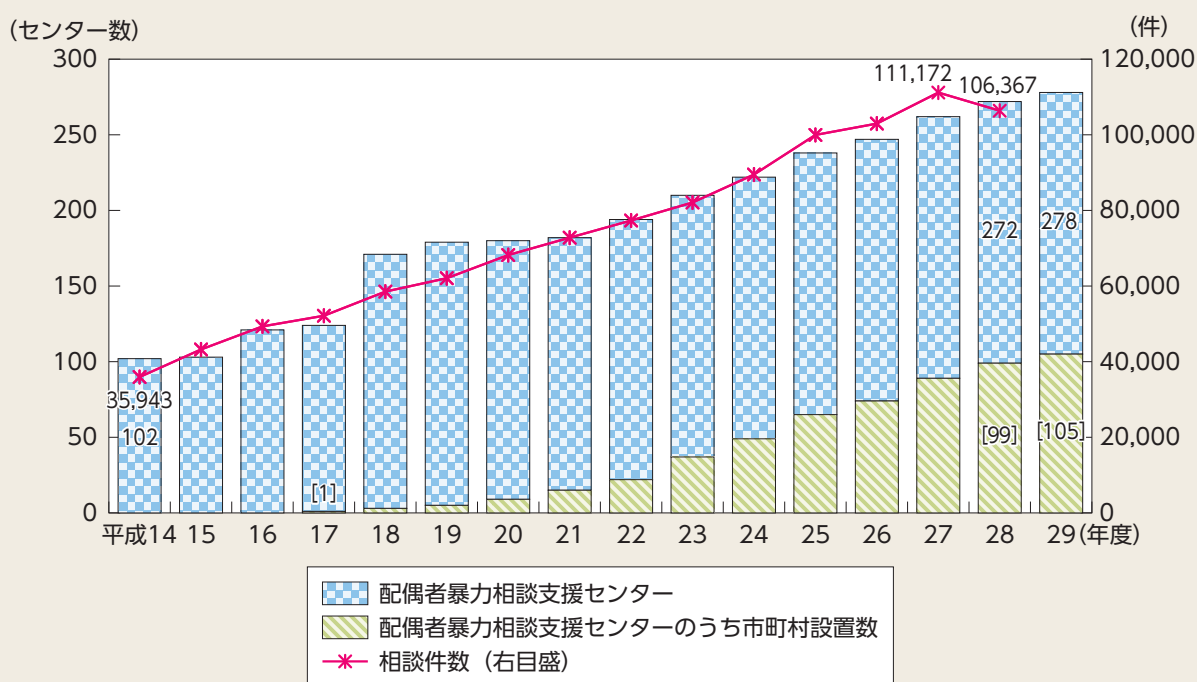
また、相談等件数のうち82.8%（6万15件）は女性が被害者であるが、男性の割合も増加傾向である。

(配偶者暴力相談支援センター等への相談件数等)

配偶者暴力相談支援センターの数は年々増加しており、平成30年3月現在、全国278か所（うち市町村が設置する施設は105か所）が同センターとして、相談、カウンセリング、被害者やその同伴家族の一時保護、各種情報提供等を行っている。

また、平成28年度に全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は10万6,367件であり、3年連続で10万件を超える高水準で推移している（I-7-5図）。

I-7-5図 配偶者暴力相談支援センター数及び相談件数の推移

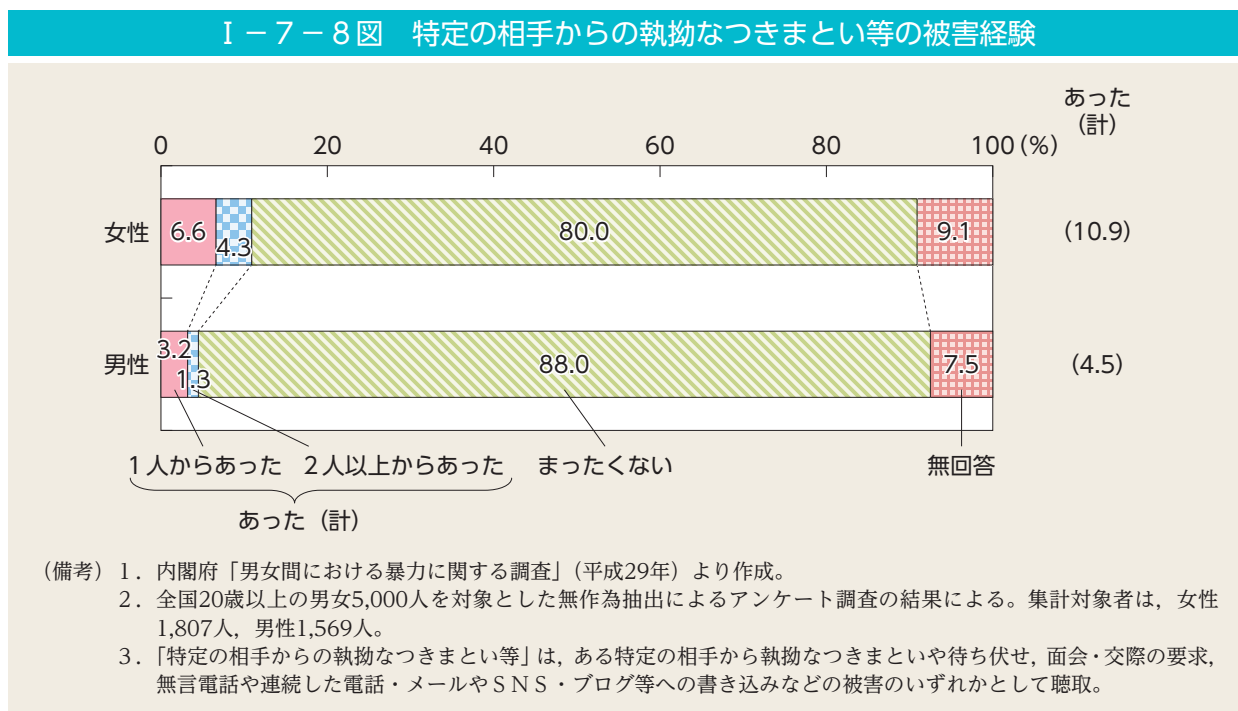


- (備考) 1. 内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等の結果について」等より作成。
 2. 平成19年7月に、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）が改正され、20年1月から市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となった。
 3. 各年度末現在の値。

第2節 ストーカー行為，性犯罪，子供に対する性的暴力，売買春，人身取引の実態 (ストーカー事案の相談等の状況)

平成29年のストーカー事案の相談等件数は2万3,079件。前年に比べ342件（1.5%）増加し，24年以降高水準で推移している。また，被害者の88.3%が女性で，加害者の82.7%が男性となっている。

これまでにある特定の相手から執拗なつきまといや待ち伏せ，面会・交際の要求，無言電話や連続した電話・メール等の被害経験を聞いたところ，1人以上の者から被害を受けたことがある者の割合が，女性10.9%，男性4.5%となった（I-7-8図）。



(ストーカー事案に対する対応状況)

平成29年のストーカー規制法違反の検挙件数は926件とストーカー規制法施行後最多となっている。一方，ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は，24年以降高水準で推移していたところ，29年は1,699件と減少した。

(強制性交等・強制わいせつの認知件数)

強制性交等及び強制わいせつの認知件数は，いずれも平成16年以降減少傾向にあり，29年は強制性交等1,109件（前年比120件増加），強制わいせつ5,809件（同379件減少）となっている。

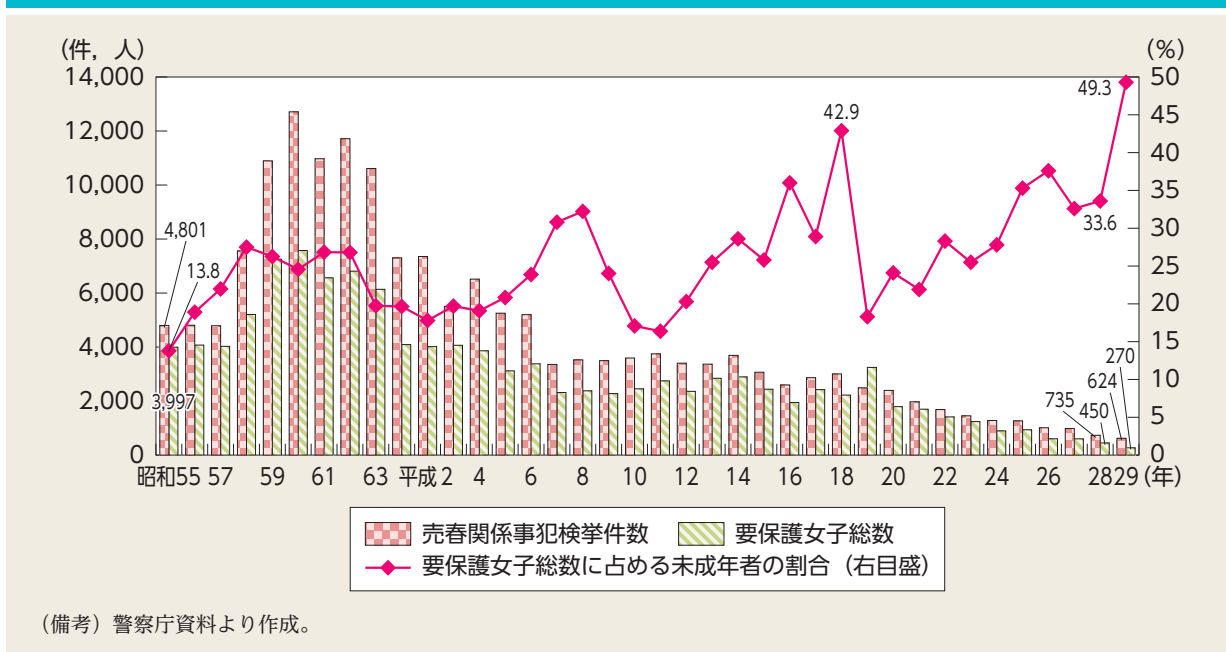
(子供に対する性的暴力の検挙件数)

平成29年の児童買春事件の検挙件数は956件，児童ポルノ事件の検挙件数は2,413件であり，過去10年間の推移を見ると，児童買春事件は26年以降増加傾向にあり，児童ポルノ事件は過去最多を更新した。また，児童虐待のうち性的虐待の検挙件数は169件（前年比7件増加）となっている。

(売春関係事犯検挙件数)

平成29年の売春関係事犯検挙件数は624件となり、前年に比べ減少した。また、要保護女子総数は270人で前年に比べ減少したが、そのうち未成年者が占める割合は49.3%であり、前年に比べ15.7%ポイント増加している（I-7-13図）。

I-7-13図 売春関係事犯検挙件数、要保護女子総数及び未成年者の割合の推移



(人身取引事犯検挙件数等)

平成29年における人身取引事犯の検挙件数は46件、検挙人員は30人（うち、ブローカーは3人）である。また、被害者総数は42人と2年連続で減少した。

はじめに 平成29年度を振り返って

1 女性活躍加速に向けた施策の着実な推進

- 「働き方改革実行計画」に基づき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に向け、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正を含む「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」を国会に提出した。
- 平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」及び同年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」によって、2020年度末までに約32万人分の保育の受け皿を整備することとした。同プランの実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費については、事業主拠出金の法定上限の引上げによる3,000億円を充てることとし、そのために必要な措置を講ずるため、30年3月、子ども・子育て支援法の一部が改正された。

2 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

- 所得税法等の改正により、平成30年1月から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しが適用されている。
- 社会保障制度については、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、大企業で働く短時間労働者を対象に被用者保険の適用拡大に加えて、平成29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。
- 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成29年4月から、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しが行われている。
- 平成29年10月に改正育児・介護休業法が施行され、保育所に入れられない等の場合に最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できることとされた。
- 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正する法律が平成29年7月に施行された。

3 国際的な動向への対応

- 2017（平成29）年5月に開催したG7タオルミーナ・サミットでは、首脳宣言で首脳はジェンダー間の平等をあらゆる政策において主流化することに引き続きコミットし、また、女性及び女児の経済的エンパワーメントを促進するため、「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」を採択した。
- 2017（平成29）年9月、アジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラムでは、「変わりゆく世界における女性の包摂及び経済的エンパワーメントの強化」をテーマに、APEC域内で共通して取り組むべき課題について議論が行われ、フォーラムの結果は「女性と経済に関するハイレベル会合声明」として採択された。
- 2017（平成29）年11月にイタリアのタオルミーナで開催されたG7男女共同参画担当大臣会合には、内閣府大臣政務官が参加した。
- 2017（平成29）年11月、女性が輝く社会を実現するための取組の一環として、4回目となる

国際女性会議WAW！2017（World Assembly for Women）を開催した。

第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 平成29年5月に開催された第52回男女共同参画会議では、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」が決定された。
- すべての女性が輝く社会づくり本部は、平成29年6月に「女性活躍加速のための重点方針2017」を決定した。
- 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において取りまとめられた緊急対策に基づき、平成29年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な対策を緊急かつ集中的に実施した。さらに、その実施状況も踏まえ、同年5月、前記対策会議において「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」を策定し、こうした問題の根絶に向けて取組を推進している。
- 第53回男女共同参画会議では、新たな「女性活躍加速のための重点方針」の策定に向けて、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会で調査検討を行うこととされた。

第2章 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- 労使や地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、平成30年3月に取りまとめられ、公表された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）レポート2017」では、労使等の各主体が仕事と生活の調和の実現に向けた取組を加速していくとしている。
- 女性活躍推進法及び「公共調達等取組指針」に基づき、国の総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を平成28年度から開始し、29年12月に28年度における取組状況を公表した。また、内閣府ホームページで広く周知しているほか、地方公共団体での国に準じた取組、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や民間企業等の各種調達でも、国と同様の取組が進むよう働きかけを行った。
- 厚生労働省では、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることを事業主に新たに義務付けた改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法について、都道府県労働局において説明会及びハラスメント対応特別相談窓口を開設し、周知を図った。
- 内閣府では、主に子育て世代の男性が家事・育児等の中、料理への参画を目的とした「“おとう飯”始めよう」キャンペーンを開始した。また、特に若年夫婦を対象として、夫婦がお互いの考えや気持ちを確認しながら、家事シェアや、近い将来の家族のことを話し合うことを目的としたコミュニケーションツール「夫婦が本音で話せる魔法のシート ○○家作戦会議」を活用したワークショップを開催した。
- 内閣府では、女性活躍推進法に基づく国、都道府県、市町村の行動計画や、女性の活躍状況に関する情報公表等を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」の掲載項目を充実させることにより「見える化」を促進し、国、地方公共団体の取組の推進を図った。
- 厚生労働省では、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業に対して、女性の活躍を推進している企業として「えるぼし」認定を行っており、平成30年3月末現在で579社が

認定されている。

- 厚生労働省では、企業が自社の女性の活躍状況や、仕事と家庭の両立支援に係る情報を掲載できる「女性の活躍・両立支援総合サイト」内に、企業における女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したサイト「女性の活躍推進企業データベース」を運用している。
- 経済産業省では、多様な人材の能力を活用し、成果を上げている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として表彰しており、平成29年度は、「①働き方改革の推進②経営層への多様な人材の登用③キャリアの多様性の推進」の重点テーマを設定し、21社を表彰した。また、女性活躍推進に優れた企業を「なでしこ銘柄」として、29年度は、48社を選定した。
- 税制に関しては、平成29年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げるなどの見直しを行い、平成30年分の所得税から適用されている。
- 社会保障制度については、被用者保険の適用拡大を進めることとしており、大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適用拡大に加えて、平成29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。
- 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、平成28年8月の人事院勧告を実施するため、同年11月に一般職の職員の給与に関する法律が改正され、29年4月から、段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額するなどの見直しが行われている。
- 民間企業における配偶者手当については、平成30年に改訂されたモデル就業規則を活用しながら、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。

第3章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 内閣府では、各政党や地方議会における男女共同参画の状況について毎年調査し、公表している。また、地方の政治分野における女性の参画状況についてデータを取りまとめた「女性の政治参画マップ」や、列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）の各国の国会議員に占める女性の割合等の報告“Women in Parliament”の和訳である「議会における女性」を毎年作成し、情報提供を行っている。
- 人事院では、公務に優秀な女性を確保するという観点から、平成29年度において、各府省の最前線で活躍する女性行政官が重要な政策課題について講演し、併せて女性の立場から公務の魅力等を伝える「女性のための霞が関特別講演」等を実施した。
- 内閣府では、「女性活躍推進法『見える化』サイト」及び「市町村女性参画状況見える化マップ」の掲載項目等をそれぞれ拡充した。
- 総務省では、特定事業主行動計画に基づく各地方公共団体の取組を支援するため、女性活躍・働き方改革に取り組む職員のネットワークづくりや意見交換の促進、女性地方公務員の人材育成、先進的な取組事例の紹介などに取り組んだ。
- 内閣府では、平成28年度に開発した「女性リーダー育成モデルプログラム」を用いて、企業における女性役員候補の育成に向けた女性役員育成研修を試行実施した。

第4章 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 厚生労働省では、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法及び「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)に基づき、所定外労働時間の削減及び年次有給休暇の取得促進を始めとした労使の自主的な取組を促進している。
- 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局では、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」を開催して地域での取組を支援する等により、地域ぐるみでの「働き方改革」を推進している。
- 厚生労働省では、子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できること等を内容とする改正育児・介護休業法の円滑な施行に向け、法改正の周知や雇用管理上の措置を講ずるに当たっての取組支援を行っている。
- 総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省では、テレワークの一層の普及拡大に向けた取組を連携して推進しており、産学官から構成される「テレワーク推進フォーラム」における普及活動や、テレワーク月間(11月)における、周知ポスターや動画によるPRや関連イベントの開催等を行った。
- 内閣府では、平成30年3月、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による、組織内外での取組の紹介や情報交換等を目的としたミーティングを開催し、賛同者による取組の好事例を情報発信した。
- 国土交通省では、タクシー事業における女性の新規就労・定着を図るべく、平成28年に創設した「女性ドライバー応援企業」認定制度に基づき認定を行った。
- 厚生労働省では、「正社員転換・待遇改善実現プラン」や「地域プラン」に基づき、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進している。
- 国の行政機関で働く非常勤職員の給与について、平成29年5月に、30年度以降特別給に相当する給与の支給を開始すること等を各府省等間で申し合わせた。
- 総務省では、一般職非常勤職員について育児休業制度を設けていない団体に対して、必要な条例の整備について要請した。
- 厚生労働省では、子育て女性等に対して再就職支援を行うマザーズハローワーク及びマザーズコーナー(全国194か所(平成29年度末現在))において、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、仕事と子育てが両立しやすい求人確保、地方公共団体等との連携による保育所情報等の提供、再就職に資する各種セミナー等を実施している。
- 経済産業省では、女性ならではの起業課題に対応するため、全国10箇所に形成した女性起業家等支援ネットワークを通じて、女性の多種多様なニーズに応える支援環境を整備した。

第5章 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「地域女性活躍推進交付金」により、女性活躍推進法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援を行った。
- 内閣府では、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進するため、地方公共団体に女性活躍推進法に基づく推進計画の策定、協議会の設置について働きかけを行った。

- 農林水産省では、平成28年4月施行の改正農業委員会等に関する法律及び改正農業協同組合法において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を促進するため、関係団体主催による女性農業委員等を対象とした研修会での説明、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。

第6章 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 平成29年6月に閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2017」では、女性の活躍の促進のため、女性リーダーの登用促進や次世代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大に取り組むこと等を盛り込んでいる。
- 外務省は、平成30年1月、1名の女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）大使を再任命し、WINDS大使は理系分野の女性の活躍を推進するための各種会議及びイベントに積極的に参加している。
- 内閣府では、理工系女性人材を一貫して支援するための産学官からなる支援体制として、「理工系女子応援ネットワーク」の情報交換や相互協力・連携強化を図った。
- 内閣府では、女子学生・生徒、保護者、教師等を対象に、女性の進出が遅れている理工系分野への関心と理解を促進するため、ウェブサイト「理工チャレンジ」を開設し、女性研究者等のロールモデルや、この取組に賛同する大学・企業等（リコチャレ応援団体）の情報提供を実施している。
- 内閣府では、文部科学省及び一般社団法人日本経済団体連合会と連携して各大学・企業等で実施している、主に女子中高生等を対象とした理工系の職場見学、仕事体験、施設見学など多彩なイベントを取りまとめた企画である「夏のリコチャレ2017～理工系のお仕事体感しよう！～」を開催した。また、国立研究開発法人科学技術振興機構では、科学技術分野で活躍する女性研究者・技術者、大学生等と女子中高生の交流機会の提供や、実験教室・シンポジウムの実施等、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を実施した。

第7章 生涯を通じた女性の健康支援

- 厚生労働省では、生涯を通じた女性の健康支援事業を実施し、保健所、市町村保健センター等において妊娠、避妊や性感染症を含めた女性の心身の健康に関する相談指導のほか、女性のライフステージに応じた健康教育等を実施している。
- 総務省では、人が生まれる前から老年期に至るまでの健康・医療・介護情報を活用するPHR（Personal Health Record：個人健康記録）モデルの実証を行い、自らの状態に合わせた適切なサービスを受けられる環境の整備を推進している。
- 厚生労働省では、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業について、平成28年1月から初回治療及び男性不妊治療の助成額を拡充している。
- 厚生労働省では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目なく総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を行っている。
- 文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの育成や、最新のスポーツ医・科学等の知見に基

づくスポーツの普及を通じて、スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を支援するとともに、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援を行っている。

第8章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から同月25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。内閣府では、期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携・協力の下、意識啓発等の女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。
- 厚生労働省では、婦人相談員による相談・支援の充実のため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう拡充を図っている。
- 警察では、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、罰則の見直し、国、地方公共団体等の責務に係るストーカー規制法の改正規定を積極的に適用している。
- 平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえて立案した、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正する法律が29年6月に成立し、同年7月に施行された。
- 内閣府では、地方公共団体における性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全都道府県での早期設置及びその安定的運営を図るために、平成29年度に性犯罪・性暴力被害者支援交付金を創設した。
- 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において取りまとめた緊急対策に基づき、平成29年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、政府一体となって必要な対策を緊急かつ集中的に実施した。さらに、同年5月、前記対策会議において「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」を策定し、こうした問題の根絶に向けて取組を推進している。
- 平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」に基づき、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携強化等の取組を政府全体で推進している。

第9章 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- 厚生労働省では、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づき、就業による自立に向けた支援を基本としつつ、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援を実施するとともに、児童扶養手当の支払回数を現行の年3回から年6回（奇数月の隔月）とするための関連法案を平成30年、第196回通常国会に提出した。
- 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を展開している。草の根で支援を行うNPO等に対する支援として、民間資金を活用した「子供の未来応援基金」には、平成29年度末時点で約9億7,300万円の寄付が寄せられ、平成30年1月に、申請のあった352団体から79団体を審査・選定し、4月から実施する活動を支援することが決定された。
- 文部科学省では、誰もが、家庭の経済事情に左右されることなく、希望する質の高い教育を受けられることができるよう、教育費の無償化・負担軽減に向けた取組を進めている。

- 法務省では、養育費に関するパンフレット及び合意書のひな形を作成し、離婚届用紙の交付を求める当事者に配布する取組を平成28年10月から開始している。また、法制審議会において、財産開示制度等に係る民事執行法の改正の検討をしている。
- 平成28年4月、改正消費者安全法が施行され、地方公共団体が、高齢者や障害者等の消費生活に特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うことができることとされた。
- 平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供をはじめとする障害を理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。
- 法務省の人権擁護機関では、法務局等において、人権相談に積極的に対応するとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を始めとする人権相談体制の充実を図っている。
- 文部科学省では、平成28年4月に作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を周知することにより、学校における適切な教育相談の実施等を促している。

第10章 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 内閣府では、銀行口座、職場等において旧姓使用が可能となるよう、関係団体に対し協力要請を行った。
- 国家公務員の旧姓使用について、対外的な法令上の行為を含め、原則として旧姓使用を認めることとする各府省庁間の申合せを行った。
- 平成27年4月から本格施行された子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善及び地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。
- 子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型保育事業等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずるため、平成28年3月、子ども・子育て支援法の一部が改正された。同事業により、29年度末までに約7万人の受け皿を確保し、多様な働き方に対応した受け皿整備を進めている。
- 政府においては、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組を進めている。
- 厚生労働省では、「放課後子ども総合プラン」の目標達成に向けた「量的拡充」のための支援策の強化を図るため、施設整備費の国の補助率引上げや既存施設の改修等の補助基準額の引上げ、より広い場所に放課後児童クラブを移転するための経費等の補助等を行った。
- 文部科学省では、幼児教育の振興を図る観点から、平成29年度は、年収約270万円未満相当世帯第2子が無償にするとともに、年収約270万円から約360万円未満相当について、更なる負担軽減を図った。
- 消費者庁では、平成28年6月に設置した「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」において、子供の事故の実態及び事故防止に向けた各種取組等について情報交換し、連携した効果的な啓発活動の実施等についての検討を進めている。

第11章 教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進

- 内閣府では，男女共同参画局ホームページで国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか，同ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交換の拠点とするべく，一層の充実を図っている。

第12章 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- 内閣府では，平成28年熊本地震における男女共同参画の視点からの対応状況を調査した「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」の活用や「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の活用に加え応援・受援体制等における男女共同参画の視点の導入等，取組の推進について都道府県知事及び政令指定都市市長に対し依頼した。
- 内閣府では，平成29年7月の九州北部豪雨災害の被災地となった福岡県で，避難所運営における女性リーダーの育成事業として，避難所運営に女性の視点を生かすための女性ための災害対応能力向上講座を開設した。
- 復興庁では，東日本大震災からの復興に当たり，女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」として公表しており，平成29年8月に作成した第14版までにおいて，計103事例を公表した。

第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 男女共同参画推進連携会議企画委員会主催による情報・意見交換会として，2017（平成29）年5月に，グローバルな視点から見た日本における女性のエンパワーメントの現状と課題及び第61回国連女性の地位委員会（CSW）等に関する「聞く会」を開催した。また，同年12月には，G7男女共同参画大臣会合及び女子差別撤廃委員会の最終見解へのフォローアップ等に関する「聞く会」を開催した。さらに，2018（平成30）年2月には，第62回CSW等についての「聞く会」を開催した。
- 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため，2016（平成28）年5月に，内閣総理大臣を本部長とし，全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し，2017（平成29）年12月には，同推進本部において「SDGsアクションプラン2018」を策定し，日本の「SDGsモデル」の3つの基本的方向性の一つに，SDGsの担い手として「女性と次世代のエンパワーメント」を掲げた。
- 2016（平成28）年5月，「開発協力大綱」に基づく分野別開発政策として，途上国における女性の活躍推進と質の高い成長を目指す「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表した。
- 2018（平成30）年3月8日の「国際女性の日」には，内閣府特命担当大臣（男女共同参画）からのメッセージを寄せた。
- 2017（平成29）年11月，イタリアのタオルミーナで「G7男女共同参画担当大臣会合」が開催され，我が国からは内閣府大臣政務官が参加した。本会合は初めて開催されたものであり，「女性の経済的及び政策的エンパワーメント」，「女性の政治的エンパワーメント」及び「女性に対する暴力の防止と撤廃及び人身取引の撲滅に向けた手段としての女性の経済的エンパワーメント」の3つのテーマの下，活発な議論が行われ，「G7男女共同参画担当大臣宣言」が取りまとめら

れた。

- 2017（平成29）年11月、我が国は4回目となる国際女性会議WAW！2017（World Assembly for Women）を開催した。日本及び21の国と地域、8国際機関から66名の女性分野等で活躍するトップ・リーダーたちが参加し、各参加者からのアイデアや提案は「WAW！2017東京宣言」として取りまとめられ、国連文書（A/72/625）としても発出された。
- 総務省は、平成29年10月に開催された国連ジェンダー統計に関する機関間専門家グループ（IAEG-GS）年次会合において、ジェンダー統計のグローバルな発展に資するべく、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである、ジェンダー統計グローバルフォーラムの第7回会合を、30年度に我が国（東京）へ招致することを表明し、同グループの2018（平成30）年活動計画として正式に承認された。また、フォーラムの企画について、共催者の国連統計部との調整を進めた。

第2部

平成30年度に講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

第1章 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

- 内閣府は、「第4次男女共同参画基本計画」について、実効性をもって具体的取組を進めていくため、男女共同参画会議及びその下に置かれた専門調査会を積極的に活用しつつ、男女共同参画施策に係る企画立案・総合調整機能を最大限に発揮していく。
- 男女共同参画会議においては、第4次男女共同参画基本計画に基づく各府省の施策の実施状況や「女性活躍加速のための重点方針」に関する調査審議を行う。
- 男女共同参画会議は、重点方針専門調査会において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を検討し、男女共同参画社会基本法に基づく内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見として決定する。当該意見を踏まえ、すべての女性が輝く社会づくり本部において、「女性活躍加速のための重点方針2018」を決定し、各府省の概算要求に反映させる。また、男女共同参画会議は、「重点方針2018」に基づく各府省の予算概算要求等の状況について調査審議する。

第2章 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

- 平成29年3月に取りまとめられた「働き方改革実行計画」に基づき、同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、柔軟な働き方がしやすい環境整備、女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備等について、政府は第196回通常国会に係る法律案を提出したことをはじめとして、スピード感をもって実行していく。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行う。
- 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めるため、女性活躍推進法及び「公共調達等取組指針」に基づき、国及び独立行政法人等が、総合評価落札方式等による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する取組を実施する。また、地方公共団体での国に準じた取組、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や民間企業等の各種調達においても、国と同様の取組が進むよう働きかけを行う。
- 内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」、女性活躍推進法等を踏まえ、女性職員の活躍推進及び男女全ての職員の「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、取組を着実に進めていく。
- 総務省では、各地方公共団体に対して職員の時間外勤務縮減等、働き方改革に向けた一層の取組を働きかける。さらに、「ゆう活」やテレワークの活用など、地方公務員のワーク・ライフ・バランス推進に資する先進的な取組事例の情報提供を行う。
- 内閣府では、「重点方針2017」を踏まえ、引き続き、男性の暮らし方・意識の変革への気運醸成のための普及啓発活動として、「男性の家事・育児等参加応援事業」を実施するほか、内閣府のホームページを通じた情報提供を行う。
- 内閣府及び厚生労働省では、国、地方公共団体の取組を促進するため、事業主行動計画や都道

府県・市町村推進計画に基づく取組の好事例の紹介や、市町村推進計画策定支援マニュアルの活用を促進することにより策定率の向上を図る。

- 内閣府では、上場企業のうち女性役員が1名以上の企業を一覧化したポスター等を作成することで、引き続き「見える化」を通じ、機運の醸成を図る。
- 税制に関しては、平成29年度税制改正における配偶者控除等の見直しについて、平成30年分の所得税から適用されている。
- 社会保障制度については、平成29年4月から中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いた。また、更なる適用拡大について、引き続き検討を進めていく。
- 公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対処するよう各地方公共団体に要請していく。
- 民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

第3章 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 内閣府は、政治分野において、女性の参画の拡大が進むよう、必要な調査研究や情報提供等を行う。
- 内閣府及び総務省では、平成30年5月に施行された「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の概要等を地方公共団体に周知するとともに、同法を踏まえた必要な施策を行う。
- 内閣官房内閣人事局及び各府省等では、国家公務員について、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」に基づき、「働き方改革」を更に加速させる。
- 人事院では、男女全ての職員の活用推進に向けて、育児休業等の利用が女性職員のみに限ることのないよう、男性職員の育児休業制度等の活用を促すことなどを引き続き各府省に求めていく。
- 総務省では、各地方公共団体の特定事業主行動計画に基づく取組に対する支援を充実させる。
- 内閣府では、我が国の女性リーダー育成に向けた取組の促進を図る。また、我が国の資本市場で活動する機関投資家を対象に、ESG投資等における女性の活躍に関する情報の活用状況等を調査し、その結果をわかりやすく取りまとめ、広く情報提供を行う。加えて、上場企業のうち女性役員が1名以上の企業を一覧化したポスター等を作成し、全上場企業に送付等することで、引き続き「見える化」を通じた機運の醸成を図る。
- 厚生労働省では、一般事業主行動計画に従って企業の取組が着実に進むよう、助言指導等を行うことで女性活躍推進法の実効性を確保するとともに、より多くの企業が「えるぼし」認定を目指し取組を進めるよう周知・啓発を図る。

第4章 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 内閣府では、仕事と生活の調和の実現に向けて、政労使、都道府県が密接に連携・協働するためのネットワークを支える中核的組織として、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づく取組状況の点検・評価を行うた

めの総合調整を行う。

- 厚生労働省では、労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰等を図るための「育休復帰支援プラン」や介護離職を防止するための「介護支援プラン」の策定支援を行う。また、育児・介護等を理由として退職した者が適切に評価等される再雇用制度を導入した上で、希望する者を採用した事業主に対する助成金を支給する。
- 厚生労働省では、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）において、職場におけるハラスメントの未然防止に向け一体的に施策を推進する。また、「セクハラ指針」等において、一体的にハラスメントの相談窓口を設置し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備することが望ましいことを示し、事業主の取組を促している。
- 厚生労働省では、ポジティブ・アクションが正しく理解され、企業における積極的な取組が図られるよう、各企業の実情に応じた自主的かつ積極的な取組の促進に向けポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援を行う。
- 厚生労働省では、多様な正社員の導入や非正規雇用労働者の正社員転換について、好事例の収集、専用ホームページによる周知・啓発、企業向けセミナーなどを実施する。
- 総務省では、地方公共団体の臨時・非常勤職員の適正な任用・服務・勤務条件を確保するための改正法の施行に向け、各地方公共団体において必要な準備が円滑に進められるよう、引き続き、情報提供を行うとともに、準備状況等の実態把握を行い、適切な見直しが行われるよう、必要な支援を行う。
- 経済産業省では、地域の金融機関、創業支援機関等に加え、先輩女性起業家・キャリア支援機関等の様々な支援機関からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国10箇所形成し、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を実施する。

第5章 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進

- 内閣府では、女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、地域女性活躍推進交付金により、同法に基づく協議会を始めとする多様な主体による都道府県・市町村推進計画の取組実施を加速する支援を行う。
- 農林水産省では、「食料・農業・農村基本計画」を踏まえて、人・農地プランを検討する場への女性農業者の参画を義務付けるとともに、女性農業者の農業委員会の委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する。
- 農林水産省では、女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新たな商品やサービスの開発等を行う「農業女子プロジェクト」等を通じた女性農業経営者の取組の発信や地域ネットワークを強化する。
- 農林水産省では、農業経営において、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、家族経営協定の締結の促進や女性農業者が働きやすい環境の整備を推進する。

第6章 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 「第5期科学技術基本計画」に掲げられた目標値の達成に向け、女性リーダーの登用促進、ワーク・ライフ・バランスの実現のための支援や環境整備、次代を担う女性及びその保護者への科学技術系の進路に対する興味関心の醸成等の取組を推進する。

- 内閣府では、産学官からなる支援体制「理工系女子応援ネットワーク」の連携を強化し、「夏のリコチャレ～理工系のお仕事体感しよう！～」等を開催し、国立研究開発法人科学技術振興機構では、地域や企業等と連携した取組などを実施する大学等に支援を行う「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」を引き続き実施することで、女子生徒等の理工系分野への進路選択を支援する。

第7章 生涯を通じた女性の健康支援

- 内閣府では、女性応援ポータルサイトを活用し、女性の健康に関する広報活動、個人が妊娠、出産等についての希望を実現することができるよう、個々のライフデザインやキャリアの形成に関する普及啓発を行う。
- 厚生労働省では、地域において安心して産み育てることができるよう、引き続きリスクの高い妊産婦や新生児等に高度な医療を提供する総合周産期母子医療センター等に対する財政支援を行うほか、平成30年度からは分娩施設が少ない地域において、新規に分娩施設を開設する場合などの施設整備に対する財政支援等を行う。
- 厚生労働省では、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの整備を行い、箇所数を増加するとともに、地域の実情に応じて、退院直後の母子に対する心身のケア等を行う産後ケア事業等を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制の構築に向けた取組を推進していく。
- 文部科学省では、総合型地域スポーツクラブの育成や、誰もが生涯を通じて楽しめる新たなスポーツやプログラムの開発・普及を通じてスポーツへの興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を支援するとともに、女性のスポーツ実施率向上のための取組や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。また、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援を継続する。

第8章 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 内閣府では、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて広報の実施等により、社会の問題意識を高めるとともに、多様な暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。
- 厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を強化するため、婦人相談員手当について、一定の研修を修了した者について引き上げを図る。また、同伴児童対応指導員の配置を拡充するとともに、個別対応できる職員を配置できることとし、支援体制の強化を図る。
- ストーカー対策に関する関係省庁では、引き続き「ストーカー総合対策」に基づく取組の確実な実施を図る。
- 警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律等を積極的に適用する。また、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究を踏まえ、地域精神科医療との連携を図るとともに、多機関連携によるストーカー加害者更生に関する調査研究等を実施する。
- 内閣府では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、全都道府県でのセンターの設置及び安定的運営が可能となるよう、平成29年度に創設した性犯罪・性暴力被害者支援交付金によりセンターの整備等に取り組む都道府県を支援し、性犯罪・性暴力被害者

支援の更なる拡充を図る。

- 平成29年5月に策定した「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づき、引き続き、問題の根絶に向けて取組を推進する。内閣府では、若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けた啓発媒体の開発・制作や、相談支援の質の向上を図るための対応マニュアルを作成し、被害者支援の拡充の促進を図る。
- 警察では、アダルトビデオのスカウト行為に対する街頭での指導・警告及び悪質な事犯の検挙、いわゆる「JKビジネス」営業が多く見られる大規模繁華街における児童等の一斉補導、高校・大学等における被害防止教育や街頭キャンペーン、警察署、交番等の相談窓口においては24時間相談を受け付けていることを周知する活動等の対策を実施する。
- 法務省では、平成29年6月に成立し、同年7月に施行された、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等並びに強姦罪等の非親告罪化を内容とする刑法の一部を改正する法律の趣旨及び内容等を周知するなどして被害者の心情に配慮することを含め、適正な運用がなされるよう努める。
- 政府では、平成29年4月に犯罪対策閣僚会議で決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づき、児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子供の性被害の撲滅に向け、国民意識の向上のみならず、児童、児童の保護者、加害者、犯行に用いられるツールや場所等のそれぞれに着目した多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。

第9章 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- 内閣府では、子供の貧困対策が国をあげて推進されるよう、地域の実情に即した施策に取り組んでいる地方公共団体への支援を行うとともに、引き続き「子供の未来応援国民運動」を発展させていく。平成30年度においては、地域における連携ネットワークの構築を加速させることで、支援が必要な子供や家庭に確実に支援を届けるため、多様な形態による国民運動への参加の促進などを更に展開していく。
- 厚生労働省では、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく総合的な支援を行っている。平成30年度は、児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度額の引上げや、未婚のひとり親を対象に、寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施する。
- 文部科学省では、高等教育段階における取組として、平成29年度に創設・先行実施した給付型奨学金制度を着実に実施する。また、無利子奨学金の拡充、並びに、所得連動返還型奨学金制度の着実な実施による奨学金の返還負担の軽減を図る。
- 総務省では、高齢者や障害者が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るための助成や、効果的な地域包括ケアや地域を越えた広域のデータ連携を実現するための補助を行う。
- 「障害者基本計画（第4次）」に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組むとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の実効性ある施行のため、関係省庁や地方公共団体と連携しつつ、広く社会にその取組を働きかけていく。

第10章 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、

就業継続支援，離職者の再就職支援など，引き続き総合的な対策を講じる。

- 文部科学省及び厚生労働省では，「放課後子ども総合プラン」に基づき，放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備をしており，平成30年度は，放課後児童クラブについて，施設整備費の国の補助率を1/3から2/3への引上げを継続するとともに，放課後児童支援員等の処遇改善などの人材確保対策等を推進することとしている。

第11章 教育・メディア等を通じた意識改革，理解の促進

- 内閣府では，6月23日から同月29日までの「男女共同参画週間」において，「走り出せ，性別のハードルを越えて，今」をキャッチフレーズに定め，広報・啓発活動において活用する。
- 文部科学省では，女性が子育て等をしてしながら大学等や男女共同参画センター等におけるリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や，地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりについて検討を行う。

第12章 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

- 内閣府では，「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」の活用及びアドバイザー派遣等を通じて，地方公共団体において男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できる職員の育成や，地域における災害対応等の担い手としての女性リーダーの育成に資する防災・復興に係る研修を促進する。
- 復興庁では，男女共同参画の観点から，まちづくり等，被災地の復興の場面における具体的な取組を進めるに当たって，参考となる事例の収集・提供を引き続き行うほか，被災地の地方公共団体等のニーズに沿った支援等を行う。

第13章 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- 2016（平成28）年3月に女子差別撤廃委員会から公表された最終見解に基づき，2020（平成32年）までに「女子差別撤廃条約第9回定期報告」を取りまとめるべく準備を進める。また，我が国政府として必要な取組等を行う。
- 国際社会における我が国の存在感を高めるために，様々な機会を利用して我が国の男女共同参画に関する取組を国際社会に発信する。具体的には，防災における男女共同参画の視点等の日本の特徴を生かしたテーマの対外発信に努めるとともに，国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加を積極的に進める。
- 2018（平成30）年9月にはパプアニューギニアにおいてアジア太平洋経済協力（APEC）女性と経済フォーラムが，同年10月にはアルゼンチンにおいてWomen(W20)が，2019（平成31）年3月には国連女性の地位委員会（CSW）が開催される場所，これらの国際会議に，更に積極的に貢献していく。
- 2017（平成29）年に引き続き，世界のトップリーダーの参加を得て5回目となる国際女性会議WAW！（World Assembly for Women）を開催する。
- 「アジア・太平洋輝く女性の交流事業」を引き続き実施し，アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流の架け橋になっている女性たちの知見の交換及びネットワーキングを行う。